

ヘルスケアシステム論Ⅲ

ポスト2025年のロードマップ



社会福祉法人

日本医療伝道会

Kinugasa Hospital Group

衣笠病院グループ理事

武藤正樹

よこすか地域包括推進センター長

衣笠病院グループの概要

- 神奈川県横須賀市(人口約39万人)に立地
- 横須賀・三浦医療圏(4市1町)は人口約70万人
- 衣笠病院許可病床198床 <稼働病床194床>
- 病院診療科 <○は常勤医勤務>

○内科、神経科、小児科、○外科、乳腺外科、
脳神経外科、形成外科、○整形外科、○皮膚科、
○泌尿器科、婦人科、○眼科、○耳鼻咽喉科、
○リハビリテーション科、○放射線科、○麻酔科、○ホスピス、東洋医学

■ 病棟構成

DPC病棟(50床)、地域包括ケア病棟(91床)、回復期リハビリ病棟(33床)、ホスピス(緩和ケア病棟:20床)

■ 併設施設 老健(衣笠ろうけん)、特養(衣笠ホーム)、訪問診療クリニック、訪問看護ステーション
通所介護事業所など

■ グループ職員数750名



【2021年9月時点】



富士山

箱根

小田原

横浜

江の島

港南台

鎌倉

逗子

葉山



衣笠ホーム



横須賀

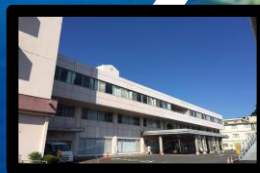
衣笠病院グループ



長瀬
ケアセンター

浦賀

三浦



目次



- パート 1
 - ポスト2025年、2040年時代とは
- パート 2
 - ポスト2025年のロードマップ
- パート 3
 - 医師の働き方改革
- パート 4
 - タスクシフト・シェア
- パート 5
 - 医師遍在対策
- パート 6
 - 新地域医療構想
- パート 7
 - 2024年の診療報酬改定
- パート 8
 - 少子化対策

パート 1

ポスト2025年、2040年とは



65歳以上の高齢者の人口推移

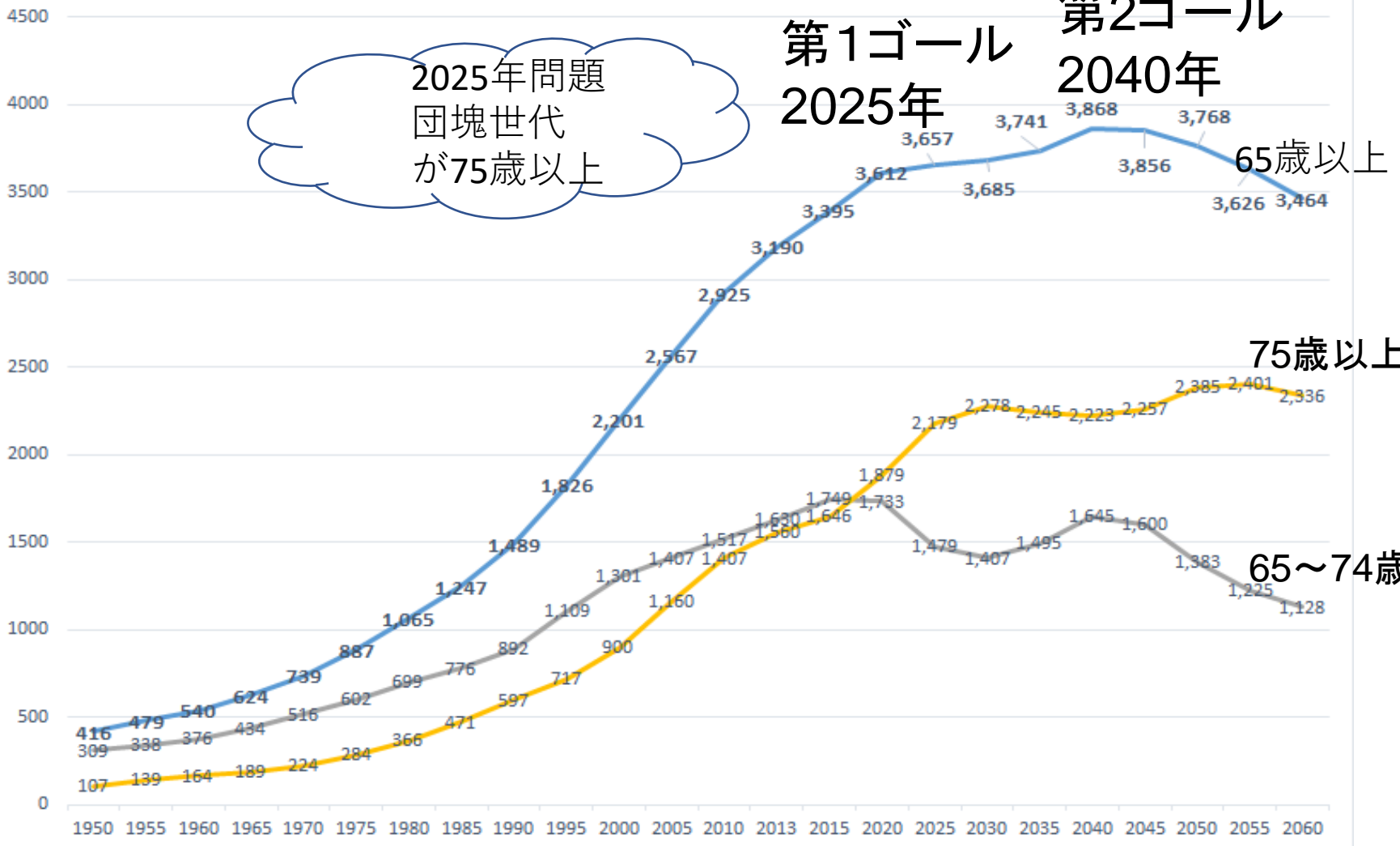
— 65～74歳 — 75歳以上 — 65歳以上(計)

2040年問題
団塊ジュニア
が65歳以上

2025年問題
団塊世代
が75歳以上

第1ゴール
2025年

第2ゴール
2040年

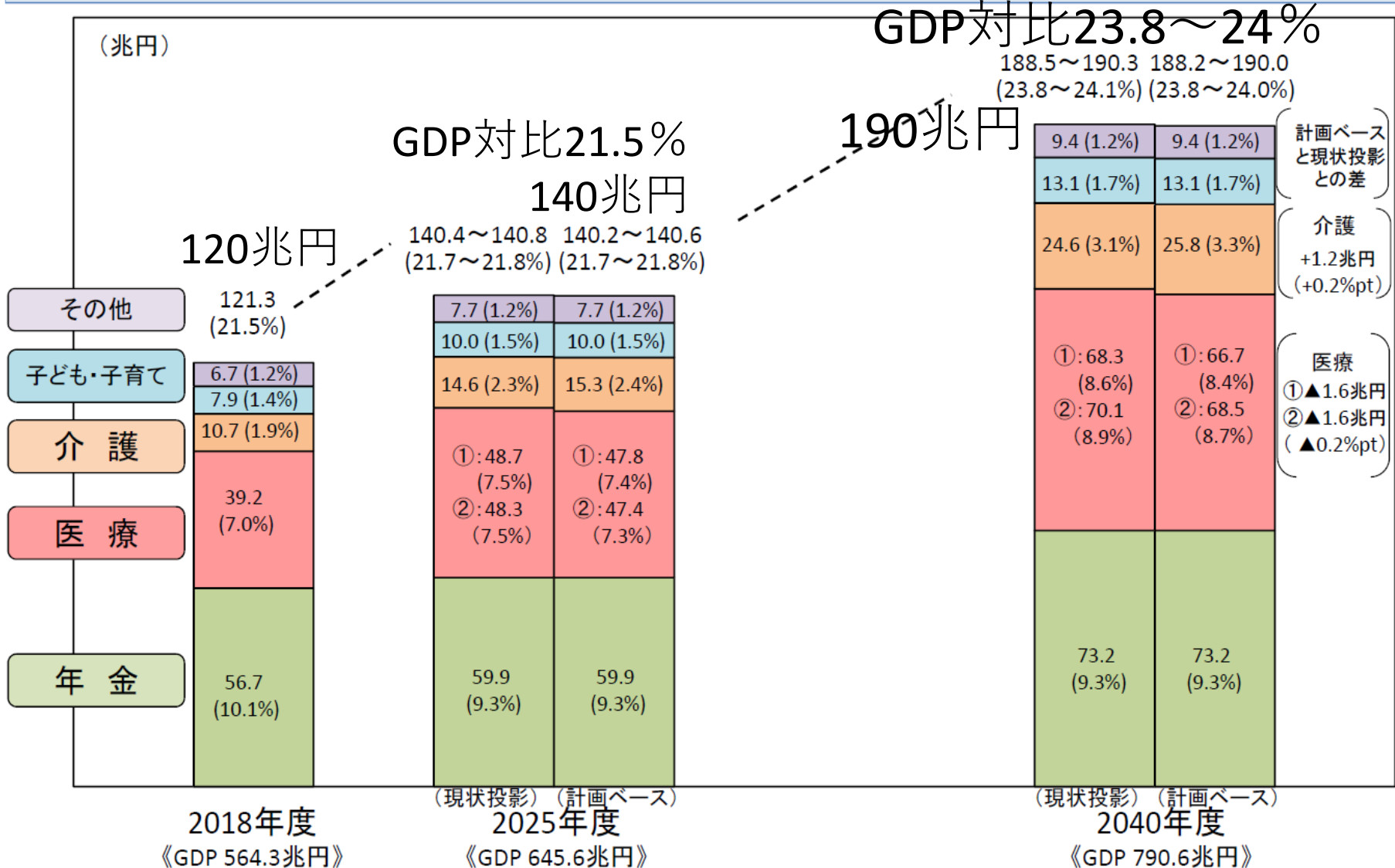


75歳以上

65～74歳

65歳以上

社会保障給付費の見通し（経済：ベースラインケース）



(注1) ()内は対GDP比。医療は単価の伸び率について2通りの仮定をおいており給付費に幅がある。

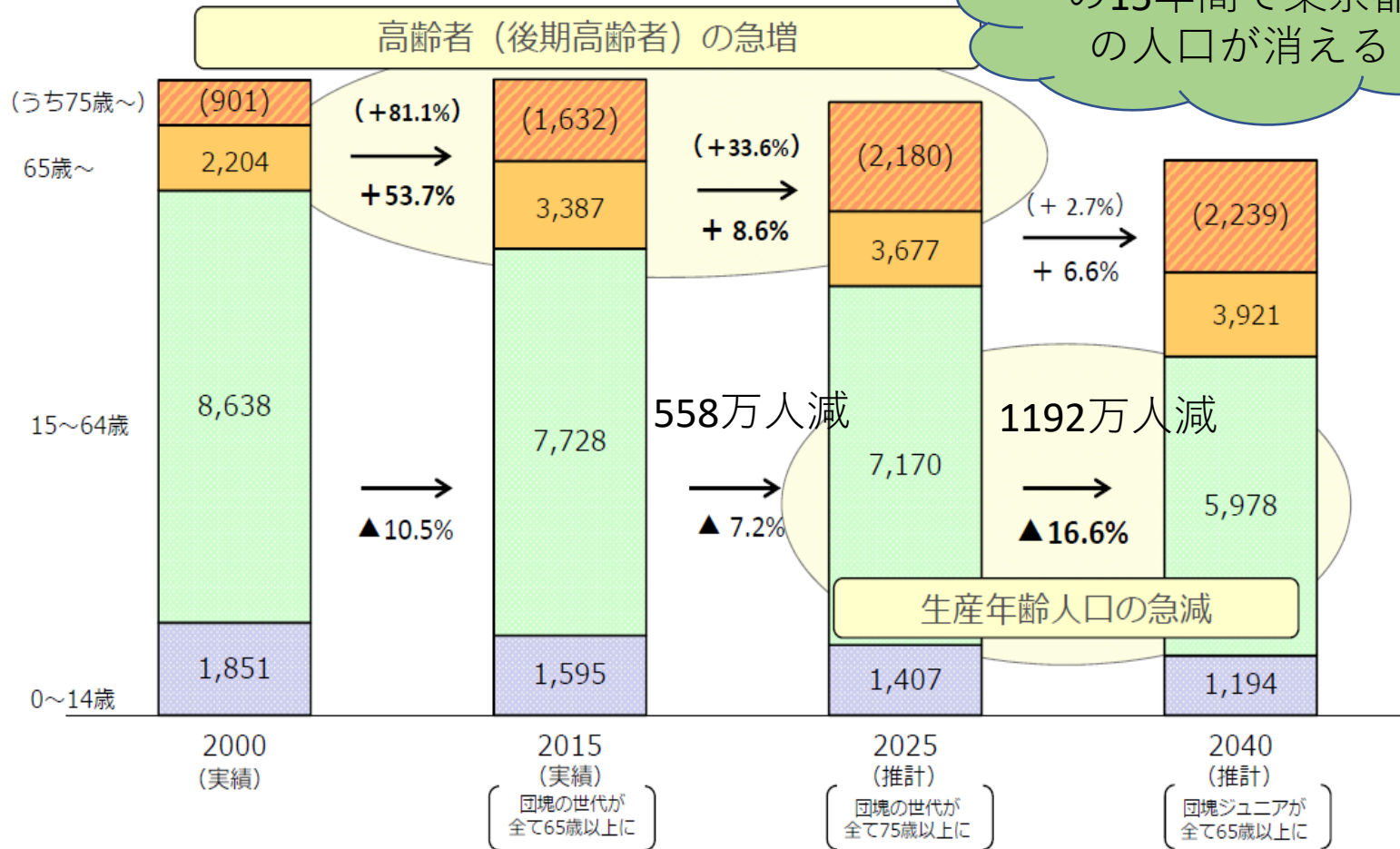
(注2) 「現状投影」は、医療・介護サービスの足下の利用状況を基に機械的に計算した場合。「計画ベース」は、医療は地域医療構想及び第3期医療費適正化計画、介護は第7期介護保険事業計画を基礎とした場合。

2040年までの人口構造の変化

○ 我が国の人口動態を見ると、いわゆる団塊の世代が全員75歳以上となる2025年に向けて高齢者人口が急速に増加した後、高齢者人口の増加は緩やかになる。一方で、既に減少に転じている生産年齢人口は、2025年以降さらに減少が加速。

【人口構造の変化】

2025年から2040年の15年間で東京都の人口が消える

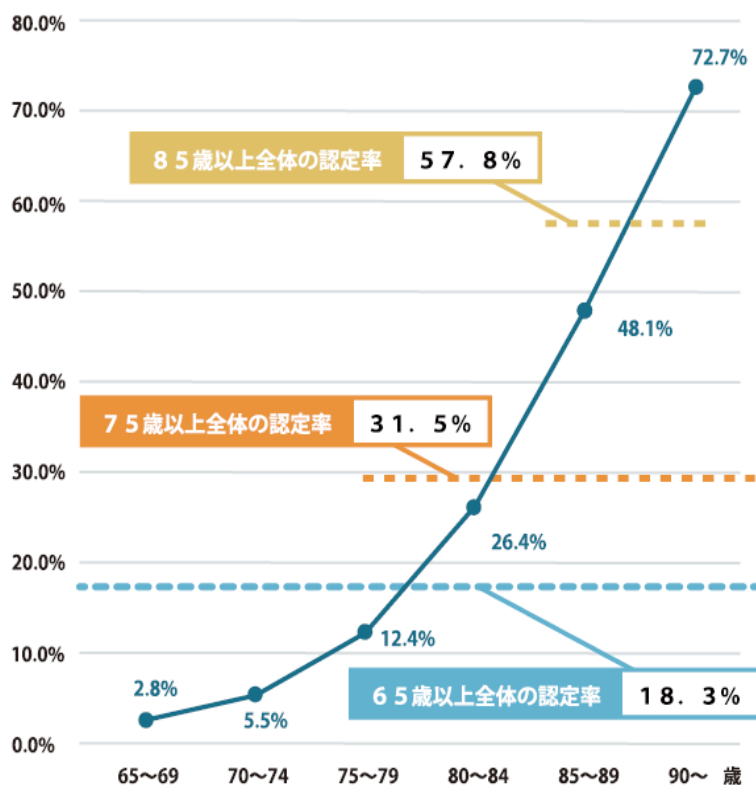


(出典)総務省「国勢調査」「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口 平成29年推計」

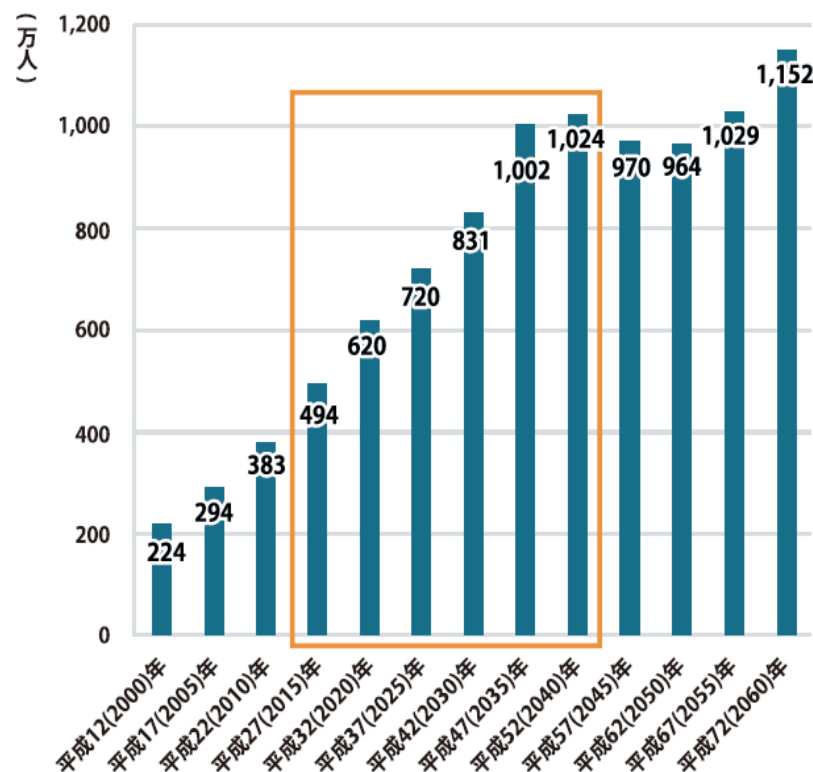
医療と介護の複合ニーズが一層高まる

- 要介護認定率は、年齢が上がるにつれ上昇し、特に、85歳以上で上昇する。
- 2025年度以降、後期高齢者の増加は緩やかとなるが、85歳以上の人口は、2040年に向けて、引き続き増加が見込まれており、医療と介護の複合ニーズを持つ者が一層多くなることが見込まれる。

年齢階級別の要介護認定率



85歳以上の人口の推移



出典

2020年9月末認定者数（介護保険事業状況報告）及び2020年10月1日人口（総務省統計局人口推計）から作成
 将来推計は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成29年4月推計）出生中位（死亡中位）推計
 実績は、総務省統計局「国勢調査」（国籍・年齢不詳人口を按分補正した人口）

ポスト2025年 急性期病床に 押し寄せる後期高齢者

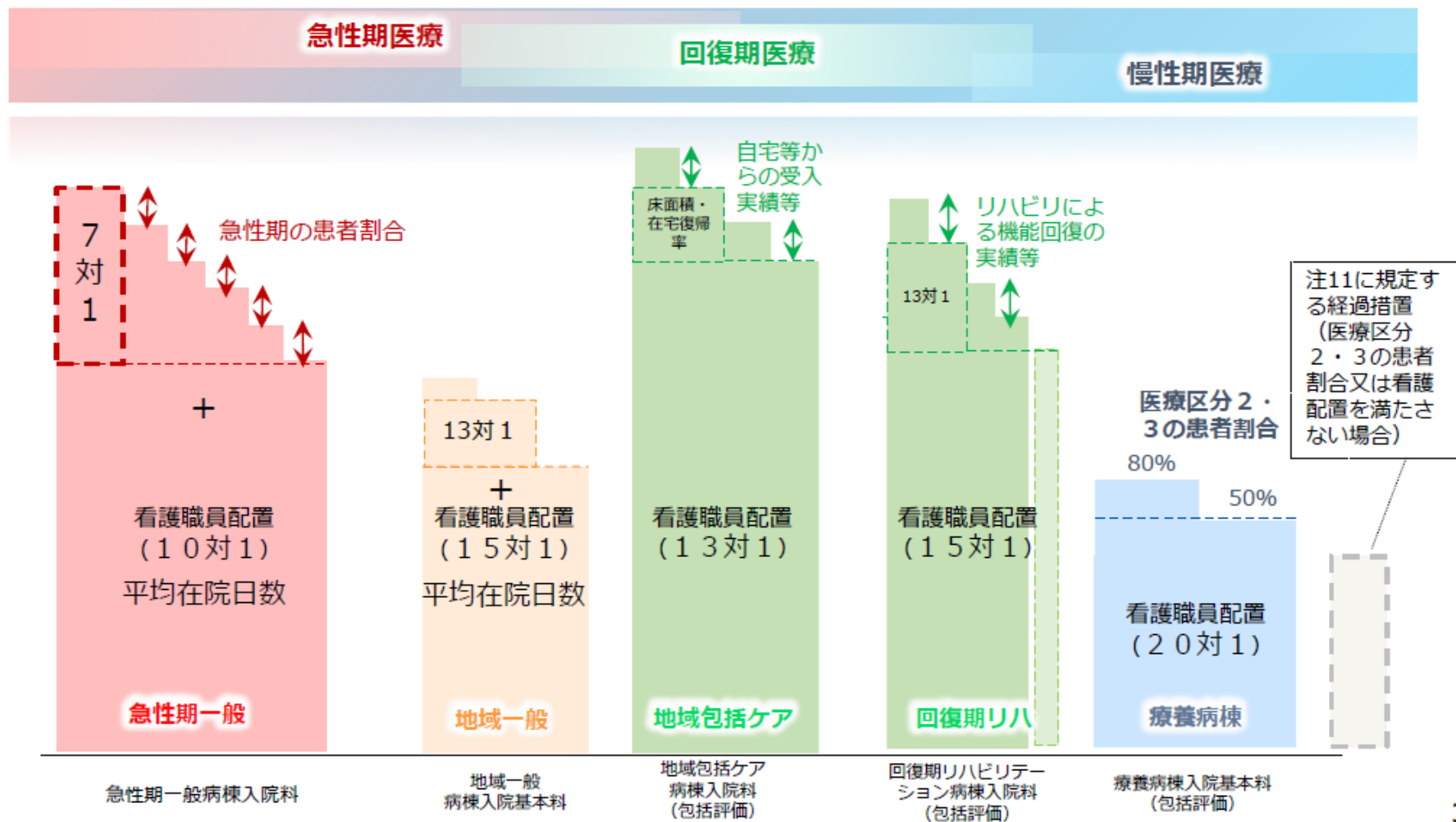


後期高齢者入院
パンデミックが
起きる。2040年
まで続く・・・

入院医療の評価体系と期待される機能（イメージ）

- 入院医療評価体系については、**基本的な医療の評価部分**と**診療実績に応じた段階的な評価部分**との二つの評価を組み合わせた評価体系としている。

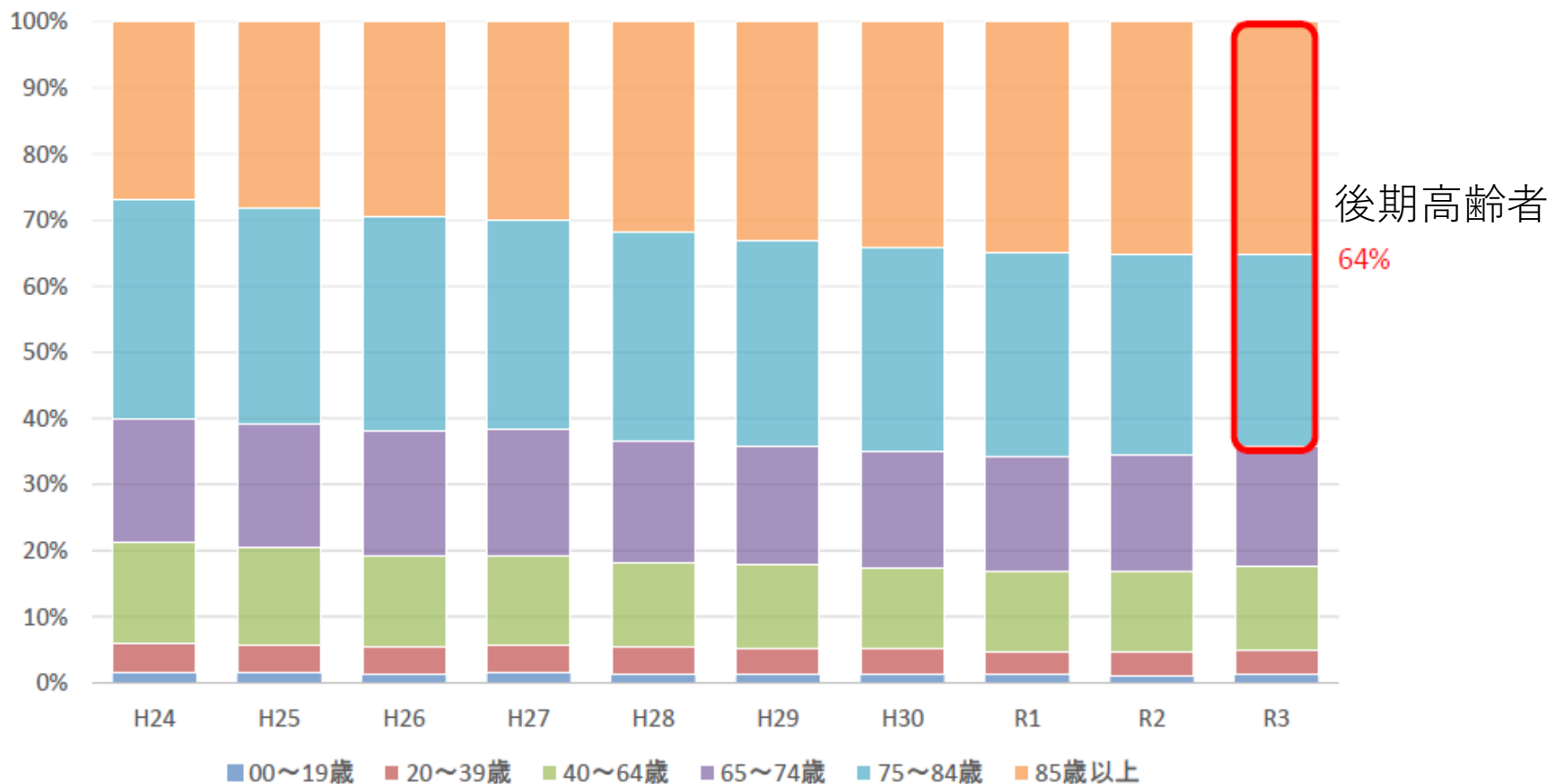
※ 特定機能病院、専門病院、精神病棟、結核病棟、障害者施設等、その他の特定入院料等については、特定の機能や対象患者を想定した入院料のため、下記には含めていない。



入院患者の年齢構成の推移①（急性期一般入院料）

- 急性期一般入院料を算定する入院患者のうち、65歳以上が占める割合はほぼ横ばいだが、85歳以上が占める割合は年々増加している。
- 令和3年では、入院患者のうち64%を75歳以上が占める。

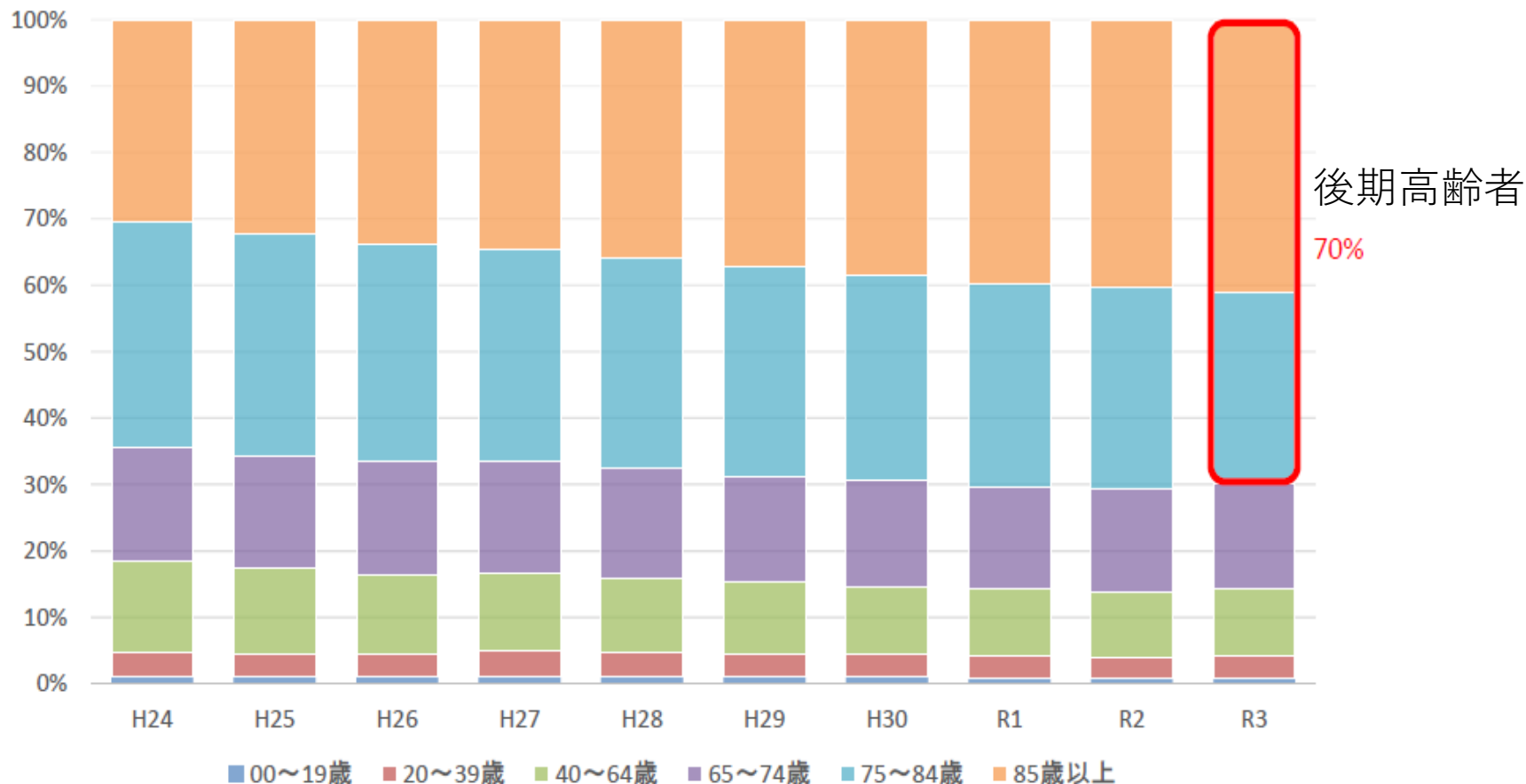
■ 急性期一般入院料の算定回数の年齢構成比 ※H24～H29は7対1または10対1一般病棟入院基本料



入院患者の年齢構成の推移③（急性期一般入院料4～7）

- 急性期一般入院料4～7を算定する入院患者のうち、75歳以上の高齢者が占める割合は年々増加しており、特に85歳以上の占める割合が増加している。
- 令和3年では、入院患者のうち70%を75歳以上が占める。

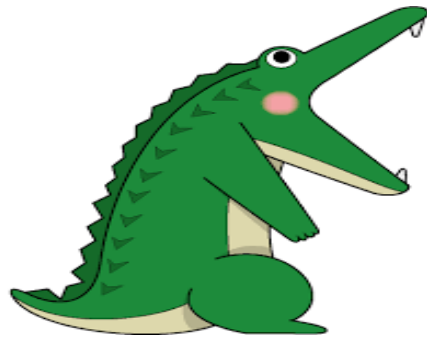
■急性期一般入院料4～7※の算定回数の年齢構成比 ※H24～H29は10対1一般病棟入院基本料



ポスト2025年 国の財政も最大ピンチ

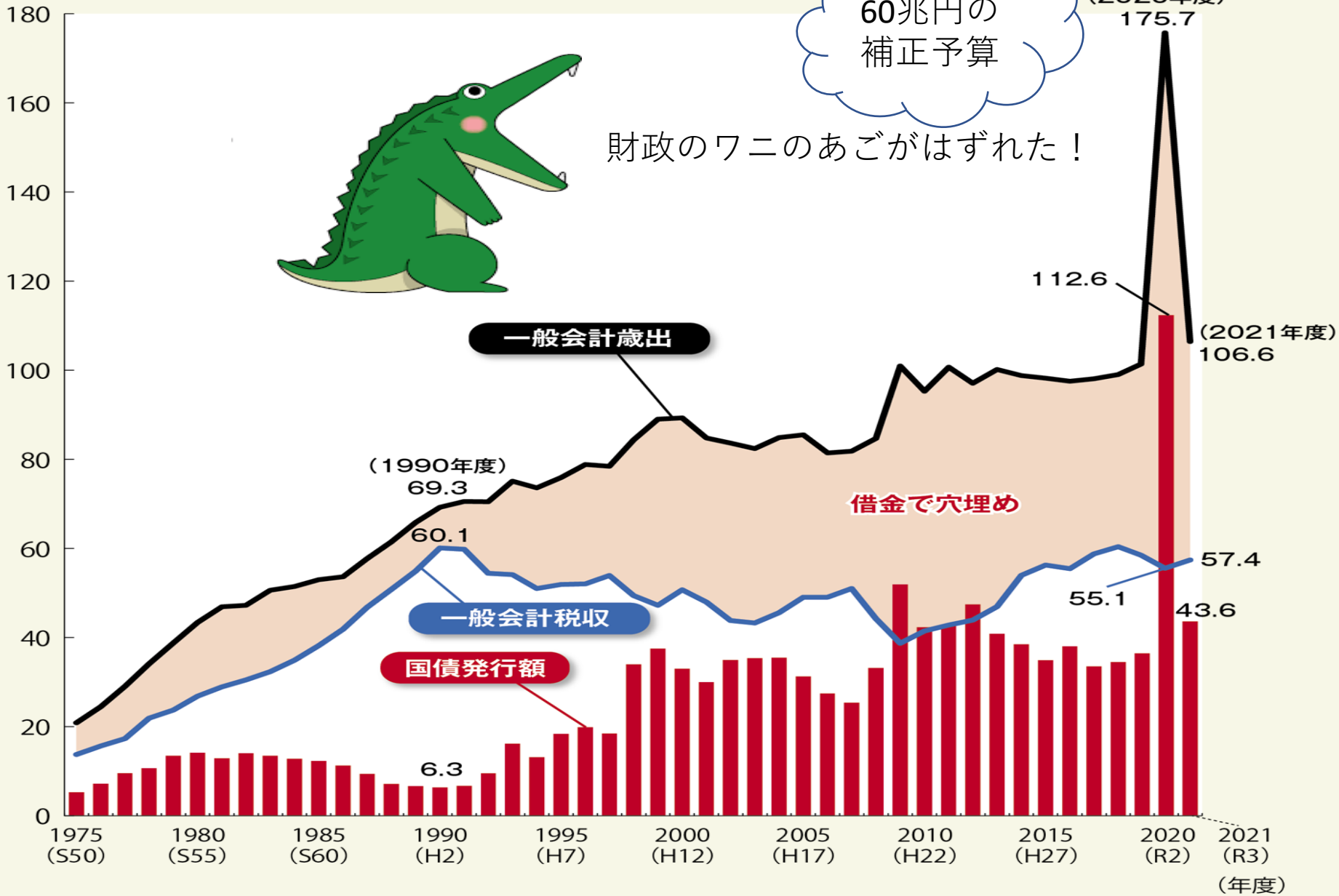


(兆円)



60兆円の
補正予算

財政のワニのあごがはずれた!



(注1) 2019年度までは決算、2020年度は第3次補正後予算、2021年度は政府案による。
 (注2) 2019年度及び2020年度の計数は、臨時・特別の措置に係る計数を含んだものである。

財務省資料より

年齢区分別人口(日本の将来推計人口・平成29年推計)



人口問題の
ワニの口

(注) 出生中位、死亡中位
(出典) 年齢区分別人口(日本の将来推計人口・平成29年推計)をもとに健保連が作成

ポスト2025年、2040年

「カネなし、ヒトなし、借金漬け」の時代・・・

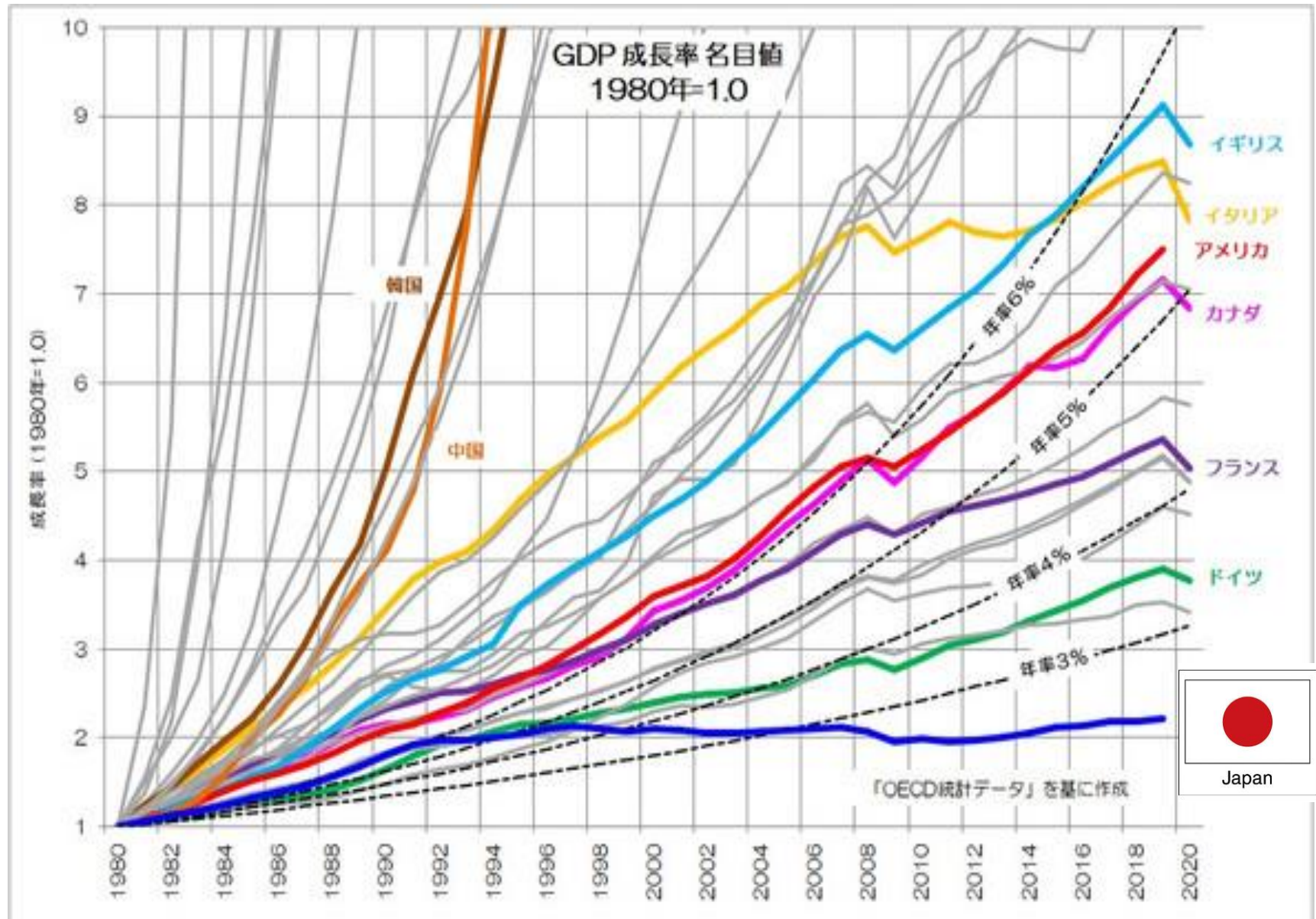


そして2025年から
高齢者入院パンデミックが
15年続く・・・



まず看護師さんから辞めていく・・・

GDP成長率 30年間停滞する日本



下落する日本の1人当たりGDP 2040年には40位代になる . . .

| 1990年 | | | 2000年 | | | 2010年 | | | 2020年 | | |
|-------|----------|--------|-------|----------|--------|-------|----------|---------|-------|----------|---------|
| 順位 | 国名 | (ドル) | 順位 | 国名 | (ドル) | 順位 | 国名 | (ドル) | 順位 | 国名 | (ドル) |
| 1 | スイス | 38,666 | 1 | ルクセンブルク | 49,183 | 1 | ルクセンブルク | 106,185 | 1 | ルクセンブルク | 116,921 |
| 2 | ルクセンブルク | 33,204 | 2 | 日本 | 38,534 | 2 | ノルウェー | 87,309 | 2 | スイス | 87,367 |
| 3 | スウェーデン | 29,794 | 3 | ノルウェー | 38,067 | 3 | スイス | 74,908 | 3 | アイルランド | 85,206 |
| 4 | フィンランド | 28,507 | 4 | スイス | 38,007 | 4 | カタール | 72,953 | 4 | ノルウェー | 67,326 |
| 5 | ノルウェー | 28,189 | 5 | 米国 | 36,433 | 5 | サンマリノ | 64,631 | 5 | 米国 | 63,358 |
| 6 | デンマーク | 26,922 | 6 | アラブ首長国連邦 | 34,689 | 6 | デンマーク | 58,177 | 6 | デンマーク | 61,154 |
| 7 | アラブ首長国連邦 | 26,622 | 7 | アイスランド | 31,571 | 7 | オーストラリア | 56,360 | 7 | シンガポール | 59,795 |
| 8 | アイスランド | 25,581 | 8 | デンマーク | 30,804 | 8 | スウェーデン | 51,869 | 8 | アイスランド | 59,643 |
| 9 | 日本 | 25,196 | 9 | カタール | 29,914 | 9 | マカオ | 50,921 | 9 | カタール | 54,185 |
| 10 | 米国 | 23,914 | 10 | スウェーデン | 29,252 | 10 | オランダ | 50,433 | 10 | オーストラリア | 52,905 |
| 11 | フランス | 22,600 | 11 | イギリス | 27,828 | 11 | アイルランド | 48,674 | 11 | オランダ | 52,456 |
| 12 | オーストリア | 21,779 | 12 | アイルランド | 26,154 | 12 | 米国 | 48,310 | 12 | スウェーデン | 52,129 |
| 13 | カナダ | 21,495 | 13 | オランダ | 25,996 | 13 | カナダ | 47,513 | 13 | フィンランド | 48,786 |
| 14 | オランダ | 21,002 | 14 | 香港 | 25,578 | 14 | オーストリア | 46,757 | 14 | オーストリア | 48,593 |
| 15 | イタリア | 20,691 | 15 | オーストリア | 24,589 | 15 | シンガポール | 46,569 | 15 | 香港 | 46,657 |
| 16 | イギリス | 20,668 | 16 | フィンランド | 24,347 | 16 | フィンランド | 46,392 | 16 | サンマリノ | 46,282 |
| 17 | ベルギー | 20,229 | 17 | カナダ | 24,221 | 17 | ベルギー | 44,691 | 17 | ドイツ | 46,216 |
| 18 | ドイツ | 20,174 | 18 | ドイツ | 24,009 | 18 | 日本 | 44,674 | 18 | ベルギー | 44,688 |
| 19 | オーストラリア | 18,866 | 19 | シンガポール | 23,793 | 19 | ドイツ | 42,642 | 19 | イスラエル | 44,181 |
| 20 | バハマ | 16,076 | 20 | フランス | 23,318 | 20 | フランス | 42,249 | 20 | カナダ | 43,295 |
| 21 | カタール | 15,446 | 21 | ベルギー | 23,303 | 21 | アイスランド | 41,623 | 21 | ニュージーランド | 41,165 |
| 22 | ブルネイ | 15,423 | 22 | イスラエル | 21,053 | 22 | イギリス | 38,738 | 22 | イギリス | 40,394 |
| 23 | スペイン | 13,650 | 23 | バハマ | 20,894 | 23 | イタリア | 35,658 | 23 | フランス | 40,299 |
| 24 | アイルランド | 13,642 | 24 | オーストラリア | 20,860 | 24 | ブルネイ | 35,437 | 24 | 日本 | 40,089 |
| 25 | ニュージーランド | 13,363 | 25 | ブルネイ | 20,511 | 25 | アラブ首長国連邦 | 35,076 | 25 | アラブ首長国連邦 | 38,661 |


下り坂の日本 医療介護の灯が消えないよう 守り続けよう・・・



子供子育て予算



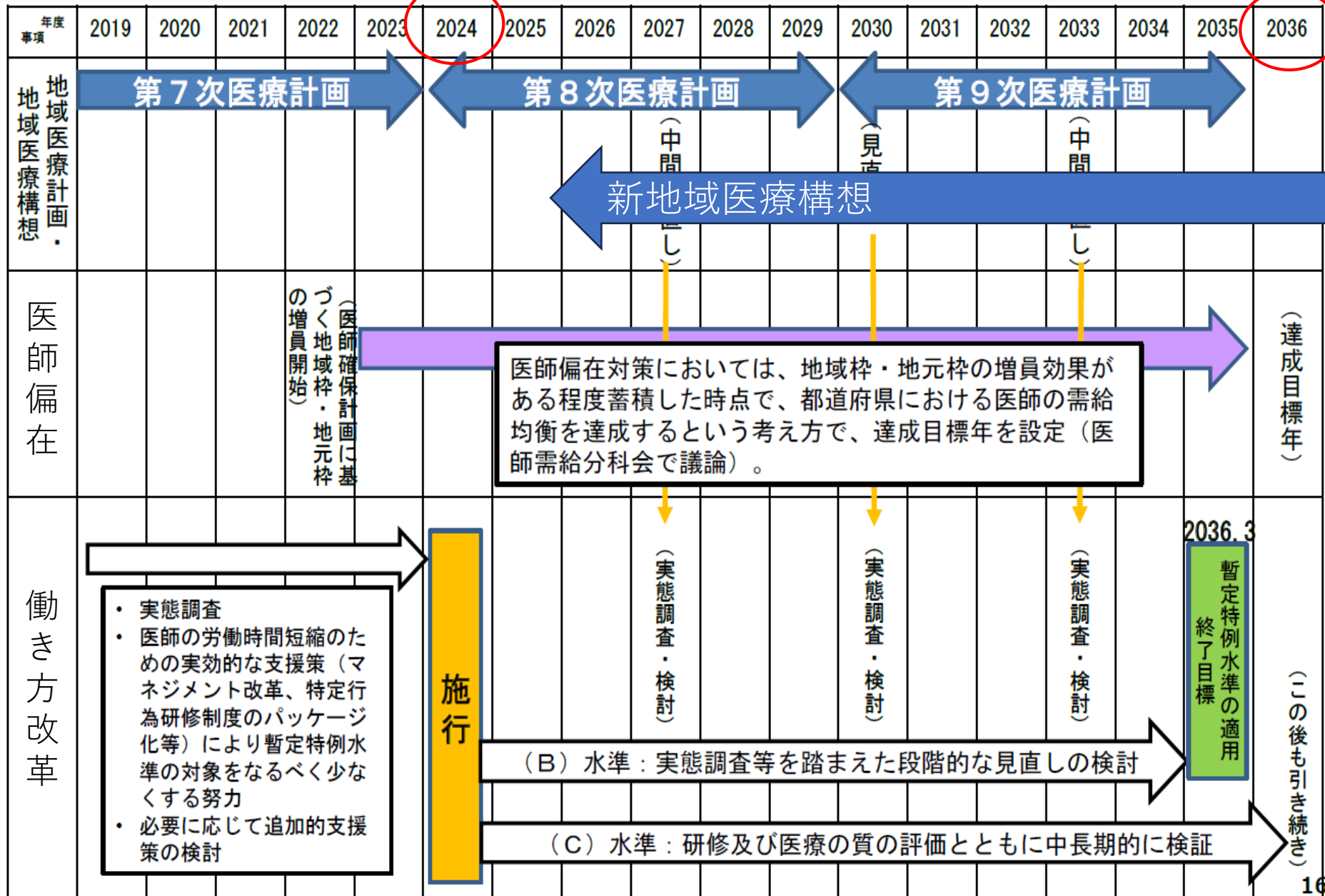
防衛予算



パート2 ポスト2025年のロードマップ

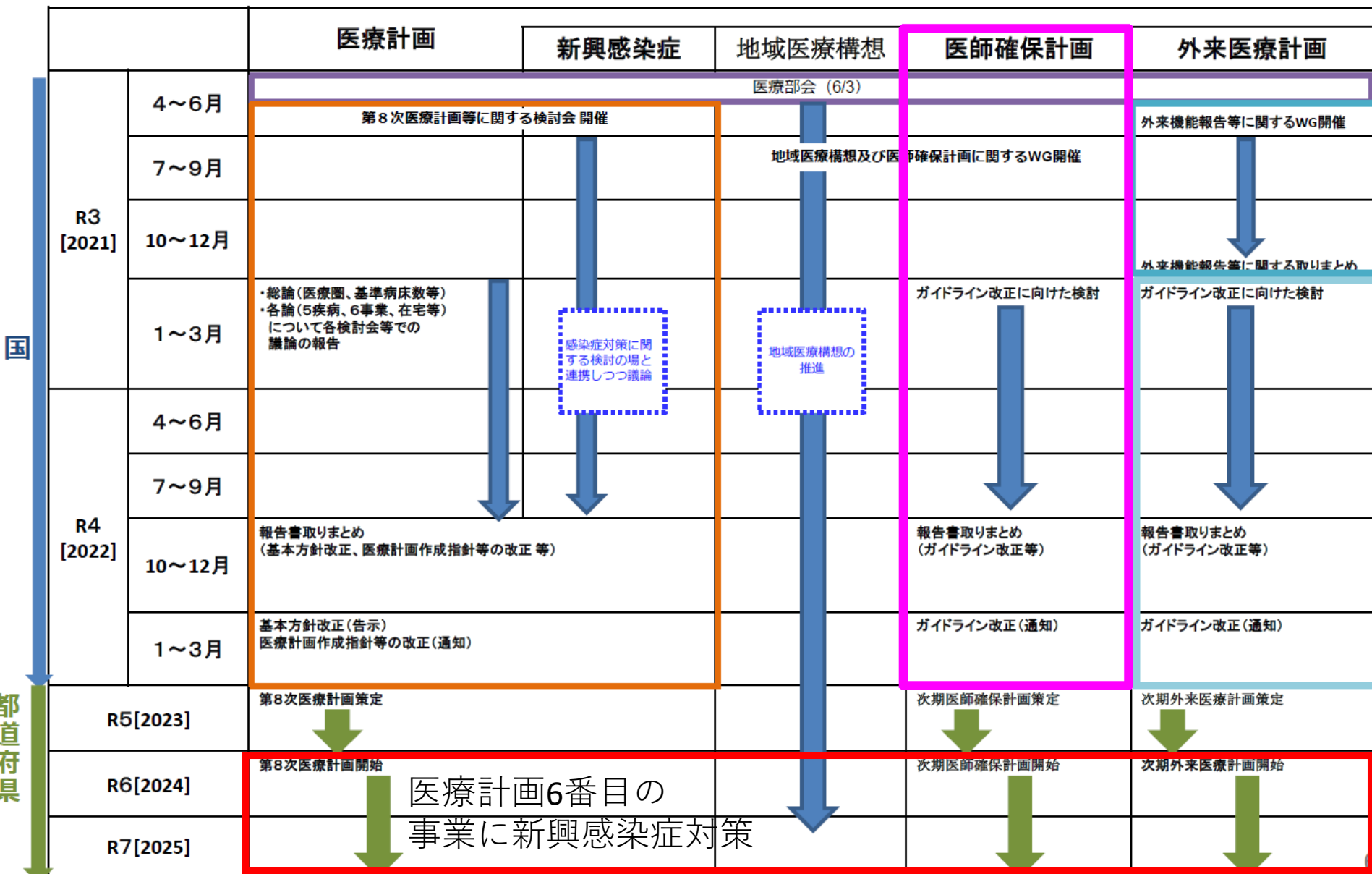
2024年は惑星直列の年
診療報酬改定・介護報酬・障害サービス報酬トリプル改定
働き方改革スタート年
第8次医療計画スタート年
第9期介護保険事業計画スタート年
第4期医療費適正化計画スタート年

ポスト2025年のロードマップ



第8次医療計画に向けた取組（全体イメージ）

令和3年6月18日
第8次医療計画等に関する検討会資料（一部改）



国

都道府県

図表2 直近の医療費適正化計画と密接する様々な計画



(出所) 厚生労働省ウェブサイトより大和総研作成

パート3 医師の働き方改革



医師の時間外労働時間の上限規定

- 超過重労働（上位10%、2万人）の時間外労働短縮が最優先事項
 - 「時間外労働年1860時間」は36協定でも超えられない上限
- 水準A（2024年度以降適用される水準）
 - 勤務医に2024年度以降適用される水準
 - 時間外労働年960時間以内・月100時間未満
- 水準B（地域医療確保暫定特例）
 - 地域医療確保暫定特例水準
 - 時間外労働年1860時間以内・月100時間未満
- 水準C（技能向上）
 - 若手医師が短期間に集中的に行う技能向上のため
- * 連続勤務時間制限28時間、勤務間インターバル9時間
- 働き方改革を進めるためには、地域での医療連携、さらには医療機関の集約も必要

2024年4月とその後に向けた改革のイメージ②(案)

- 2024.4以降、暫定特例水準を超える時間外労働の医師は存在してはならないこととなり、暫定特例水準対象の医師についても、時間外労働が年960時間以内となるよう労働時間短縮に取り組んでいく。

病院勤務医の働き方の変化のイメージ

(時間外労働の年間時間数)

現状

2024.4
上限規制適用

2024.4以降、暫定特例水準を超える時間外労働の医師は存在してはならないこととなる

2023年度末までに
解消

約1割
約2万人

1,900~
2,000時間程度

水準B
暫定特例水準
2035年度末までに解消

約3割
約6万人

暫定特例水準対象についても、
時間外労働が年960時間以内と
なることを目指し、さらなる
労働時間短縮に取り組む

960時間

2024年度以降適用される

水準A

約6割
約12万人

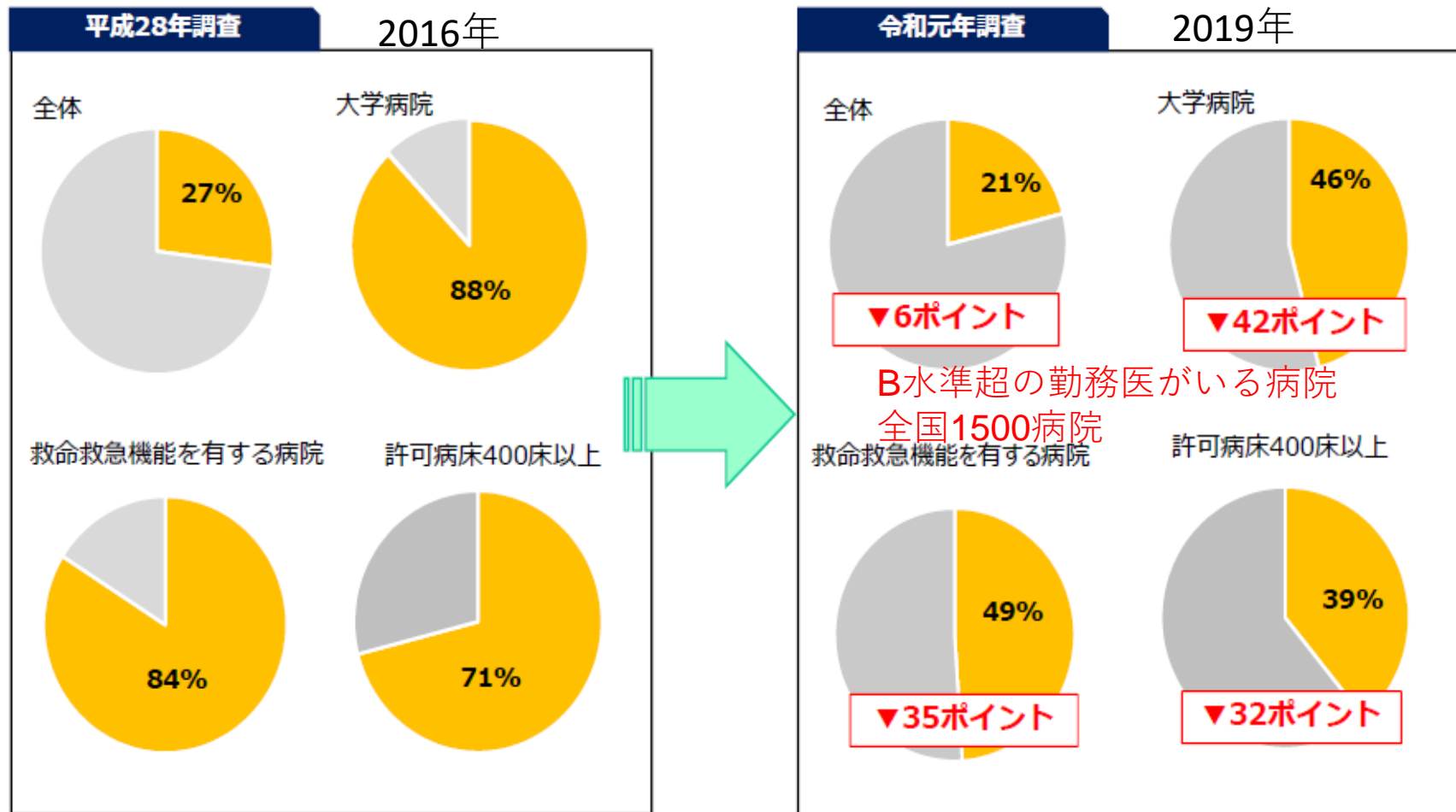
暫定特例水準対象を除き、
2024.4以降、年960時間を超え
る時間外労働の医師は存在し
てはならないこととなる

2016年調査

地域医療確保暫定特例水準を超える働き方の医師がいる病院の割合

時間外労働が年1860時間を超えると推定される医師がいる病院の割合

- 平成28年調査と比較し、時間外労働が年1860時間を超えると推定される、週当たり労働時間が80時間以上の医師がいる病院の割合が減少している。
- 大学病院・救命救急機能を有する病院・許可病床400床以上の病院においては、週当たり労働時間が80時間以上の医師がいる割合が7割～8割を占めていたところ、いずれも割合が大幅に減少し、労働時間の短縮が認められる。



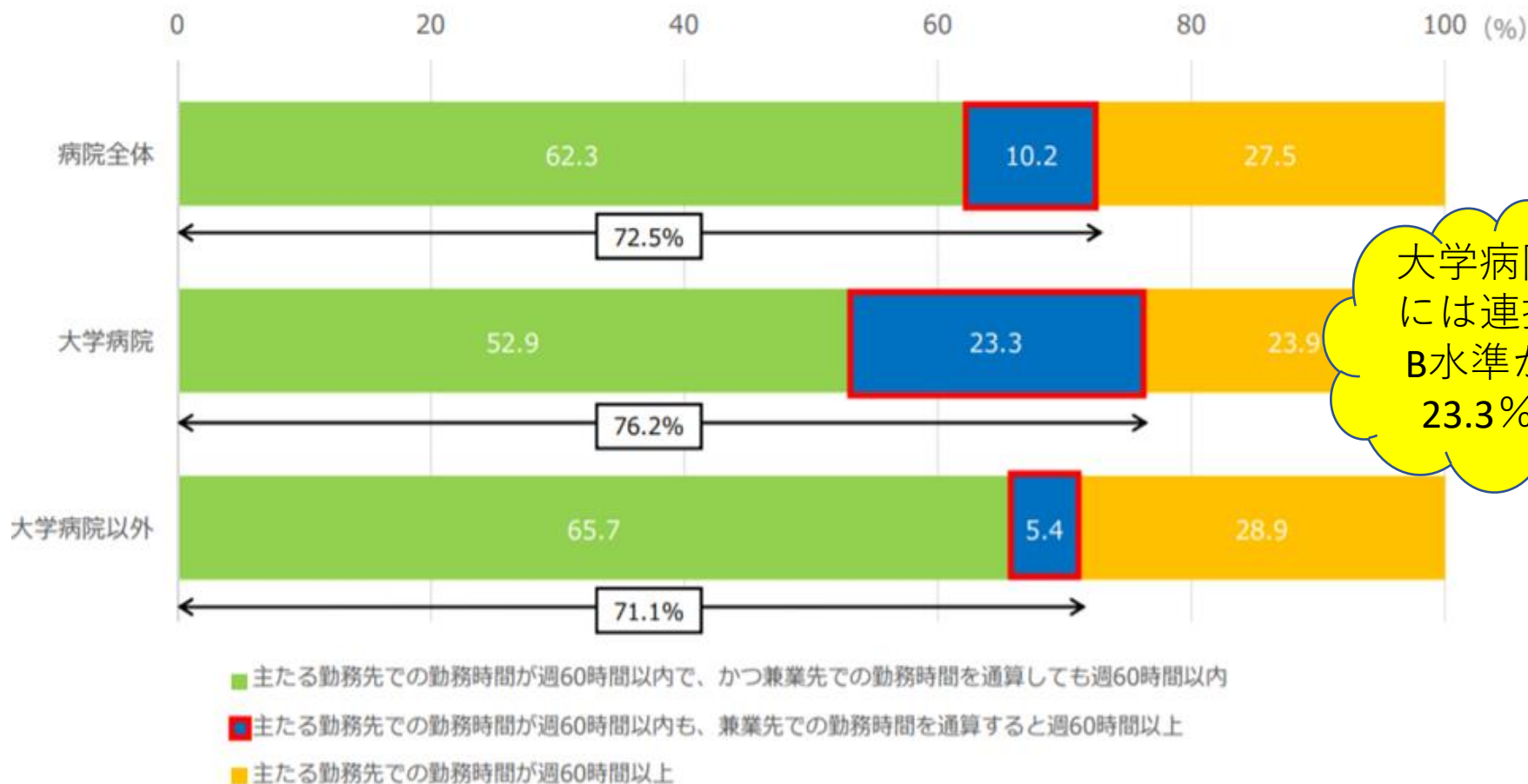
※ H28調査：「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査」（平成28年度厚生労働科学特別研究「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査研究」研究班）結果をもとに医政局医療経営支援課で作成。病院勤務の常勤医師のみ。勤務時間は「診療時間」「診察外時間」「待機時間」の合計でありオンコール（通常の勤務時間とは別に、院外に待機して応急患者に対して診療等の対応を行うこと）の待機時間は除外。医師が回答した勤務時間数であり、回答時間数すべてが労働時間であるとは限らない。救急機能とは、救急告示・二次救急・救命救急のいずれかに該当すること。

※ R元年調査：診療外時間から指示の無い診療外時間を除外し、宿日直許可を取得していることがわかっている医療機関に勤務する医師の宿日直中の待機時間を勤務時間から除外した上で、診療科別の性、年齢調整、診療科ごとの勤務医療機関調整を行っている。

※※ 平成30年病床機能報告救急機能とは、救急告示病院、二次救急病院、救命救急（三次救急）病院のいずれかに該当するもので、救命救急機能は、三次救急病院に該当するもの。なお、救急車受入件数は、平成30年病床機能報告で報告された件数から抽出した。

副業・兼業：主たる勤務先と兼業先の勤務時間（全体・大学病院・大学病院以外）

○ 主たる勤務先である大学病院での勤務時間が週60時間（年間時間外・休日労働960時間換算）の範囲内に収まる医師は全体の76.2%であるが、兼業先での勤務時間を通算すると週60時間を超過する医師が全体の23.3%と、大学病院以外の医師よりもその割合が高い。

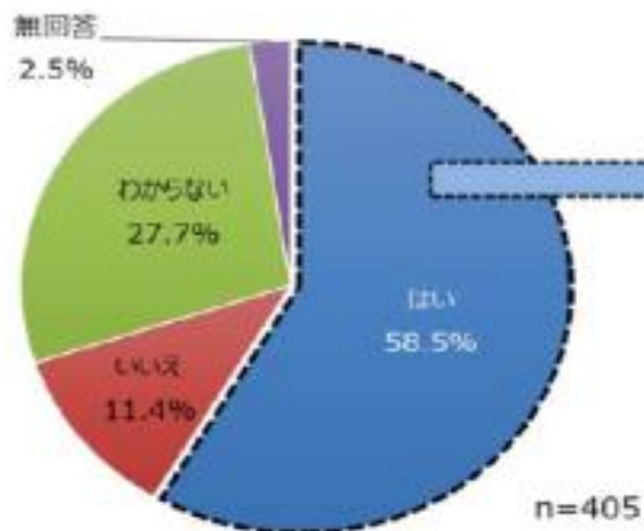


大学病院
には連携
B水準が
23.3%

※ 宿日直許可を取得していることがわかっている医療機関に勤務する医師の宿日直中の待機時間を勤務時間から除外した上で、診療科別の性、年齢調整、診療科ごとの勤務医療機関調整を行っている。

⑤ 医師の時間外労働の上限規制は、地域医療の崩壊を招く危険性があると思いますか。

| | 病院数 | 割合 |
|-------|-----|--------|
| はい | 237 | 58.5% |
| いいえ | 46 | 11.4% |
| わからない | 112 | 27.7% |
| 無回答 | 10 | 2.5% |
| 合計 | 405 | 100.0% |



⑥ ⑤で「はい」と回答した病院にお聞きします。どのような影響があると考えますか。（複数回答可）

| | 病院数 | 割合 |
|-----------------------|-----|-------|
| 救急医療からの撤退 | 211 | 89.0% |
| 外来診療の制限・縮小 | 152 | 64.1% |
| 病院の経営破綻 | 151 | 63.7% |
| 産科・小児科医療からの撤退 | 139 | 58.6% |
| 医療の質の低下 | 121 | 51.1% |
| 過疎地・へき地医療の確保 | 116 | 48.9% |
| 長時間手術の制限 | 98 | 41.4% |
| 医師のプロフェッショナリズム・モラルの低下 | 85 | 35.9% |
| 医療へのアクセスや利便性の低下 | 84 | 35.4% |
| 研修医教育の制限 | 81 | 34.2% |
| 高度医療の提供制限 | 69 | 29.1% |
| その他 | 5 | 2.1% |
| 無回答 | 2 | 0.8% |

n=237



【医師】医療機関での勤務形態（派遣・受け入れ）

| | % |
|-------------------------|--------|
| 専ら医師を派遣する病院である | 4.1% |
| 医師の派遣、受け入れは概ね半々程度の病院である | 12.0% |
| 専ら医師を受け入れている病院である | 83.9% |
| 合計 | 100.0% |

(n=3,549)

派遣元...受入先の各医師の勤務時間を全て掌握することになる？
受入先...各医師の勤務時間を派遣元に全て報告することになる？
半々 ...両方に対応する必要がある

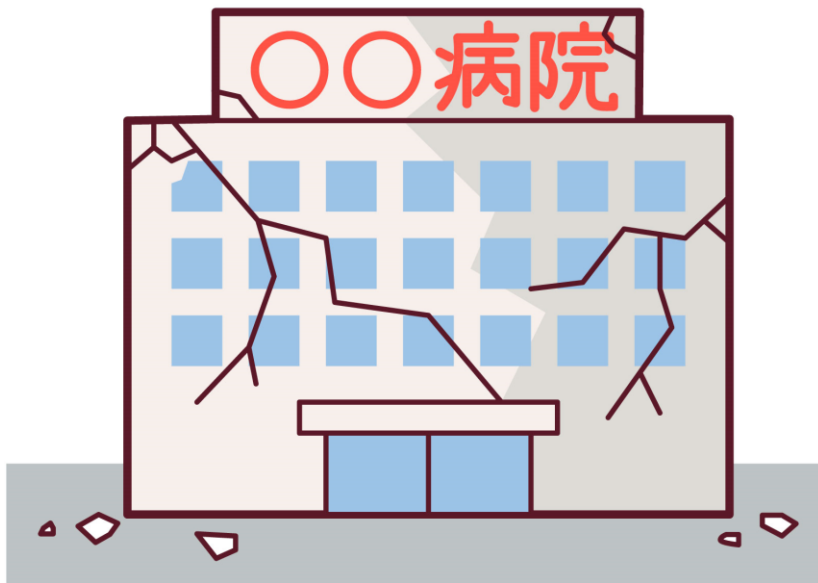
《把握しなければならない人数が多い→事務作業の煩雑化？》



各医療機関での対応は可能？

外来や宿日直
を派遣医師に
頼っている

働き方改革で 地域医療崩壊か？



それはオオカミ少年だった・・・？

第2回医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査（令和4年7月～8月） 2022年

第1回調査（令和4年3月～）の時点では、各医療機関の準備状況や地域医療提供体制への影響等、総合的な評価が困難であったことから、改めて大学病院の本院と都道府県に対して、医師の時間外・休日労働時間の把握状況、調査時点における時間外・休日労働が年通算1,860時間相当超の医師数を把握するための調査（第2回調査）を行った。その概要は以下のとおりである。

調査対象

- 大学病院の本院：81病院
- 都道府県：地域医療提供体制維持に必要な医療機関

調査時期

令和4年7月11日～令和4年8月19日

2022年

調査方法

- 大学病院本院の各診療科に調査票を配布し、回答を集計
- 各都道府県へ調査票を配布し、都道府県がとりまとめた回答を集計

調査事項

- 大学病院の本院
 - ・ 自院での時間外・休日労働時間数の把握の有無
 - ・ 副業・兼業先も含めた時間外・休日労働時間数の把握の有無
 - ・ 調査時点における副業・兼業先も含めた時間外・休日労働が年通算1,860時間相当超の医師数
- 都道府県
 - ・ 調査時点における副業・兼業先も含めた時間外・休日労働が年通算1,860時間相当超の医師数

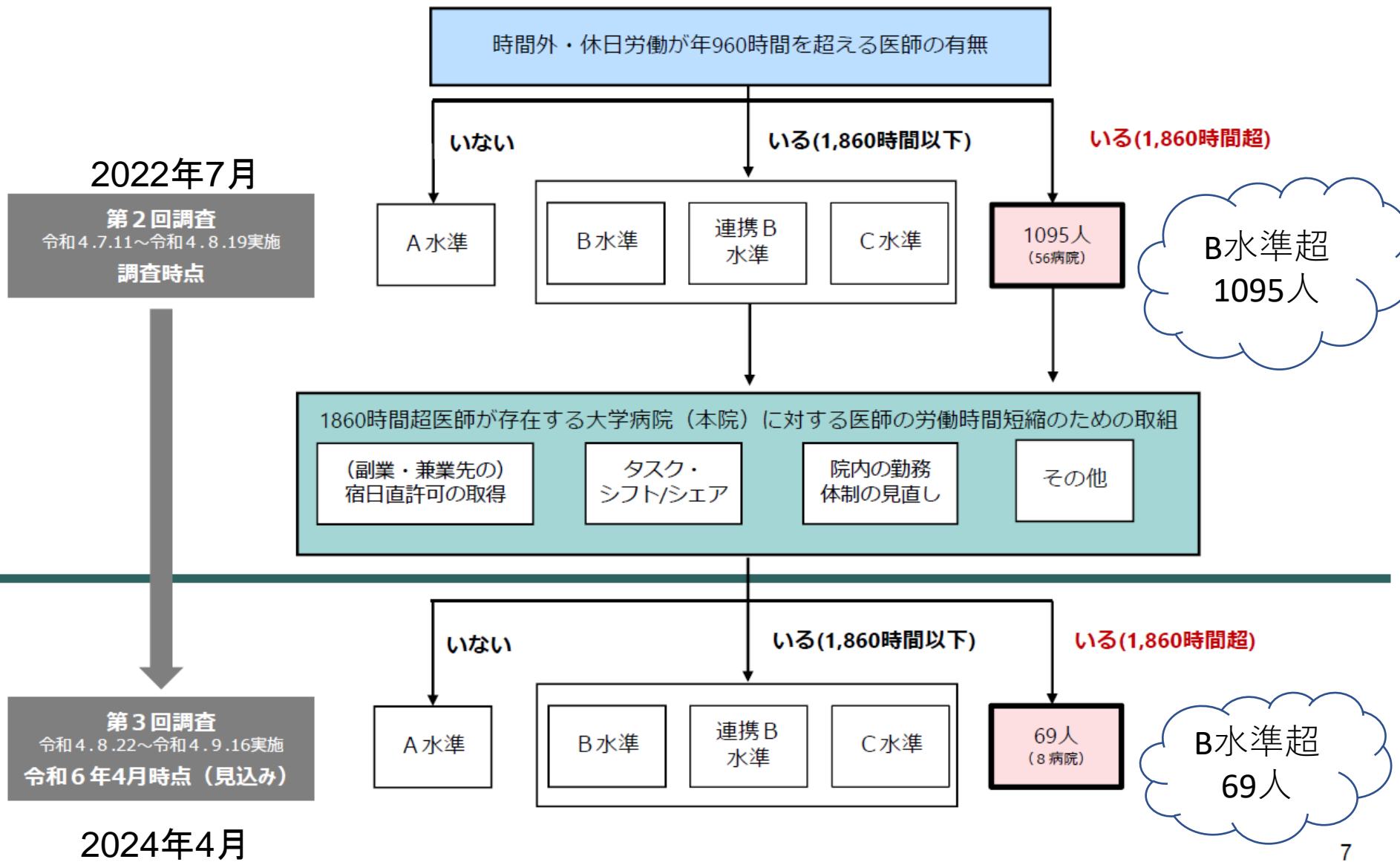
結果の概要

- 大学病院の本院
 - ・ 回答数
大学病院の本院：81病院※1
診療科：2,455診療科
※1 令和4年5～7月に実施した「医師の働き方改革の施行に向けた準備状況調査」（大学病院追加調査）により既回答（副業・兼業先を含めた時間外・休日労働が年通算1,860時間相当超の医師数がゼロ）と回答した4大学を含む。
 - ・ 時間外・休日労働時間数の把握状況（診療科単位）

| | | |
|---------------|------|------------------|
| 自院の勤務実績 | 100% | (2,455/2,455診療科) |
| 副業・兼業先の勤務予定 | 100% | (2,455/2,455診療科) |
| 副業・兼業先の勤務実績※2 | 93% | (2,280/2,455診療科) |

※2 勤務実績は、副業・兼業先で実際に勤務した時間
 - ・ 調査時点における副業・兼業先も含めた時間外・休日労働時間数が年通算1,860時間相当超の医師数及び病院数：
1,095人・56病院 **B水準超え**
- 都道府県
 - ・ 回答数
都道府県：45都道府県
 - ・ 調査時点における副業・兼業先も含めた時間外・休日労働時間数が年通算1,860時間相当超の医師数及び医療機関数：
993人（病院：886人、有床診療所：107人）
303医療機関（病院：216/4,257、有床診療所：87/1,427）

医師の働き方改革の施行に向けた大学病院（本院）への調査の全体像



2016年調査から2022年調査
の間に劇的に
働き方改革が進捗したのか？

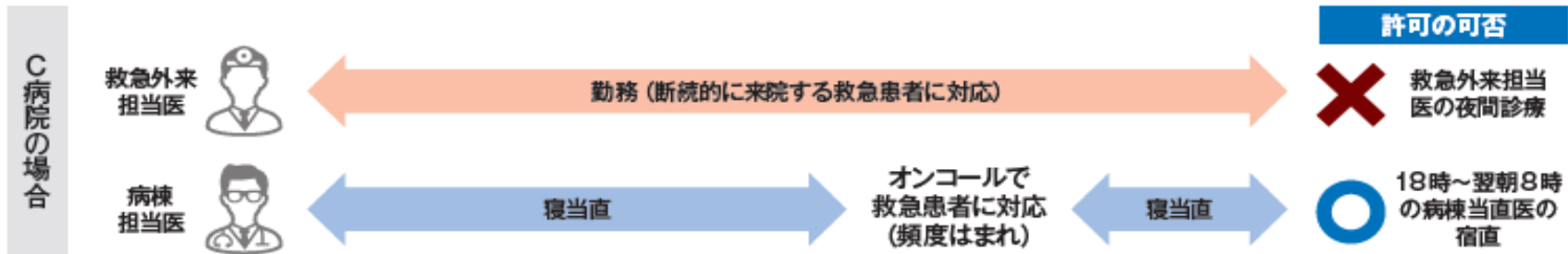
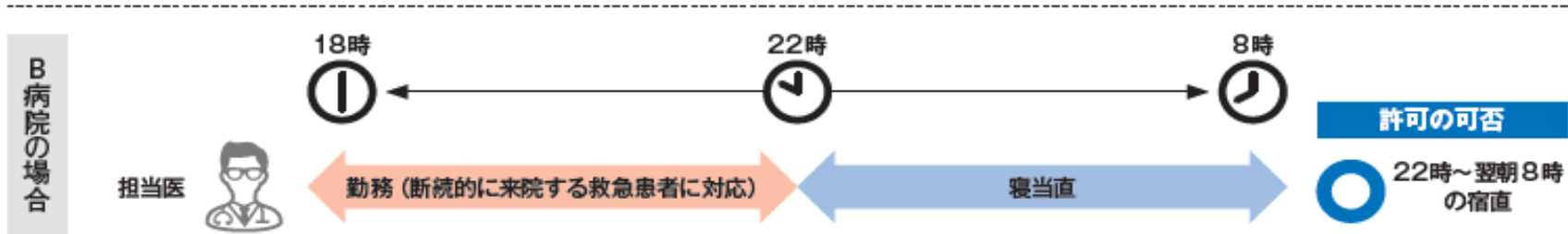
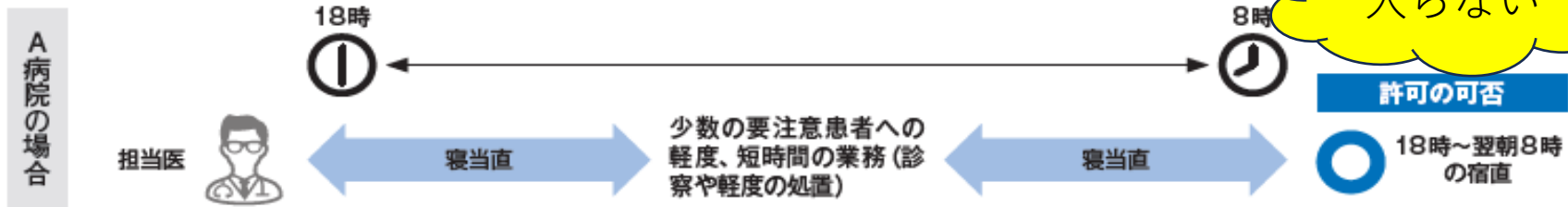


宿日直許可（管理当直の配置）

• 労基法41条の宿日直勤務

- 仕事の終了から翌日の仕事の開始までの時間や休日について、**原則として通常の労働は行わず**、労働者を事業場で待機させ、電話の対応、火災等の予防のための巡視、**非常事態発生時の連絡等**に当たらせるもの
- 寝当直

労働時間に入らない

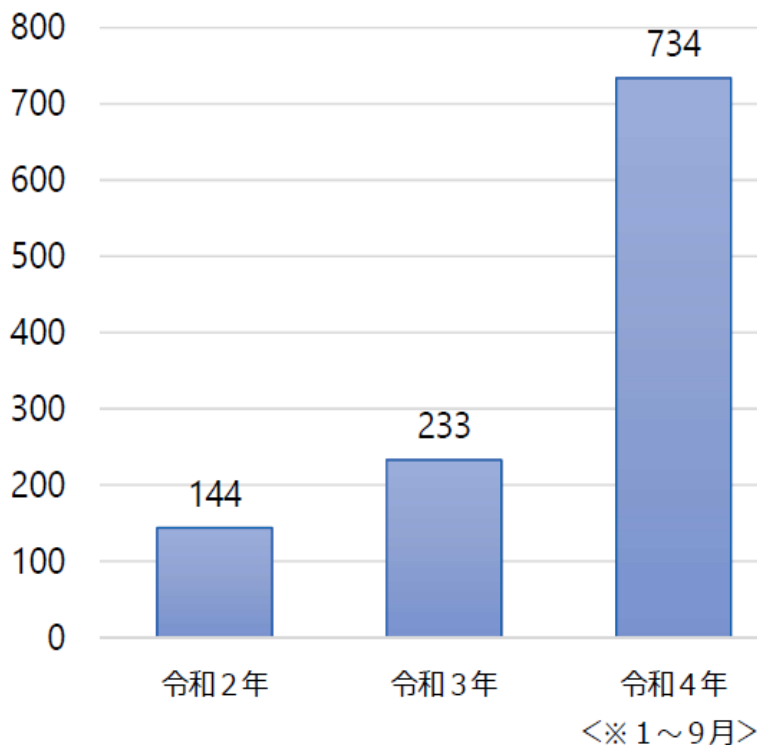


労働基準監督署における医師の宿日直許可の許可件数の推移

<医師の宿日直許可の許可件数（年別）>

| | 令和2年 | 令和3年 | 令和4年（※1月～9月） |
|------|------|------|--------------|
| 許可件数 | 144件 | 233件 | 734件 |

<医師の宿日直許可の許可件数（年別）>



<医師の宿日直許可の許可件数（令和4年：4半期別）>



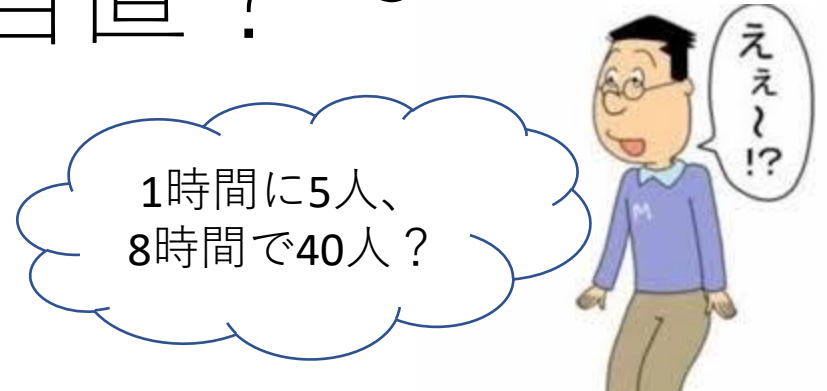
宿日直許可を得ていない病院への派遣はお断り



「1時間に5人の患者を診察可」 ～名ばかり管理当直？～

- 2023年2月、厚生労働省で全国医師ユニオンによる緊急記者会見が行われた。緊急医師の宿日直基準をめぐって「1時間に5人程度の患者を診察していても、宿日直許可を申請してもよい」という厚生労働省の指導が明らかになった。

- 「宿日直許可をとった時間は労働時間とみなさないため、バルーンという」という。時間をとって勤務しても行かないという。



厚生労働省で緊急記者会見を行った全国医師ユニオンの植山代表（中央）ら

自己研鑽も隠れ蓑



表1 自己研鑽の種類と労働時間の考え方

| 自己研鑽の種類 | 労働時間の基本的な考え方 | | |
|--------------------------------|--------------------|--|--|
| 診療ガイドラインについての勉強 | 原則として 労働時間に該当する | 診療の準備行為又は診療後の後処理としてこれらの行為を行う時間は労働時間に該当する。自由な意思に基づき業務上必須ではない行為を、所定労働時間外に、上司の指示なく行う時間については、労働時間に該当しない。 | |
| 新しい治療法や新薬についての勉強 | | 原則として 労働時間に該当しない | 奨励されている等の事情があっても、自由な意思に基づき、業務上必須ではない行為を、所定労働時間外に上司の指示なく行う時間は、労働時間に該当しない。ただし、実施しない場合には制裁等の不利益が課され、実施が余儀なくされている場合や、業務上必須の場合、上司が指示して行わせる場合は労働時間に該当する。 |
| 自らが術者等である手術や処置等についての予習や振り返り | | | 労働時間に該当しない。ただし、見学中に診療を行った場合、当該診療を行った時間は、労働時間に該当する。 |
| 学会や外部の勉強会への参加、発表準備等 | | | |
| 院内勉強会への参加、発表準備等 | | | |
| 臨床研究にかかる診療データの整理、症例報告の作成、論文執筆等 | | | |
| 大学院の受験勉強 | | | |
| 専門医の取得・更新にかかる症例報告作成、講習会受講等 | | | |
| 所定労働時間外の手術や処置等の見学 | | | |
| 見学の機会を確保するための所定労働時間外の待機 | | | |

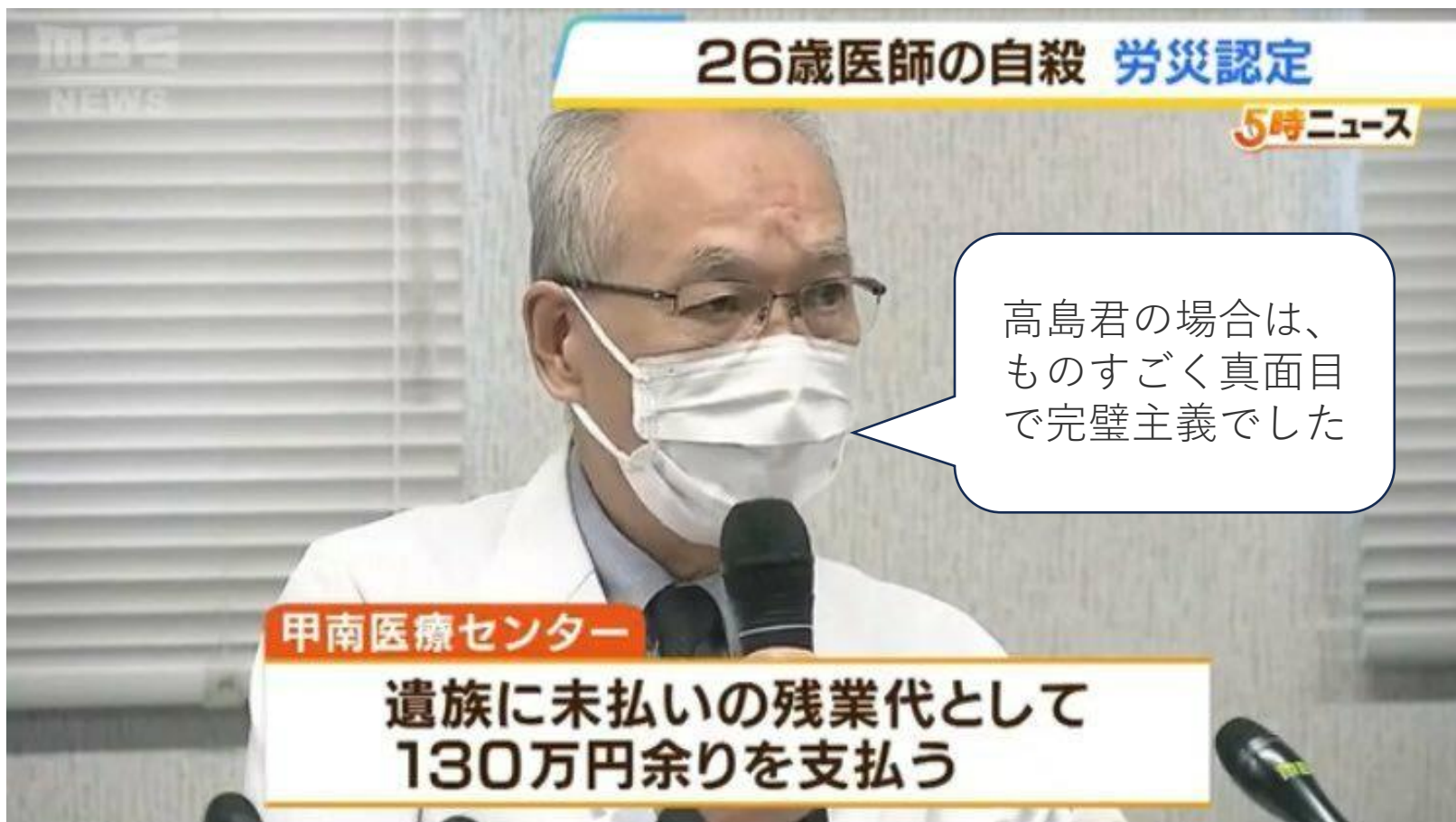
26歳専攻医が過労自殺、 労災認定「3か月休日なし・時間外は月207時間」

- ・神戸大卒業後の2020年4月から甲南医療センターで研修医として勤務
- ・22年4月から消化器内科の専攻医として研修を受けながら診療していた。
- ・2023年5月17日の退勤後、神戸市の自宅で亡くなっているのを訪ねた家族が見つけた。兵庫県警が自殺と断定した。
- ・労災認定は今年6月5日付。認定によると、高島さんの死亡直前1か月の時間外労働は207時間50分で、3か月平均でも月185時間を超えていた。
- ・休日も2月を最後に取得していなかったという。



高島晨伍さん（26歳）遺族提供

「病院として過重な労働をさせた認識はまったくくない」と改めて長時間労働の指示を否定した。



甲南医療センター 具英成 院長は2023年8月17日記者会見

パート タスクシフト・シェア



看護特定行為の導入



「チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループ」
(座長:有賀徹・昭和大学病院院長)



医療・介護関連一括法案を閣議決定 特定行為の研修制度 法制化へ

医療介護一括法で法制化（2014年6月）

12日の閣議で「地域における医療及び介護の総合的な確保を促進する法律の整備等に関する法律案」の国会提出が決定した。

この法案は、地域における効率的かつ質の高い医療提供体制の構築などを通じ、必要な医療・介護を推進するための関係法律の整備を行うもの。特定行為に係る看護師の研修制度の創設など、看護関連の法改正事項が数多く盛り込まれている。具体的な内容は以下の通り。

【保健師助産師看護師法の改正】

高度・専門的な知識・技能が必要な特定行為を手順書（プロトコール）に基づいて行う看護師に指定研修機関での研修を義務付けること

【医療法の改正】

医療従事者の勤務環境改善のため国における指針の策定や都道府県での取り組みを支援する仕組みの創設

【看護師等の人材確保の促進に関する法律の改正】

看護師等の離職時等における都道府県ナースセンターへの届出規定（努力義務）の創設

【都道府県への基金造成】

医療・介護サービスの提供体制改革のための新たな財政支援制度として都道府県への基金の造成など

特定行為及び特定行為区分(38行為21区分)

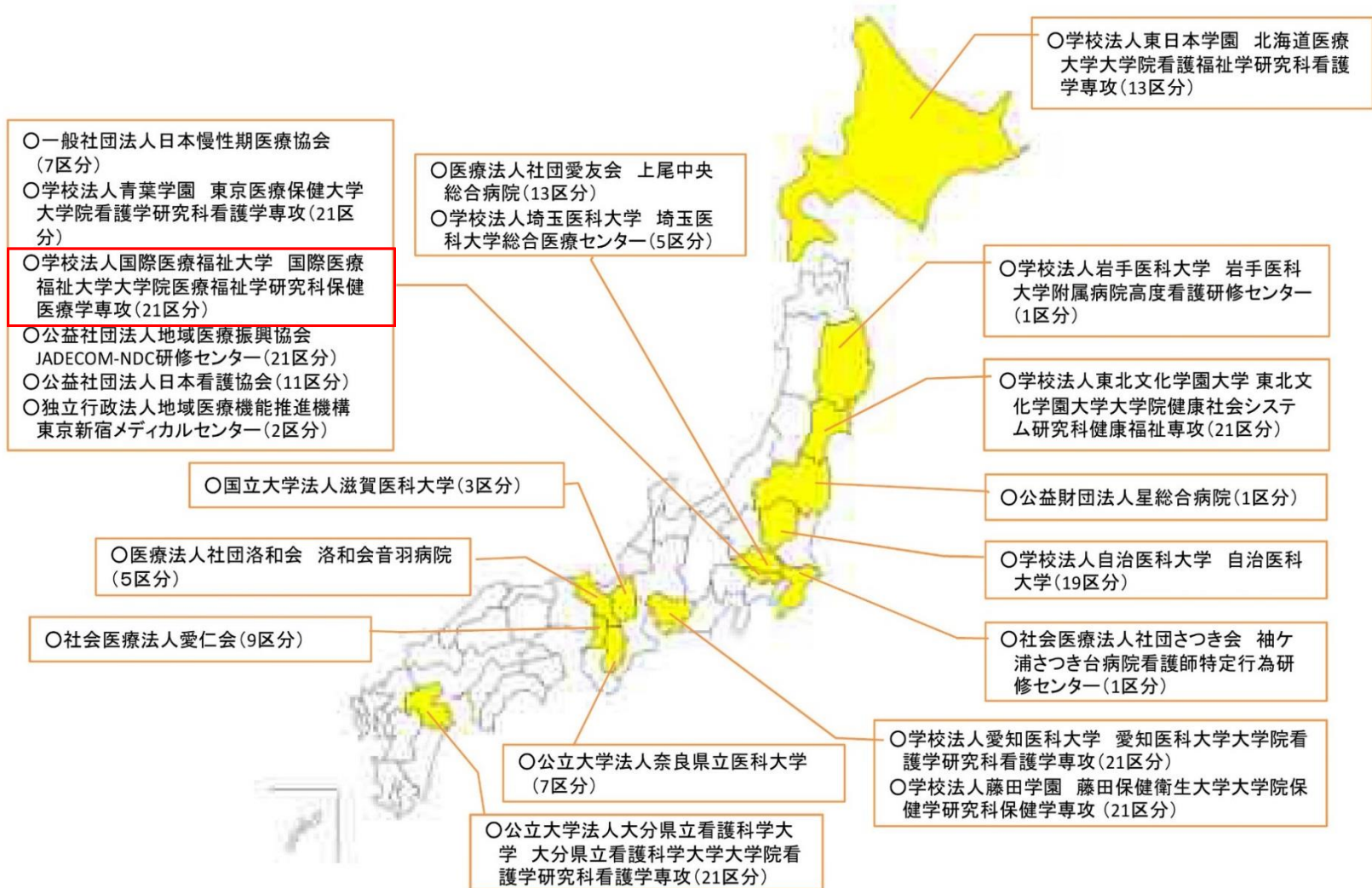
| 特定行為区分 | 特定行為 |
|-------------------------------------|---------------------------------|
| 呼吸器(気道確保に係るもの)関連 | 経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整 |
| 呼吸器(人工呼吸療法に係るもの)関連 | 侵襲的陽圧換気の設定の変更 |
| | 非侵襲的陽圧換気の設定の変更 |
| | 人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整 |
| 呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連 | 人工呼吸器からの離脱 |
| 呼吸器(長期呼吸療法に係るもの)関連 | 気管カニューレの交換 |
| 循環器関連 | 一時的ペースメーカーの操作及び管理 |
| | 一時的ペースメーカーリードの抜去 |
| | 経皮的心肺補助装置の操作及び管理 |
| | 大動脈内バルーンポンピングからの離脱を行うときの補助頻度の調整 |
| 心嚢ドレーン管理関連 | 心嚢ドレーンの抜去 |
| 胸腔ドレーン管理関連 | 低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及び設定の変更 |
| | 胸腔ドレーンの抜去 |
| 腹腔ドレーン管理関連 | 腹腔ドレーンの抜去(腹腔内に留置された穿刺針の抜針を含む。) |
| ろう孔管理関連 | 胃ろうカテーテル若しくは腸ろうカテーテル又は胃ろうボタンの交換 |
| | 膀胱ろうカテーテルの交換 |
| 栄養に係るカテーテル管理(中心静脈カテーテル管理)関連 | 中心静脈カテーテルの抜去 |
| 栄養に係るカテーテル管理(末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理)関連 | 末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入 |

| 特定行為区分 | 特定行為 |
|-------------------|--|
| 創傷管理関連 | 褥(じょく)瘡(そう)又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去 |
| | 創傷に対する陰圧閉鎖療法 |
| 創部ドレーン管理関連 | 創部ドレーンの抜去 |
| 動脈血液ガス分析関連 | 直接動脈穿刺法による採血 |
| | 橈骨動脈ラインの確保 |
| 透析管理関連 | 急性血液浄化療法における血液透析器又は血液透析濾過器の操作及び管理 |
| 栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連 | 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整 |
| | 脱水症状に対する輸液による補正 |
| 感染に係る薬剤投与関連 | 感染徴候がある者に対する薬剤の臨時的投与 |
| 血糖コントロールに係る薬剤投与関連 | インスリンの投与量の調整 |
| 術後疼痛管理関連 | 硬膜外カテーテルによる鎮痛剤の投与及び投与量の調整 |
| 循環動態に係る薬剤投与関連 | 持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整 |
| | 持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整 |
| | 持続点滴中の降圧剤の投与量の調整 |
| | 持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整 |
| | 持続点滴中の利尿剤の投与量の調整 |
| 精神及び神経症状に係る薬剤投与関連 | 抗けいれん剤の臨時的投与 |
| | 抗精神病薬の臨時的投与 |
| | 抗不安薬の臨時的投与 |
| 皮膚損傷に係る薬剤投与関連 | 抗癌剤その他の薬剤が血管外に漏出したときのステロイド薬の局所注射及び投与量の調整 |

厚生労働省令第33号(平成27年3月13日)

特定行為研修を行う指定研修機関

2023年2月現在、360機関



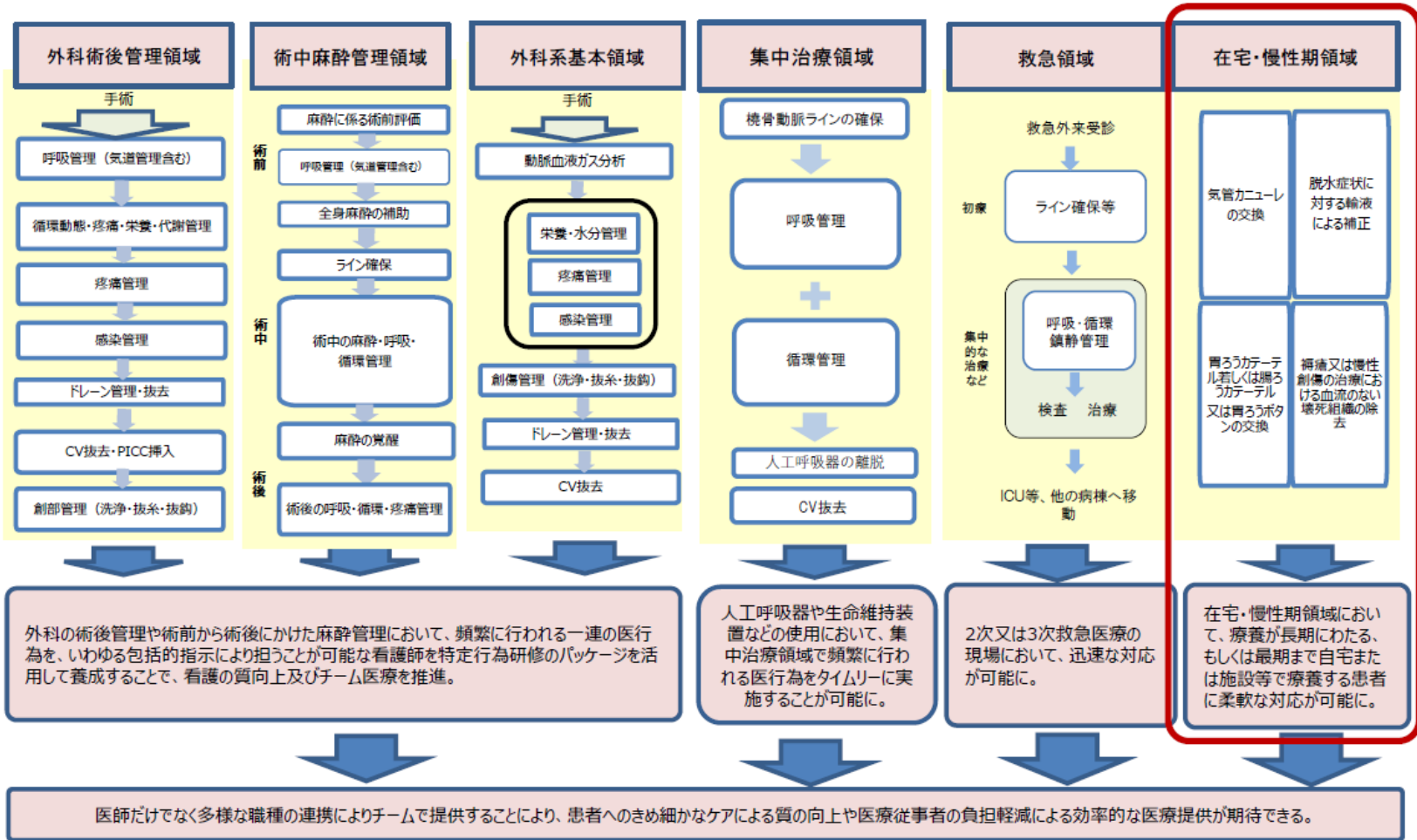
国際医療福祉大学大学院(東京青山キャンパス) 特定行為看護師養成分野



旧ナースプラクティショナー養成講座1年生

特定行為研修制度のパッケージ化によるタスクシフトについて

- 特定の領域において頻繁に行われる一連の医行為についてパッケージ化し研修することで特定行為研修修了者を確保する。
- 2024年までに特定行為研修パッケージの研修修了者を1万人程度養成することにより、こうしたタスクシフトを担うことが可能である。



訪問看護での活躍が期待される領域

(一連の流れの中で特定行為研修修了者がパッケージに含まれる特定行為を手順書にもとづき実施)

特定行為研修の現状（指定研修機関数・研修修了者の推移）

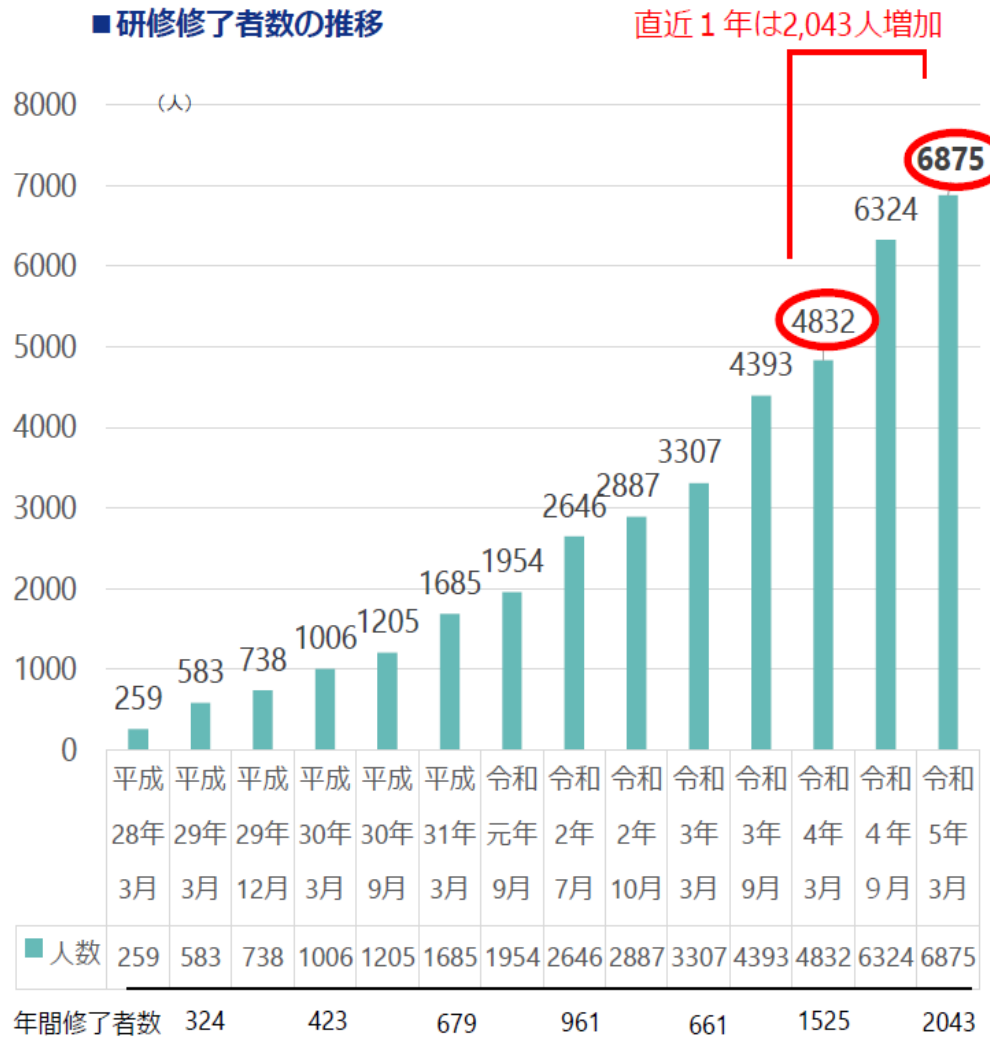
○特定行為研修を行う指定研修機関は、年々増加しており令和5年2月現在で360機関、年間あたり受け入れ可能な人数（定員数）は5,143人である。

○特定行為研修の修了者数は、年々増加しており令和5年3月現在で6,875名である。

■ 指定研修機関数の推移



■ 研修修了者数の推移



特定行為研修修了者 配置による効果



特定行為研修修了者配置による医師の労働時間への影響

(研究方法)

デザイン: 後ろ向き調査及び研修修了者へのヒアリング
 調査項目: 出退勤時刻に基づいた医師の年間勤務時間
 調査期間: 特定行為研修修了者配置前 2016年度
 特定行為研修修了者配置後 2017年・2018年度

調査施設: 特定機能病院(500床以上)
 修了者の配置: 心臓血管外科に2名の
 特定行為研修修了者(21区分修了)を配置

(研究結果)

特定行為研修修了者の配置前と比べ、
 配置後に**医師の年間平均勤務時間が有意に短縮**。

| | 配置前 | 配置後 | P値 |
|------------------|------------------------|------------------------|-------|
| 医師一人あたりの年間平均勤務時間 | 2390.7時間 (SD:321.2) | 1944.9時間 (SD:623.2) | 0.008 |

研修修了者の活動内容

- ◆病棟管理を主とし、それまで医師が実施していた外来との調整や入院のベッドコントロールを実施
- ◆医師不在時は、病棟看護師からの相談・報告を受けて、医師の包括指示の範囲内で対処
- ◆修了者2名で、1か月間で28の特定行為を計281件実施
 <実施内容>
 術前の患者管理(検査・他科依頼・麻酔科外来)、心臓血管外科外来、病棟回診・処置の介助、看護師との合同カンファレンス、ICUでの術後管理(人工呼吸器管理など)、CV抜去やPICC挿入、輸液量の調整など

<ヒアリング前1か月間で実施した特定行為>

| 特定行為 | 実施件数 |
|----------------------------------|------|
| 経口用気管チューブ又は経鼻用気管チューブの位置の調整 | 5 |
| 侵襲的陽圧換気の設定の変更 | 20 |
| 非侵襲的陽圧換気の設定の変更 | 3 |
| 人工呼吸管理がなされている者に対する鎮静薬の投与量の調整 | 10 |
| 人工呼吸器からの離脱 | 5 |
| 気管カニューレの交換 | 5 |
| 一時的ペースメーカーの操作及び管理 | 11 |
| 一時的ペースメーカーリードの抜去 | 9 |
| 経皮的心肺補助装置の操作及び管理 | 5 |
| 大動脈内バルーンパンピングからの離脱を行うときの補助の頻度の調整 | 1 |
| 心嚢ドレーンの抜去 | 11 |
| 低圧胸腔内持続吸引器の吸引圧の設定及びその変更 | 11 |
| 胸腔ドレーンの抜去 | 12 |
| 中心静脈カテーテルの抜去 | 11 |
| 末梢留置型中心静脈注射用カテーテルの挿入 | 8 |
| 褥瘡又は慢性創傷の治療における血流のない壊死組織の除去 | 2 |
| 創傷に対する陰圧閉鎖療法 | 18 |
| 創部ドレーンの抜去 | 7 |
| 直接動脈穿刺法による採血 | 23 |
| 持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整 | 7 |
| 脱水症状に対する輸液による補正 | 20 |
| 感染徴候がある者に対する薬剤の臨時的投与 | 4 |
| インスリンの投与量の調整 | 5 |
| 持続点滴中のカテコラミンの投与量の調整 | 20 |
| 持続点滴中のナトリウム、カリウム又はクロールの投与量の調整 | 13 |
| 持続点滴中の降圧剤の投与量の調整 | 22 |
| 持続点滴中の糖質輸液又は電解質輸液の投与量の調整 | 10 |
| 持続点滴中の利尿剤の投与量の調整 | 3 |

A病院における特定行為研修修了者の活動による効果

(研究方法)

デザイン：カルテによる後ろ向き調査

調査項目：年齢・性別などの基本情報、糖尿病関連情報、介入内容と状況、血糖コントロール状況

調査期間：特定行為研修修了者配置前 2016年11月～2017年10月

特定行為研修修了者配置後 2017年10月～2018年8月

調査施設：約400床の急性期病院

修了者の配置：看護部に所属し科を横断して活動

(血糖コントロールに係る薬剤投与関連など2区分修了)

インスリンの投与量の調整を主に行う

| | 配置前 (N = 165) | 配置後 (N = 169) | P値 |
|-------------|---------------|---------------|--------|
| 空腹時血糖値改善率 | 85.7% | 98.8% | < 0.01 |
| 目標血糖到達率 | 92% | 98% | < 0.01 |
| 目標血糖到達日数 | 10.4日 | 4.3日 | < 0.01 |
| 介入期間 | 21.7日 | 16.3日 | < 0.01 |
| 低血糖発現件数の割合 | 0.38% | 0.05% | < 0.01 |
| 手術までの血糖改善値* | 85.7 mg/dl | 98.8 mg/dl | < 0.01 |
| 術後血糖安定日数* | 9.3日 | 3.8日 | < 0.01 |

*配置前N = 97; 配置後N = 76

(研究結果)

特定行為研修修了者の配置前に比べ、修了者配置後に**空腹時血糖改善率、目標血糖到達率が有意に上昇し、介入期間の短縮、低血糖発作発現件数の減少、手術時までの有意な血糖改善および術後速やかな血糖安定がみられた**

(考察: 有意な改善がみられた理由)
研修修了者による医療的介入とタイムリーな対応が安全で効果的な血糖コントロールにつながっていると考えられる。
(修了者へのヒアリングより)

B病院における特定行為研修修了者の活動による効果

(研究方法)

デザイン：カルテによる後ろ向き調査

調査項目：特定行為（壊死組織除去）を行った件数・人数、平均年齢、在院日数、褥瘡治癒日数、DESIGN-R

調査期間：特定行為研修修了者配置前 2011年度

特定行為研修修了者配置後 2017年度

調査施設：約500床の急性期病院

修了者の配置：看護部に所属し科を横断して活動。施設や在宅への訪問も行う。

(創傷管理関連など4区分修了)

創傷の壊死組織の除去、創傷に対する陰圧閉鎖療法などを実施

(研究結果)

特定行為研修修了者の配置前に比べ、配置後に**初回介入時と治癒時のDESIGN-Rの点数の差が上昇し、褥瘡の治癒日数は短縮する**傾向にあった。平均在院日数においては有意差は無かった。

| | 配置前 (褥瘡件数 N = 60) | 配置後 (褥瘡件数 N = 38) |
|--------------------------|----------------------|----------------------|
| 初回介入時と治癒時のDESIGN-Rの点数の差* | 11.2 | 19.3 |
| 褥瘡の治癒日数* | 36.8日 | 34.2日 |
| 平均在院日数 | 44.6日 (SD: 56.4) | 40.4日 (SD: 45.2) |

*D3以上の褥瘡のうち治癒した褥瘡 (配置前 N = 19; 配置後 N = 4)

(考察)

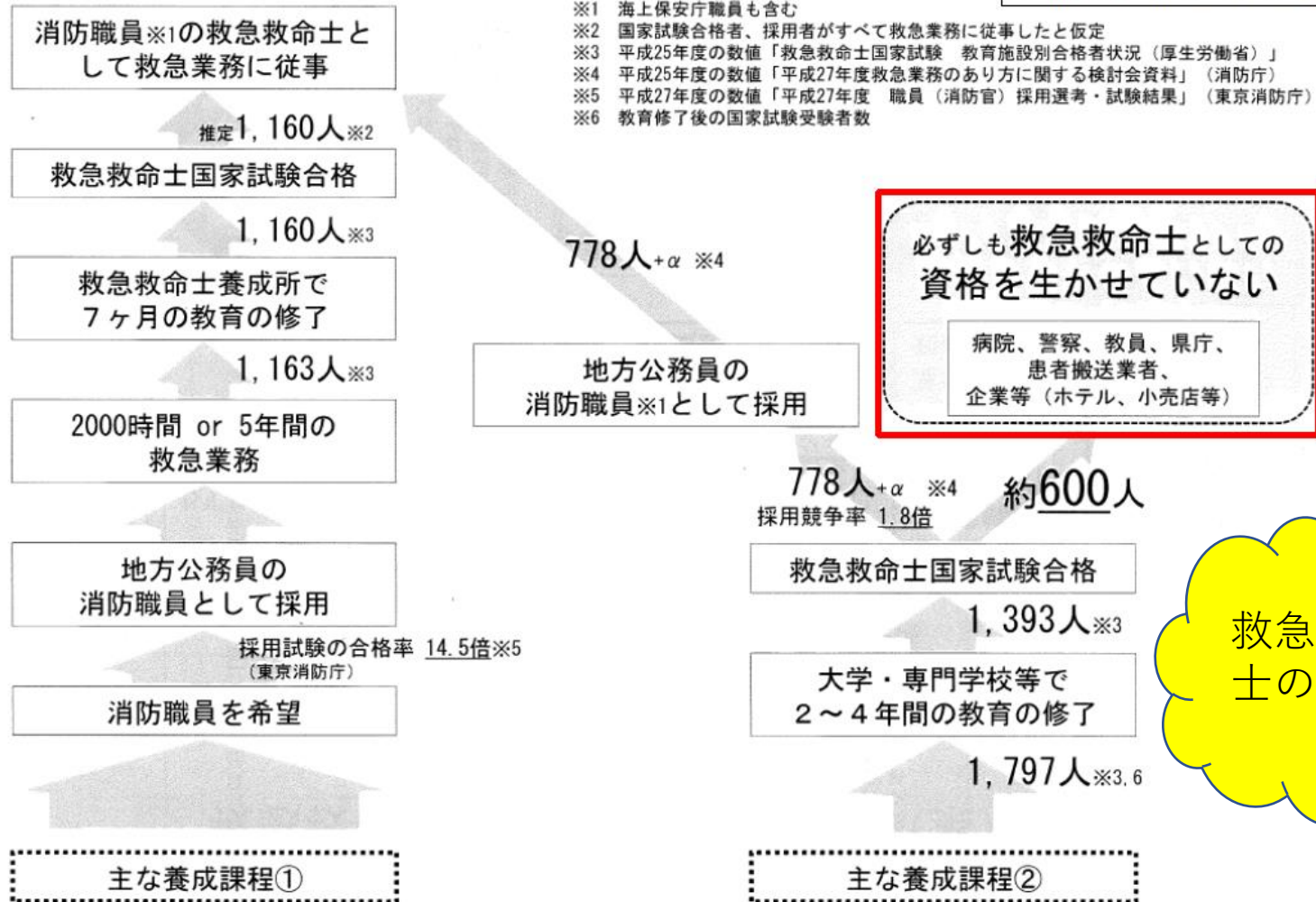
在院日数に関しては、褥瘡を保有していても特定行為研修修了者が在宅・高齢者施設までカバーできるので、早めに退院できるようになってきていることが影響している可能性がある。重症褥瘡の治癒期間、転帰に関しては、在宅・高齢者施設までフォローできるようになった事で、治癒まで追えるようになってきている。(修了者へのヒアリングより)

救急救命士



救急救命士の養成と消防機関への採用の現状について

第14回救急・災害医療提供体制等の在り方に関する検討会
令和元年5月23日 資料 2



- ※1 海上保安庁職員も含む
- ※2 国家試験合格者、採用者がすべて救急業務に従事したと仮定
- ※3 平成25年度の数値「救急救命士国家試験 教育施設別合格者状況（厚生労働省）」
- ※4 平成25年度の数値「平成27年度救急業務のあり方に関する検討会資料」（消防庁）
- ※5 平成27年度の数値「平成27年度 職員（消防官）採用選考・試験結果」（東京消防庁）
- ※6 教育修了後の国家試験受験者数

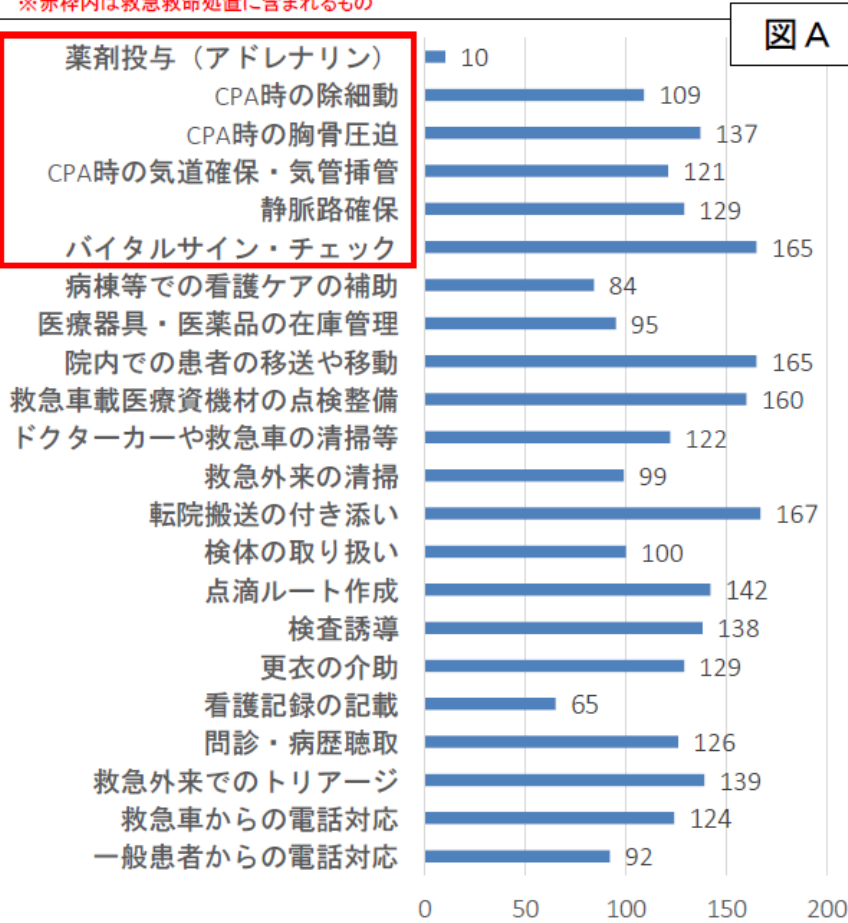
救急救命士の活用

平成27年度 厚生労働科学研究「救急医療体制の推進に関する研究」（山本班）研究協力者 田邊晴山

病院救命士を雇用した場合に、病院側が期待している業務内容について

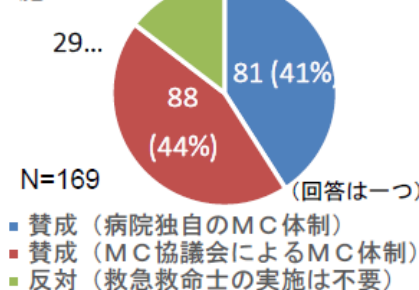
病院救命士にどのような院内業務を期待しますか。

※赤枠内は救急救命処置に含まれるもの

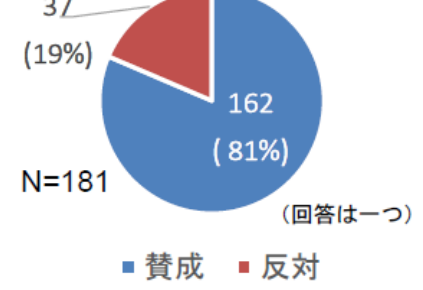


救急救命士を雇用していない202病院が回答した。
 ▷救急外来、患者搬送業務の補助目的で**病院救命士を雇用することに、82.1%の病院が賛成した。**
 ▷MC協議会又は院内MCの関与のもとで、**病院救命士が院内で救急救命処置を行うことに85%の病院が賛成した。**（図①）
 ▷救急救命士に期待する業務は、①転院搬送の付き添い、②バイタルサインチェック、③院内での患者の移送や移動の順で多かった。78.2%の病院が、CPA時の静脈路確保、気道確保・気管挿管、除細動、アドレナリン投与まで期待していた。（図A）
 ▷緊急度の低い又は病状の安定した患者を、**医師、看護師に代わり病院救命士が搭乗して病院救急車で搬送することに81%の病院が賛成した。**（図②）

図① 院内の救急救命処置の実施



図② 病院救命士による患者搬送



（平成30年度厚生労働科学特別研究：消防救急車の代替搬送手段における病院救急車の活用に資する研究）」

いわゆる救急外来においては、救急搬送されてきた重度傷病者に対する救急救命処置のニーズがある。

スチューデント・ドクター



医療系大学共用試験

- 「共用試験実施機構」が2005年より実施
- 医学部4年生時に実施、不合格であれば5年生に進級できない。
- 医療系大学共用試験
 - CBT:Computer Based Testing（コンピュータ試験）
 - OSCE:Objective Structured Clinical Examination（客観的臨床能力試験）
- 合格すると臨床実習（診療参加型臨床実習）に参加できるスチューデントドクターになれる

共用試験実施の概要 (H17年12月から正式実施)

H13年からのトライアルを経て

医道審議会 医師分科会
令和元年6月19日
CATO提出資料



1 医師国家試験の受験資格における共用試験合格の要件化

<背景>

- 大学における臨床実習開始前の医学生を全国的に一定の水準に確保することを目的として、公益社団法人「医療系大学間共用試験実施評価機構」が実施する「共用試験」（臨床実習前OSCE、CBT）については、平成17年から正式に実施され、現在は、全ての医学生が受験するなど、大学における医学教育の中で臨床実習前に医学生の知識・技能を試験する機会として確立されている。



<改正の内容>

大学における医学教育の中で重要な役割を果たしている**共用試験**について、**医師国家試験の受験資格の要件として医師法上位置づける**こととする。また、共用試験の合格は医学生が一定水準の技能・態度のレベルに達していることを担保するものであることから、**共用試験に合格していることを臨床実習において医業を行うための要件とする**。

共用試験を医師
国家試験受験資
格要件とする

2 医学生が臨床実習において行う医業の法的位置づけの明確化

<背景>

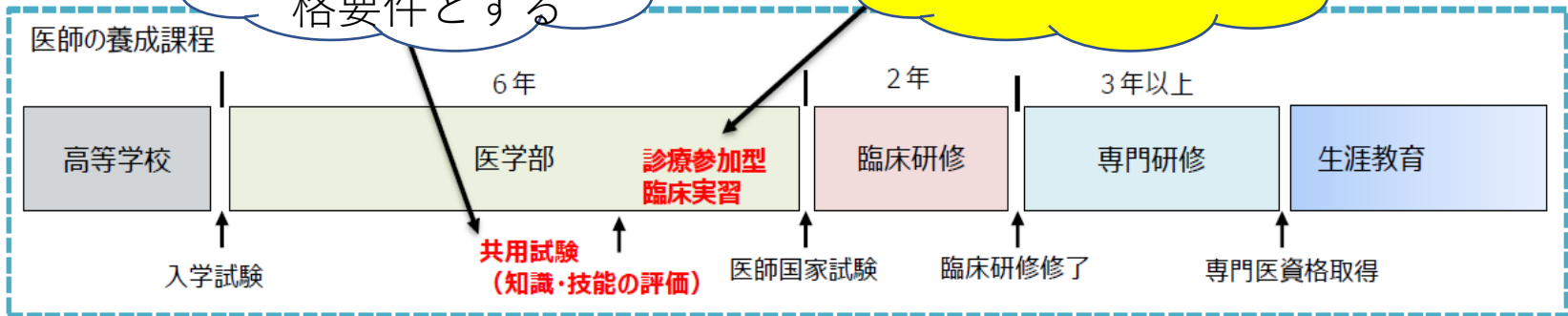
- 医師法第17条により医師でないものの医業は禁じられているところ、医師免許を持たない医学生が大学における臨床実習で行う医行為については、その目的・手段・方法が社会通念から見て相当であり、医師の医行為と同程度の安全性が確保される限度であれば基本的に違法性はないと考えられている。
- 一方で、大学が行う臨床実習については、診療参加型の実習が十分に定着しておらず、その要因として、医学生が臨床実習で行う医行為についての法的な担保がなされていないことが指摘されている。



<改正の内容>

医学生がより診療参加型の臨床実習において実践的な実習を行うことを推進し、医師の資質向上を図る観点から、「**共用試験**」に合格した医学生について、**医師法第17条の規定にかかわらず、大学が行う臨床実習において、医師の指導監督の下、医療に関する知識及び技能を修得するために医業を行うことができる**こととする。

共用試験合格者
に医業を認める



「スチューデントドクター」

診療参加型臨床実習を行う上で、医師を目指す医学生に、医師としての自覚、心構え、医療に携わる者としての責任感や使命感を再認識してもらうこと、患者さんや地域社会からも医学生であっても医療に関して一定レベルの知識と技量を有しているとの理解を図るため、学生の診療行為を病院が保証することを目的としてその称号を与られます。称号を与えられた学生は、医師と同様な態度・心構えで患者さんと接することが求められます！

認定証授与式のようす



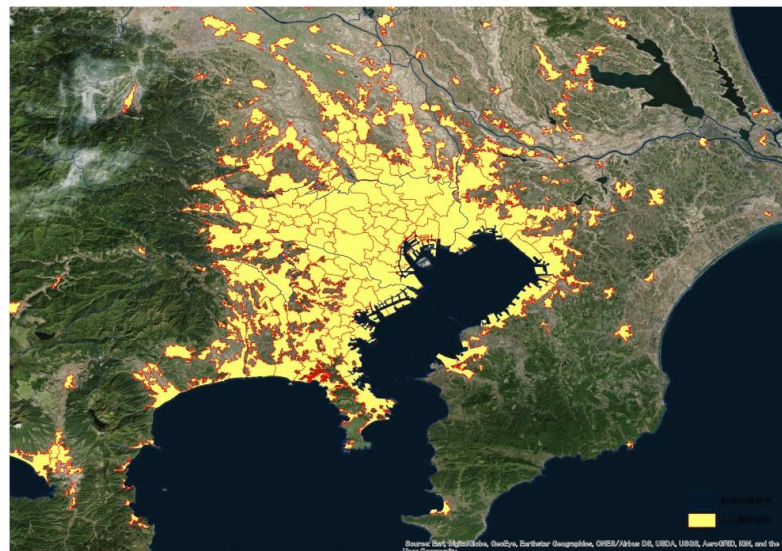


4年、5年の医学部学生
1.8万人のSDが誕生


スチューデントドクターができる医行為

- スチューデント・ドクターは臨床指導医の指導のもと、患者の同意を得て、以下の医行為の実施を臨床実習中できることになる。
- 必須項目
 - 静脈採血、胃管挿入、皮膚縫合、超音波検査、処方・点滴オーダー等
- 推奨項目
 - 分娩介助、小児からの採血、膿瘍切開、排膿、気管挿管等

パート5 医師偏在対策



医師も東京一極集中

A wide-angle photograph of a large conference room. Numerous people, mostly men in dark suits, are seated around a long, dark wood conference table. They are facing each other, engaged in a meeting. The room has a high ceiling with several large, square recessed lights. The walls are wood-paneled. In the foreground, several people are seen from behind, looking towards the center of the room. There are microphones, papers, and green water bottles on the table. The overall atmosphere is professional and formal.

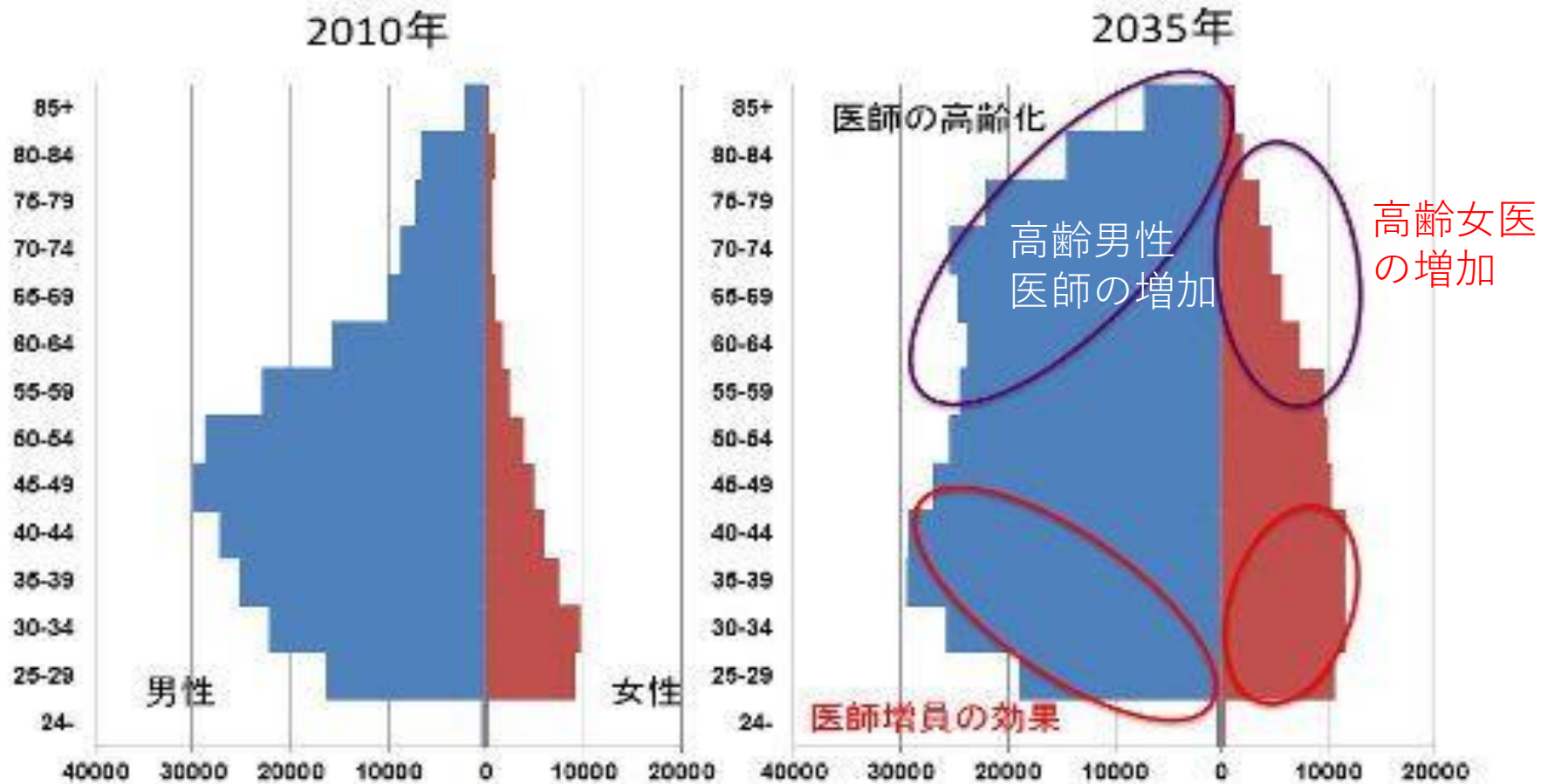
第28回 医療従事者の需給に
関する検討会 医師需給分科会
(2019年2月18日)

医師偏在指標

これまで長らく
「人口**10**万人対医師数」が指標として
用いられてきた

| 人口10万人対医師数における課題 | 医師偏在指標における対応 |
|---|--|
| 1-1. 人口構成(性・年齢構成)の違いを反映できていない | 地域ごとの医療需要について、人口構成の違いを踏まえ、受療率を用いて性年齢調整を行ったものを用いてはどうか。 |
| 1-2. 患者の流出入等を反映できていない | 昼間人口と夜間人口のそれぞれを用い、実態に応じた一定の重み付けを行ったものを用いてはどうか。 患者の流出入に関しては、患者住所地を基準に流出入実態を踏まえ、都道府県間調整を行うこととしてはどうか。 |
| 1-3. へき地等の地理的条件を反映できていない | 法律上、医師確保対策の対象とされている「医師の確保を特に図るべき区域」に、医師少数区域以外の二次医療圏に存在する無医地区、準無医地区(へき地診療所設置済み地区を含む。)も一定の考え方の下、含めることを検討してはどうか |
| 1-4. 医師の性別・年齢分布について反映できていない | 医師の性・年齢階級別の平均労働時間で重み付けを行ったものを用いてはどうか。 |
| 1-5. 入院、外来などの機能ごとの偏在の状況、診療科別の医師の偏在の状況を反映できていない | 入院外来別の医師偏在については、外来医療機能の不足・偏在等への対応について検討する際に併せて検討することとしてはどうか。 診療科別の医師偏在については、喫緊の対応として小児科と産科についての指標を暫定的に作成してはどうか。 |

医師が高齢化し、女性医師が増える



日本の総医師数は、2010年の27.1万人→2035年の39.7万人と46%増加する。
60歳以下の医師数は21.6万人から25.5万人の18%増加にとどまる
60歳以上の医師数は5.5万人(医師全体の20%)から14.1万人(同36%)へ増加

(参考) 現時点の医師偏在指標について

医療従事者の需給に関する検討会
第23回 医師需給分科会(平成30年10月24日)
資料3-1(抜粋・一部改変)

- 医師数は、性別ごとに20歳代、30歳代・・・60歳代、70歳以上に区分して、平均労働時間の違いを用いて調整する。
- 従来的人口10万人対医師数をベースに、地域ごとに性年齢階級による受療率の違いを調整する。

$$\text{医師偏在指標} = \frac{\text{標準化医師数}}{\text{地域の人口} \div 10\text{万} \times \text{地域の標準化受療率比} (\ast 1)}$$

$$\text{標準化医師数} = \sum \text{性年齢階級別医師数} \times \frac{\text{性年齢階級別平均労働時間}}{\text{全医師の平均労働時間}}$$

$$\text{地域の標準化受療率比}(\ast 1) = \text{地域の期待受療率} \div \text{全国の期待受療率} (\ast 2)$$

$$\text{地域の期待受療率}(\ast 2) = \frac{\sum (\text{全国の性年齢階級別受療率} \times \text{地域の性年齢階級別人口})}{\text{地域の人口}}$$

注) 患者の流出入に関しては、患者住所地を基準に流出入実態を踏まえ、都道府県間調整を行うこととする。
へき地などの地理的条件については、「医師の確保を特に図るべき区域」として、一定の考え方の下で考慮することとする。

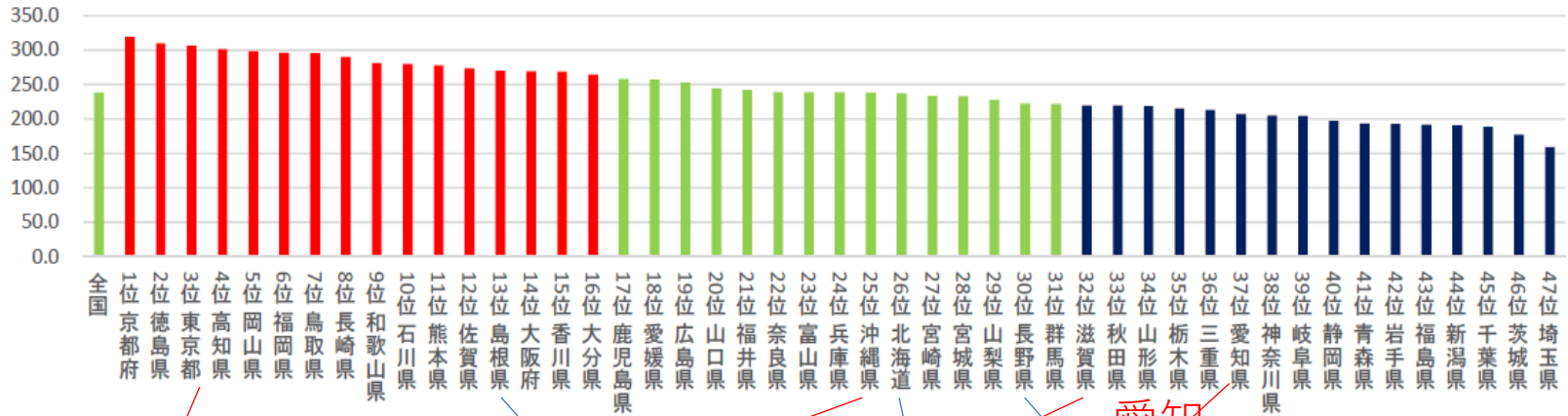
流出入を考慮した都道府県ごとの医師偏在指標

平成31年
4月24日

第66回社会保
険審議会医療部会

参考資料
1-3

人口10万人対医師数



東京

愛知

神奈川

都道府県順
位が入れ替
わる

滋賀
医師偏在指標

北海道

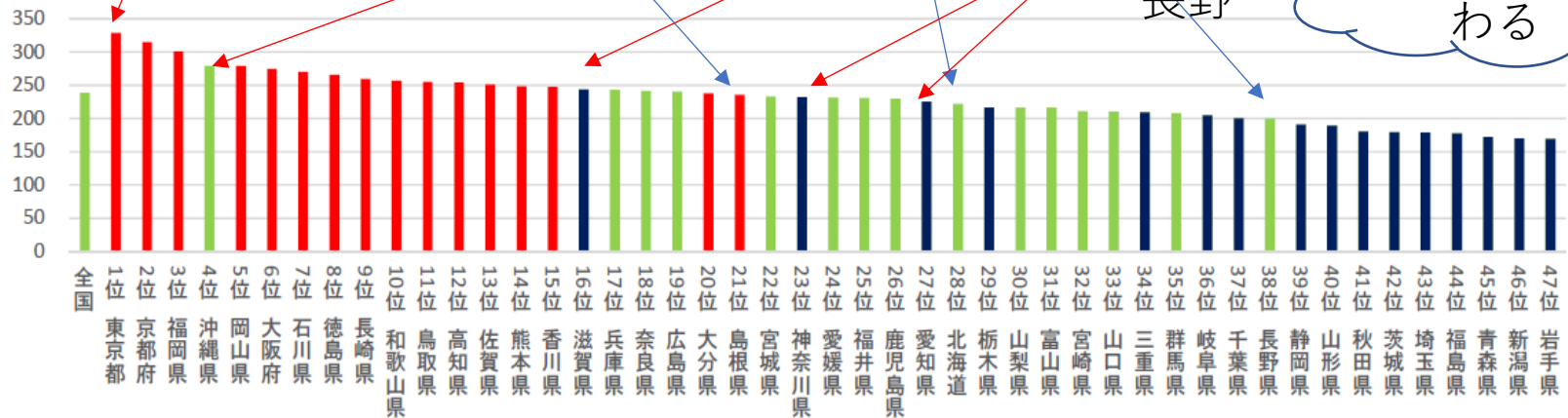
長野

新指標

福岡

沖縄

島根



参照)

・平成28年医師・歯科医師・薬剤師調査

・平成29年住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査

・平成26年患者調査

・平成27年国勢調査

・「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査」(平成28年度厚生労働科学特別研究「医師の勤務実態及び働き方の意向等に関する調査研究」研究班)

●三次医療圏別医師偏在指標（暫定）（指標値降順）

・本資料における医師偏在指標は、患者の流出入を反映した指標である。

| | |
|--|---------|
| | 上位33.3% |
| | 下位33.3% |

| 都道府県コード | 医療圏名 | 医師偏在指標 | 順位 |
|---------|------|--------|----|
| | 全国 | 238.3 | |
| 13 | 東京都 | 329.0 | 1 |
| 26 | 京都府 | 314.9 | 2 |
| 40 | 福岡県 | 300.5 | 3 |
| 47 | 沖縄県 | 279.3 | 4 |
| 33 | 岡山県 | 278.8 | 5 |
| 27 | 大阪府 | 274.4 | 6 |
| 17 | 石川県 | 270.4 | 7 |
| 36 | 徳島県 | 265.9 | 8 |
| 42 | 長崎県 | 259.4 | 9 |
| 30 | 和歌山県 | 257.2 | 10 |
| 31 | 鳥取県 | 255.0 | 11 |
| 39 | 高知県 | 254.3 | 12 |
| 41 | 佐賀県 | 251.3 | 13 |
| 43 | 熊本県 | 248.5 | 14 |
| 37 | 香川県 | 247.8 | 15 |
| 25 | 滋賀県 | 243.5 | 16 |
| 28 | 兵庫県 | 243.0 | 17 |
| 29 | 奈良県 | 241.1 | 18 |
| 34 | 広島県 | 240.4 | 19 |
| 44 | 大分県 | 238.0 | 20 |
| 32 | 島根県 | 235.9 | 21 |
| 04 | 宮城県 | 232.7 | 22 |
| 14 | 神奈川県 | 231.8 | 23 |

| 都道府県コード | 医療圏名 | 医師偏在指標 | 順位 |
|---------|------|--------|----|
| 38 | 愛媛県 | 231.0 | 24 |
| 18 | 福井県 | 230.9 | 25 |
| 46 | 鹿児島県 | 229.8 | 26 |
| 23 | 愛知県 | 225.3 | 27 |
| 01 | 北海道 | 222.0 | 28 |
| 09 | 栃木県 | 216.7 | 29 |
| 19 | 山梨県 | 216.4 | 30 |
| 16 | 富山県 | 216.2 | 31 |
| 45 | 宮崎県 | 210.6 | 32 |
| 35 | 山口県 | 210.3 | 33 |
| 24 | 三重県 | 208.8 | 34 |
| 10 | 群馬県 | 208.2 | 35 |
| 21 | 岐阜県 | 204.7 | 36 |
| 12 | 千葉県 | 200.5 | 37 |
| 20 | 長野県 | 199.6 | 38 |
| 22 | 静岡県 | 191.1 | 39 |
| 06 | 山形県 | 189.4 | 40 |
| 05 | 秋田県 | 180.6 | 41 |
| 08 | 茨城県 | 179.3 | 42 |
| 11 | 埼玉県 | 178.7 | 43 |
| 07 | 福島県 | 177.4 | 44 |
| 02 | 青森県 | 172.1 | 45 |
| 15 | 新潟県 | 169.8 | 46 |
| 03 | 岩手県 | 169.3 | 47 |

二次医療圏別医師偏在指標

医師偏在指標（暫定） 二次医療圏

| 医療圏コード | 都道府県名 | 医療圏名 | 医師偏在指標 | 順位 |
|--------|-------|--------|--------|----|
| 全国 | | | 238.3 | |
| 1301 | 東京都 | 区中央部 | 759.7 | 1 |
| 1304 | 東京都 | 区西部 | 508.0 | 2 |
| 4006 | 福岡県 | 久留米 | 453.3 | 3 |
| 0806 | 茨城県 | つくば | 442.9 | 4 |
| 2304 | 愛知県 | 尾張東部 | 431.3 | 5 |
| 1001 | 群馬県 | 前橋 | 425.4 | 6 |
| 3203 | 島根県 | 出雲 | 421.8 | 7 |
| 2501 | 滋賀県 | 大津 | 416.9 | 8 |
| 4001 | 福岡県 | 福岡・糸島 | 407.9 | 9 |
| 2604 | 京都府 | 京都・乙訓 | 399.6 | 10 |
| 0905 | 栃木県 | 県南 | 399.1 | 11 |
| 4312 | 熊本県 | 熊本・上益城 | 382.1 | 12 |
| 4601 | 鹿児島県 | 鹿児島 | 368.3 | 13 |
| 2701 | 大阪府 | 豊能 | 365.4 | 14 |
| 4101 | 佐賀県 | 中部 | 363.4 | 15 |
| 1702 | 石川県 | 石川中央 | 361.6 | 16 |
| 3001 | 和歌山県 | 和歌山 | 353.6 | 17 |
| 3103 | 鳥取県 | 西部 | 350.5 | 18 |
| 4201 | 長崎県 | 長崎 | 348.0 | 19 |
| 1303 | 東京都 | 区西南部 | 347.5 | 20 |
| 4703 | 沖縄県 | 南部 | 347.1 | 21 |
| 2007 | 長野県 | 松本 | 339.6 | 22 |
| 1311 | 東京都 | 北多摩南部 | 337.9 | 23 |
| 4501 | 宮崎県 | 宮崎東諸県 | 337.5 | 24 |
| 3505 | 山口県 | 宇部・小野田 | 337.2 | 25 |
| 3301 | 岡山県 | 県南東部 | 334.6 | 26 |
| 1302 | 東京都 | 区南部 | 334.4 | 27 |

上位33.3%
下位33.3%

1位東京都
区中央部
759.7

| 医療圏コード | 都道府県名 | 医療圏名 | 医師偏在指標 | 順位 |
|--------|-------|----------|--------|-----|
| 全国 | | | 238.3 | |
| 0803 | 茨城県 | 常陸太田・ひたち | 96.4 | 315 |
| 1206 | 千葉県 | 山武長生夷隅 | 96.1 | 316 |
| 0508 | 秋田県 | 湯沢・雄勝 | 94.3 | 317 |
| 3202 | 島根県 | 雲南 | 94.0 | 318 |
| 3303 | 岡山県 | 高梁・新見 | 93.8 | 319 |
| 1704 | 石川県 | 能登北部 | 92.9 | 320 |
| 4306 | 熊本県 | 阿蘇 | 91.9 | 321 |
| 0121 | 北海道 | 根室 | 91.7 | 322 |
| 0706 | 福島県 | 相双 | 91.7 | 323 |
| 0102 | 北海道 | 南檜山 | 91.5 | 324 |
| 4611 | 鹿児島県 | 熊毛 | 90.6 | 325 |
| 2201 | 静岡県 | 賀茂 | 89.6 | 326 |
| 2311 | 愛知県 | 東三河北部 | 87.9 | 327 |
| 0808 | 茨城県 | 筑西・下妻 | 87.7 | 328 |
| 0804 | 茨城県 | 鹿行 | 86.9 | 329 |
| 0307 | 岩手県 | 宮古 | 86.8 | 330 |
| 4609 | 鹿児島県 | 曾於 | 81.7 | 331 |
| 1903 | 山梨県 | 峡南 | 81.5 | 332 |
| 0111 | 北海道 | 日高 | 80.4 | 333 |
| 0116 | 北海道 | 宗谷 | 79.0 | 334 |
| 0502 | 秋田県 | 北秋田 | 69.6 | 335 |

上位33.3%
下位33.3%

第335位
秋田県
北秋田
69.6

区中央部と北秋田で
10倍の格差！

地域偏在対策の4つのポイント

- ポイント 1 都道府県における医師確保対策の実施体制の強化
 - 医師偏在指標の設定
 - 医師少数区域、医師多数区域の設定
 - 医師確保計画の策定
 - 地域医療対策協議会の機能の充実
- ポイント 2 医師養成課程を通じた地域における医師確保
 - 地域ニーズに合わせたい地域枠の設定
 - 臨床研修指定病院の指定権限の都道府県への移譲
 - 診療科別必要医師数の算出
- ポイント 3 地域における外来医療機能の不足・偏在等への対応
 - 外来医師偏在指標の設定
 - 地域で不足する外来医療機能について議論する場の設定
- ポイント 4 医師の少ない地域での勤務を促す環境整備の推進
 - 医師少数区域で勤務した医師の厚生労働大臣による認定制度の創設
 - 経済、税制面でのインセンティブ

パート6 新地域医療構想



2024年3月29日

病床機能報告における4医療機能について

- 各医療機関（有床診療所を含む。）は、毎年、病棟単位で、医療機能の「現状」と「今後の方向」を、自ら1つ選択して、都道府県に報告。

| 医療機能の名称 | 医療機能の内容 |
|---------|--|
| 高度急性期機能 | ○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能 ※高度急性期機能に該当すると考えられる病棟の例 救命救急病棟、集中治療室、ハイケアユニット、新生児集中治療室、新生児治療回復室、小児集中治療室、総合周産期集中治療室であるなど、急性期の患者に対して診療密度が特に高い医療を提供する病棟 |
| 急性期機能 | ○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能 |
| 回復期機能 | ○ 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能。 ○ 特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能（回復期リハビリテーション機能）。 |
| 慢性期機能 | ○ 長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能 ○ 長期にわたり療養が必要な重度の障害者（重度の意識障害者を含む）、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能 |

- **回復期機能については、**「リハビリテーションを提供する機能」や「回復期リハビリテーション機能」のみではなく、リハビリテーションを提供していなくても「急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療」を提供している場合には、**回復期機能を選択できる。**
- 地域包括ケア病棟については、当該病棟が主に回復期機能を提供している場合は、回復期機能を選択し、主に急性期機能を提供している場合は急性期機能を選択するなど、個々の病棟の役割や入院患者の状態に照らして、医療機能を適切に選択すること。
- 特定機能病院においても、病棟の機能の選択に当たっては、一律に高度急性期機能を選択するのではなく、個々の病棟の役割や入院患者の状態に照らして、医療機能を適切に選択すること。

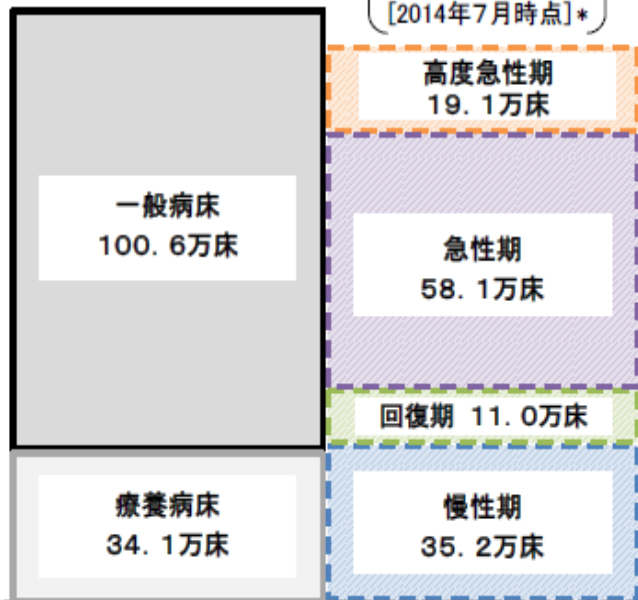
2025年の医療機能別必要病床数の推計結果（全国ベースの積上げ）

- 今後も少子高齢化の進展が見込まれる中、患者の視点に立って、どの地域の患者も、その状態像に即した適切な医療を適切な場所で受けられることを目指すもの。このためには、医療機関の病床を医療ニーズの内容に応じて機能分化しながら、切れ目のない医療・介護を提供することにより、限られた医療資源を効率的に活用することが重要。
（→ 「病院完結型」の医療から、地域全体で治し、支える「地域完結型」の医療への転換の一環）
- 地域住民の安心を確保しながら改革を円滑に進める観点から、今後、10年程度かけて、介護施設や高齢者住宅を含めた在宅医療等の医療・介護のネットワークの構築と併行して推進。
- ⇒ 地域医療介護総合確保基金を活用した取組等を着実に進め、回復期の充実や医療・介護のネットワークの構築を行うとともに、慢性期の医療・介護ニーズに対応していくため、全ての方が、その状態に応じて、適切な場所で適切な医療・介護を受けられるよう、必要な検討を行うなど、国・地方が一体となって取り組むことが重要。

【現 状:2013年】

134.7万床 (医療施設調査)

病床機能報告
123.4万床
[2014年7月時点]*



【推計結果:2025年】※ 地域医療構想策定ガイドライン等に基づき、一定の仮定を置いて、地域ごとに推計した値を積上げ


機能分化等をしないまま高齢化を織り込んだ場合:152万床程度

2025年の必要病床数(目指すべき姿)
115~119万床程度※1



* 未報告・未集計病床数などがあり、現状の病床数(134.7万床)とは一致しない。
 なお、今回の病床機能報告は、各医療機関が定性的な基準を参考に医療機能を選択したものであり、今回の推計における機能区分の考え方によるものではない。

※1 パターンA:115万床程度、パターンB:118万床程度、パターンC:119万床程度
 ※2 パターンA:24.2万床程度、パターンB:27.5万床程度、パターンC:28.5万床程度
 ※3 パターンA:33.7万人程度、パターンB:30.6万人程度、パターンC:29.7万人程度



地域医療構想及び医師確保計画に関する
ワーキンググループで
地域医療構想の進捗状況が報告
2023年5月25日

2022年度病床機能報告について

速報値

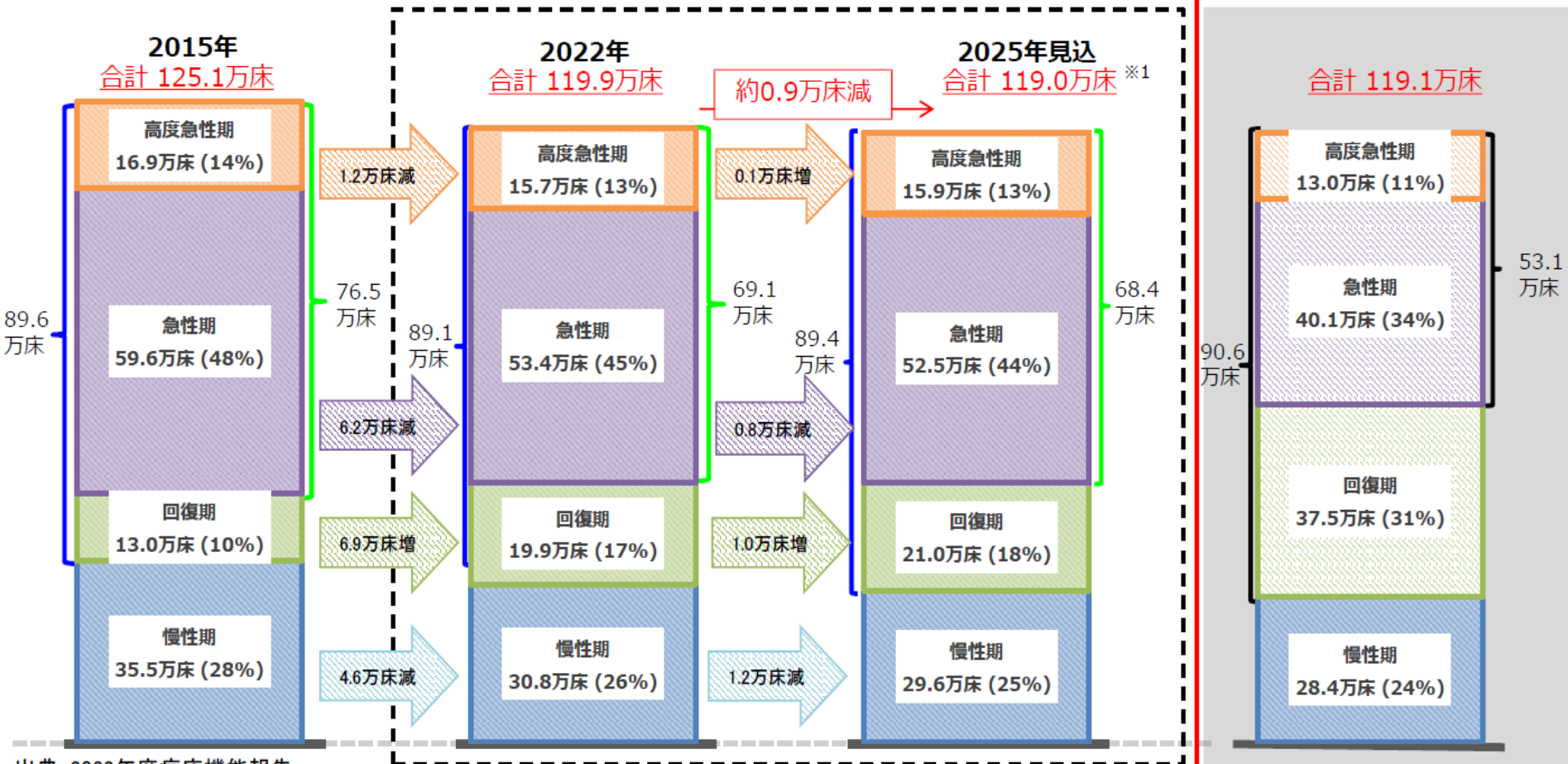
2015年度病床機能報告

(各医療機関が病棟単位で報告) ※6

2022年度病床機能報告

(各医療機関が病棟単位で報告) ※6

地域医療構想における2025年の病床の必要量
(入院受療率や推計人口から算出した2025年の医療需要に基づく推計(平成28年度末時点) ※4 ※6)



出典: 2022年度病床機能報告

※1: 2022年度病床機能報告において、「2025年7月1日時点における病床の機能の予定」として報告された病床数

※2: 対象医療機関数及び報告率が異なることから、年度間比較を行う際は留意が必要

(報告医療機関数/対象医療機関数(報告率) 2015年度病床機能報告: 13,885/14,538(95.5%)、2022年度病床機能報告: 12,188/12,602(96.7%))

※3: 端数処理をしているため、病床数の合計値が合わない場合や、機能ごとの病床数の割合を合計しても100%にならない場合がある

※4: 平成25年度(2013年度)のNDBのレセプトデータ及びDPCデータ、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(平成25年(2013年)3月中位推計)』等を用いて推計

※5: 高度急性期のうちICU及びHCUの病床数(*): 19,065床(参考 2021年度病床機能報告: 19,645床)

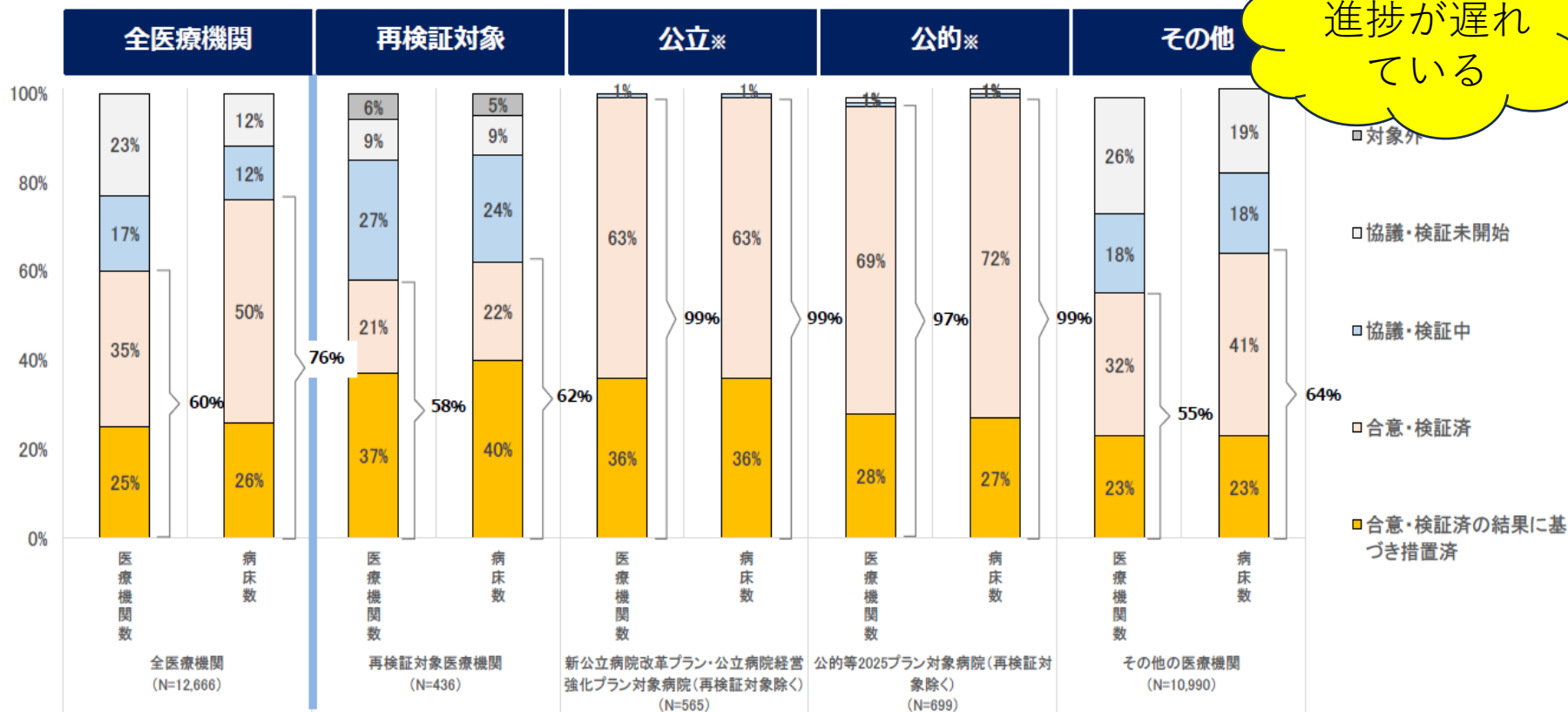
*救命救急入院料1~4、特定集中治療室管理料1~4、ハイケアユニット入院医療管理料1・2のいずれかの届出を行っている届出病床数

※6: 病床機能報告の集計結果と将来の病床の必要量は、各構想区域の病床数を機械的に足し合わせたものであり、また、それぞれ計算方法が異なることから、単純に比較するのはではなく、詳細な分析や検討を行った上で地域医療構想調整会議で協議を行うことが重要。(一部精査中)

地域医療構想調整会議における対応方針の検討状況（令和5年3月時点）

- 全ての医療機関の対応方針の措置済を含む「合意・検証済」の割合は医療機関単位で60%、病床単位で76%となっている。
- 再検証対象医療機関の対応方針の措置済を含む「検証済」の割合は医療機関単位で58%、病床単位で62%となっている。
- 再検証対象医療機関を除く新公立病院改革プラン・公立病院経営強化プラン対象病院の対応方針の措置済を含む「合意済」の割合は医療機関単位で99%、病床単位で99%となっている。
- 再検証対象医療機関を除く公的等2025プラン対象病院の対応方針の措置済を含む「合意済」の割合は医療機関単位で97%、病床単位で99%となっている。
- その他の医療機関の対応方針の措置済を含む「合意済」の割合は医療機関単位で55%、病床単位で64%となっている。

医療機関の区別にみた対応方針の協議状況



民間病院の進捗が遅れている

※公立、公的及び公立・公的以外には、再検証対象を含まない。

※医療機関には有床診療所を含む。

※再検証対象医療機関の「対象外」には既に病床を有さなくなった医療機関も含まれるため一律に全医療機関の合計に計上していない。医政局地域医療計画課調べ（一部精査中）

まずは公立・公的
病院から・・・

公立・公的 4 2 4 病院再編リスト

地域医療構想ワーキンググループで公表
(2019年9月26日)

- 2019年年央までに各医療機関の診療実績データを分析し、公立・公的医療機関等の役割が当該医療機関でなければ担えないものに重点化されているか、合意された具体的対応方針を検証し、地域医療構想の実現に必要な協議を促進。

2. 今後の取り組み

- 合意形成された具体的対応方針の検証と構想の実現に向けた更なる対策

- 今後、2019年年央までに、全ての医療機関の診療実績データ分析を完了し、「**診療実績が少ない**」または「**診療実績が類似している**」と位置付けられた**公立・公的医療機関等**に対して、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向等を踏まえつつ、**医師の働き方改革の方向性**も加味して、**当該医療機能の他の医療機関への統合や他の病院との再編統合**について、地域医療構想調整会議で協議し改めて合意を得るように要請する予定。

分析内容

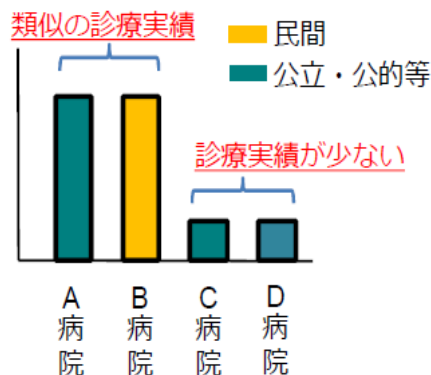
分析項目ごとに診療実績等の一定の指標を設定し、当該医療機関でなければ担えないものに重点化されているか分析する。重点化が不十分な場合、他の医療機関による代替可能性があるとする。

A 各分析項目について、診療実績が特に少ない。

B 各分析項目について、構想区域内に、一定数以上の診療実績を有する医療機関が2つ以上あり、かつ、お互いの所在地が近接している。

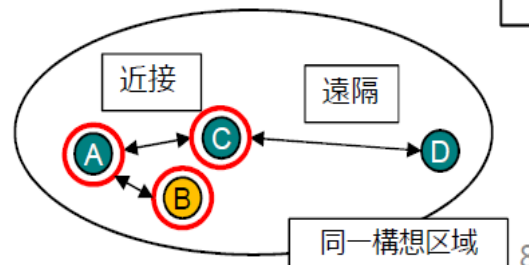
分析のイメージ

- ① 診療実績の**データ分析**
(領域等(例:がん、救急等)ごと)



- ② 地理的条件の**確認**

類似の診療実績がある場合のうち、**近接**している場合を確認



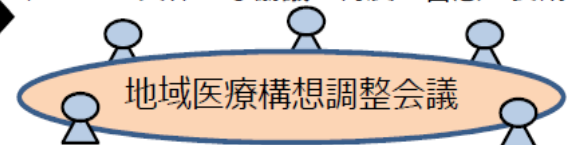
①及び②により「**代替可能性あり**」とされた公立・公的医療機関等

- ③ 分析結果を踏まえた地域医療構想調整会議における**検証**

医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向等を踏まえ、**医師の働き方改革の方向性**も加味して、

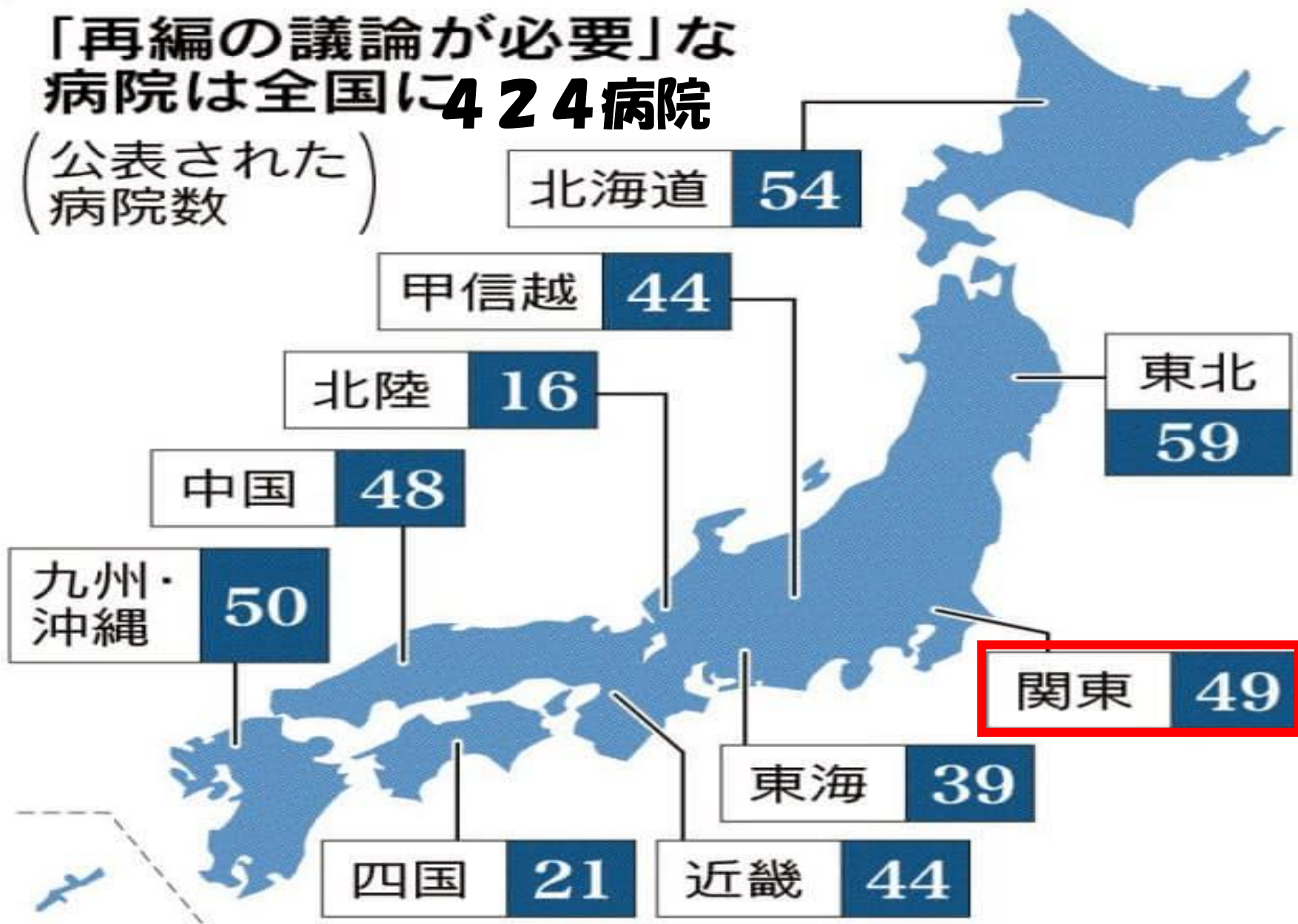
- **代替可能性のある機能の他の医療機関への統合**
- **病院の再編統合**

について具体的な協議・再度の合意を要請



「再編の議論が必要」な 病院は全国に**424**病院

(公表された
病院数)



経済 フォローする

公立・公的424病院「再編検討を」 厚労省がリスト公表

2019年9月26日 15:10

厚生労働省は26日、市町村などが運営する**公立病院**と日本赤十字社などが運営する**公的病院**の25%超にあたる全国424の病院について「再編統合について特に議論が必要」とする分析をまとめ、病院名を公表した。診療実績が少なく、非効率な医療を招いているため

424公的病院、再編必要

神奈川県 厚労省、異例の公表

厚生労働省は26日、全国143の公立病院や日本赤十字社の公的病院のうち診療実績が少なく、再編統合が必要と判断した424の病院を初めて公表した。高齢化で膨張する医療費抑制のため、競合地域にある病院との再編・統合を促す必要があつて、異例の対応に臨み、10月にも対象病院に再編・統合の具体的な検討を要請し、来年9月までに結論を出してもらう考え。強制力はないが、身近な病院がなくなるとの不安から地元首長や住民の反発が予想される。

「関連記事3面に同日の会合で公表した。対象病院は全体の29・1%に当たり、ベッド数が比較にならない病院が多かつた。対象の数は北海道の

都道府県別では、新潟（53・7%）、北海道（48・6%）、宮城（47・5%）、山口（46・7%）、岡山（43・3%）の順で割合が高かつた。対象の数は北海道の

「再編・統合対象病院割合」

都道府県別の再編・統合対象病院割合

| 都道府県 | 公的病院数 | 対象病院数 | 割合 (%) |
|-------|-------|-------|--------|
| ① 新潟 | 41 | 22 | 53.7 |
| ② 北海道 | 111 | 54 | 48.6 |
| ③ 宮城 | 40 | 19 | 47.5 |
| ④ 山口 | 30 | 14 | 46.7 |
| ⑤ 岡山 | 30 | 13 | 43.3 |
| ⑥ 愛知 | 57 | 9 | 15.8 |
| ⑦ 京都 | 26 | 4 | 15.4 |
| ⑧ 栃木 | 15 | 2 | 13.3 |
| ⑨ 東京 | 78 | 10 | 12.8 |
| ⑩ 沖縄 | 14 | 0 | 0 |

※割合は四捨五入

定例会見 石巻市役所

“病院再編”石巻市長憤り 村井知事「議論は必要」

石巻市

亀山市長

「人口減少進む地域にとって市立病院の役割大きく 国に考えを伝えていきたい」




424施設から7施設を外し、20施設を加えて440施設となった



厚労省医政局地域医療計画課長の鈴木健彦氏（1月17日）

新型コロナで 440病院リスト見直し



コロナ禍が
襲う！！

- 当初、424病院リストの検証期限については、機能の見直しについては2019年度中に、再編統合については2020年秋までに行うこととしていた
- 厚労省は、2020年3月4日の通知
 - 「今回の新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から『改めて整理する』」として、事実上の「期限延長」を決めた
- このため新型コロナ感染拡大を受けて、今回の424病院リストでもその**感染症病床については再考が必要**
- 全国の感染症病床の9割は公立・公的病院によって占められ、424病院の内、24病院が感染症指定病院だからだ。
- そして感染症病床はこれまで削減され続けてきた。

結局、地域医療構想は
尻つぼみ・・・



新たな地域医療構想等に関する検討会

2024年3月29日



2. 具体的な改革の内容について

(3) 地域医療構想の推進

(地域医療構想 2025)

- 中長期的な人口構造の変化に対応するための地域医療構想については、新型コロナウイルス感染症対応が続く中ではあるが、地域医療構想の背景である中長期的な状況や見通しは変わっていない。感染拡大時の短期的な医療需要には各都道府県の医療計画に基づき機動的に対応することを前提に、地域医療構想についてはその基本的な枠組みを維持しつつ、着実に取組を進めていく必要がある。
- 地域医療構想の推進にあたっては、これまでも PDCA サイクルや都道府県の責務の明確化による取組の推進を行ってきており、現在の 2025年までの取組を地域の実情を踏まえつつ着実に進めるために、対応方針の策定率を目標とした PDCA サイクルの強化や構想区域の評価・分析など都道府県の責務の明確化により取組を進めるべきではないか。
- また、第8次医療計画の策定作業と併せて、各都道府県において、2022年度及び2023年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを進めるべきではないか。
- 厚生労働省においては、各地域における検討状況を適時・適切に把握しつつ、自主的に検討・取組を進めている医療機関や地域について、その検討・取組を「重点支援区域」や「病床機能再編支援制度」等により支援を行うべきではないか。

(今後の取組)

- 2025年以降についても、今後、高齢者人口がピークを迎えて減少に転ずる2040年頃までを視野に入れつつ、新型コロナ禍で顕在化した課題を含め、中長期的課題について整理し、新たな地域医療構想を策定すべきではないか。
- そのため、現在の取組を確実に進めつつ、新たな地域医療構想の策定に向け、現状と課題を分析し、課題の整理・検討を行うべきではないか。
- なお、今後の取組については、必要な医療を面として提供するための医療機関ごとの機能分化と連携が重要である、かかりつけ医機能や在宅医療を取り込むため、外来医療、在宅医療の整備計画の中で新たな方向性や目標を踏まえながら、2025年以降の入院需要を推計していくべき、新たな地域医療構想を踏まえて、看護職員の需給推計を実施すべき、医師の働き方改革への各医療機関の対応を踏まえた上で、地域医療構想における医療機関の役割分担と連携の在り方を議論すべき、構想区域の規模や在り方を議論すべきとの意見を踏まえて、検討を深めるべきではないか。

新たな地域医療構想
は外来・在宅も含む

「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」（抄） （令和5年12月22日 閣議決定）

2. 医療・介護制度等の改革

＜②「加速化プラン」の実施が完了する2028年度までに実施について検討する取組＞

◆ 医療提供体制改革の推進

- ・ 地域医療構想については、これまでのPDCAサイクルを通じた取組の進捗状況等を踏まえ、2025年までの年度ごとに国・都道府県・医療機関がそれぞれ取り組む事項を明確化し、関係機関が一体となって計画的に更なる取組を進める。その際、国においては、都道府県・構想区域の病床機能等の状況の見える化、構想区域の効果的な事例（内容、検討プロセス等）の周知、医療提供体制上の課題や重点的な支援の必要性があると考えられる構想区域を設定してアウトリーチの伴走支援の実施など、都道府県における地域の実情に応じた取組を支援する。
- ・ **2026年度以降の地域医療構想の取組について、今後、医療・介護の複合ニーズを抱える85歳以上人口の増大や現役世代の減少に伴う医療需要の変化に対応できるよう、2040年頃を視野に入れつつ、病院のみならず、かかりつけ医機能や在宅医療、医療・介護連携等を含め、中長期的課題を整理して検討を行う。**
- ・ こつした対応に実効性を持たせるため、都道府県の責務の明確化等に関し必要な法制上の措置等について検討を行う。
- ・ かかりつけ医機能が発揮される制度整備について、85歳以上の高齢者の増加等を見据えて、診療実績に係る情報提供の強化を含め、医療機能情報提供制度の刷新や、かかりつけ医機能報告制度の創設等により、国民・患者から見て、かかりつけ医機能の質の向上につながるよう、2025年4月の制度施行に向け、検討会等で具体的な議論を行い、2026年度以降の取組を進める。
- ・ さらに、令和5年法改正の施行状況等を踏まえ、患者による選択や、地域包括ケアの中でのかかりつけ医機能の活用、かかりつけ医の対象者、医療機関の連携・ネットワークによる実装等について更なる検討を進める。
- ・ また、地域で必要となるかかりつけ医機能の確保に向けた、医師の教育や研修の充実にも取り組む。

新たな地域
医療構想は
「地域医療
介護構想」

◆ 医師偏在対策等

- ・ 医師の偏在対策の観点から、医師養成過程における取組を進めるとともに、医師少数区域等で勤務した医師を認定する制度において、管理者として評価する医療機関を拡大するなど、医師が少ない地域での医師確保の取組について更なる検討を進める。あわせて、オンライン診療の活用やタスク・シフト/シェアの推進を図る。
- ・ 医師の地域間、診療科間、病院・診療所間の偏在是正に向けて、医学部臨時定員、経済的インセンティブや、外来医師多数区域における都道府県知事の権限強化を始めとする規制的手法の在り方について検討する。

新たな地域医療構想等に関する検討会 構成員名簿

(敬称略。五十音順)

氏 名

所 属・役 職

| | | |
|------|-------|---------------------------------|
| いしはら | やすゆき | 岡山県鏡野町健康推進課長 |
| 石原 | 靖之 | |
| いとう | しんいち | 一般社団法人日本医療法人協会会長代行 |
| 伊藤 | 伸一 | |
| いのくち | ゆうじ | 公益社団法人全日本病院協会会長 |
| 猪口 | 雄二 | |
| いまむら | ともあき | 奈良県立医科大学教授 |
| 今村 | 知明 | |
| えざわ | かずひこ | 公益社団法人日本医師会常任理事 |
| 江澤 | 和彦 | |
| ○ 遠藤 | ひさお | 学習院大学長 |
| おおや | ゆうすけ | 一般社団法人全国医学部長病院長会議理事 |
| 大屋 | 祐輔 | |
| おか | としあき | 一般社団法人日本病院会副会長 |
| 岡 | 俊明 | |
| おがた | ひろや | 九州大学名誉教授 |
| 尾形 | 裕也 | |
| おぐま | ゆたか | 公益社団法人全国自治体病院協議会会長 |
| 小熊 | 豊 | |
| かとり | てるゆき | 一般社団法人未来研究所臥龍代表理事/兵庫県立大学大学院特任教授 |
| 香取 | 照幸 | |
| かわもと | しげふみ | 健康保険組合連合会専務理事 |
| 河本 | 滋史 | |
| さくらぎ | しょうじ | 公益社団法人日本精神科病院協会常務理事 |
| 櫻木 | 章司 | |
| さとう | ひろふみ | 岐阜県飛騨市市民福祉部地域包括ケア課長 |
| 佐藤 | 博文 | |
| たかはし | たい | 国際医療福祉大学大学院教授 |
| 高橋 | 泰 | |
| たまかわ | あきら | 福島県保健福祉部次長(健康衛生担当) |
| 玉川 | 啓 | |
| どい | たけろう | 慶応義塾大学経済学部教授 |
| 土居 | 丈朗 | |
| ひがし | けんたろう | 公益社団法人全国老人保健施設協会会長 |
| 東 | 憲太郎 | |
| まつだ | しんや | 産業医科大学教授 |
| 松田 | 晋哉 | |
| やまぐち | いくこ | 認定 NPO 法人ささえあい医療人権センターCOML 理事長 |
| 山口 | 育子 | |
| よしかわ | くみこ | 公益社団法人日本看護協会常任理事 |
| 吉川 | 久美子 | |

○：座長

新たな地域医療構想の主な検討事項（案）

- 新たな地域医療構想については、2040年頃を見据え、医療・介護の複合ニーズを抱える85歳以上人口の増大等に対応できるよう、**病院のみならず、かかりつけ医機能や在宅医療、医療・介護連携等を含め、地域の医療提供体制全体の地域医療構想として検討予定。**

※ 現状、課題、検討事項等についても、今後の検討会等で検討

【現状】

- 各構想区域の2025年の病床の必要量について、**病床機能ごとに推計し、都道府県が地域医療構想を策定。**
- 各医療機関から都道府県に、**現在の病床機能と2025年の方向性等を報告。**
- 将来の病床の必要量を踏まえ、地域の関係者が**地域医療構想調整会議（二次医療圏が多数）**で協議。
- 都道府県は**地域医療介護総合確保基金**等を活用して支援。

など

【主な課題】

- 2025年の**病床の必要量**に病床の合計・機能別とも近付いているが、**構想区域ごと・機能ごとに乖離。**
- 将来の病床の必要量を踏まえ、各構想区域で病床の機能分化・連携が議論されているが、**外来や在宅医療等を含めた、医療提供体制全体の議論が不十分。**
- 医療・介護の複合ニーズを抱える85歳以上が増大する中、**在宅を中心に入退院を繰り返し最後は看取りを要する高齢者を支える医療を提供する必要。**その際、**かかりつけ医機能の確保、在宅医療の強化、介護との連携強化等が必要。**
- 2040年までみると、都市部と過疎地等で、**地域ごとに人口変動の状況が異なる。**
- **生産年齢人口の減少等**がある中、**医師の働き方改革**を進めながら、地域で必要な医療提供体制を確保する必要。

など

【主な検討事項（案）】

- **2040年頃を見据えた医療提供体制のモデル**
 - ・ 地域の類型（都市部、過疎地等）ごとの医療需要の変化に対応する医療提供体制のモデル（医療DX、遠隔医療等の取組の反映）等
- **病床の機能分化・連携の更なる推進**
 - ・ 病床の将来推計：機能区分、推計方法、推計年等
 - ・ 病床必要量と基準病床数の関係
 - ・ 病床機能報告：機能区分、報告基準等
 - ・ 構想区域・調整会議：区域、構成員、進め方等
 - ・ 地域医療介護総合確保基金
 - ・ 都道府県の権限 等
- **地域における入院・外来・在宅等を含めた医療提供体制の議論**
 - ・ 入院・救急・外来・在宅・介護連携・人材確保等を含めた医療機関の役割分担・連携のあり方
 - ・ 将来推計：外来、在宅、看取り、医療従事者等
 - ・ 医療機関からの機能報告：機能区分、報告基準等
 - ・ 構想区域・調整会議：外来・在宅・介護連携等の議論を行う区域、構成員、進め方等
 - ・ 地域医療介護総合確保基金
 - ・ 都道府県の権限
 - ・ 介護保険事業等を担う市町村の役割 等

など

地域医療構想に関する今後の想定スケジュール（案）

現行の地域医療構想

3/13 地域医療構想及び医師確保計画に関するWG

議題：地域医療構想の更なる推進について

→ 年度内に2025年に向けた取組の通知を发出

夏頃 推進区域・モデル推進区域（仮称）の設定

アウトリーチ
の伴走支援

地域医療構想の取組
状況について、随時、
調査を実施した上で、
WGにおいて、進捗
状況の評価等を行う。

報告

WGの議論
の内容を新
検討会に
報告し、
現行の
地域医療
構想の評
価・課題
を踏まえ、
新たな
地域医療
構想の
検討を進
める。

新たな地域医療構想

3月下旬 第1回新たな地域医療構想等に関する検討会（仮称）

※ 検討会を月1～2回程度開催

※ 医療部会に報告しながら検討を進める

1巡目の議論

- ・関係団体等からのヒアリング
- ・論点の提示、議論

夏～秋頃 中間まとめ（予定）

2巡目の議論

- ・制度改正の具体的な内容に関する議論

年末 最終まとめ（予定）

令和7年度（2025年度）

- ・新たな地域医療構想に関するガイドラインの検討・发出

令和8年度（2026年度）

- ・新たな地域医療構想の検討・策定

令和9年度（2027年度）

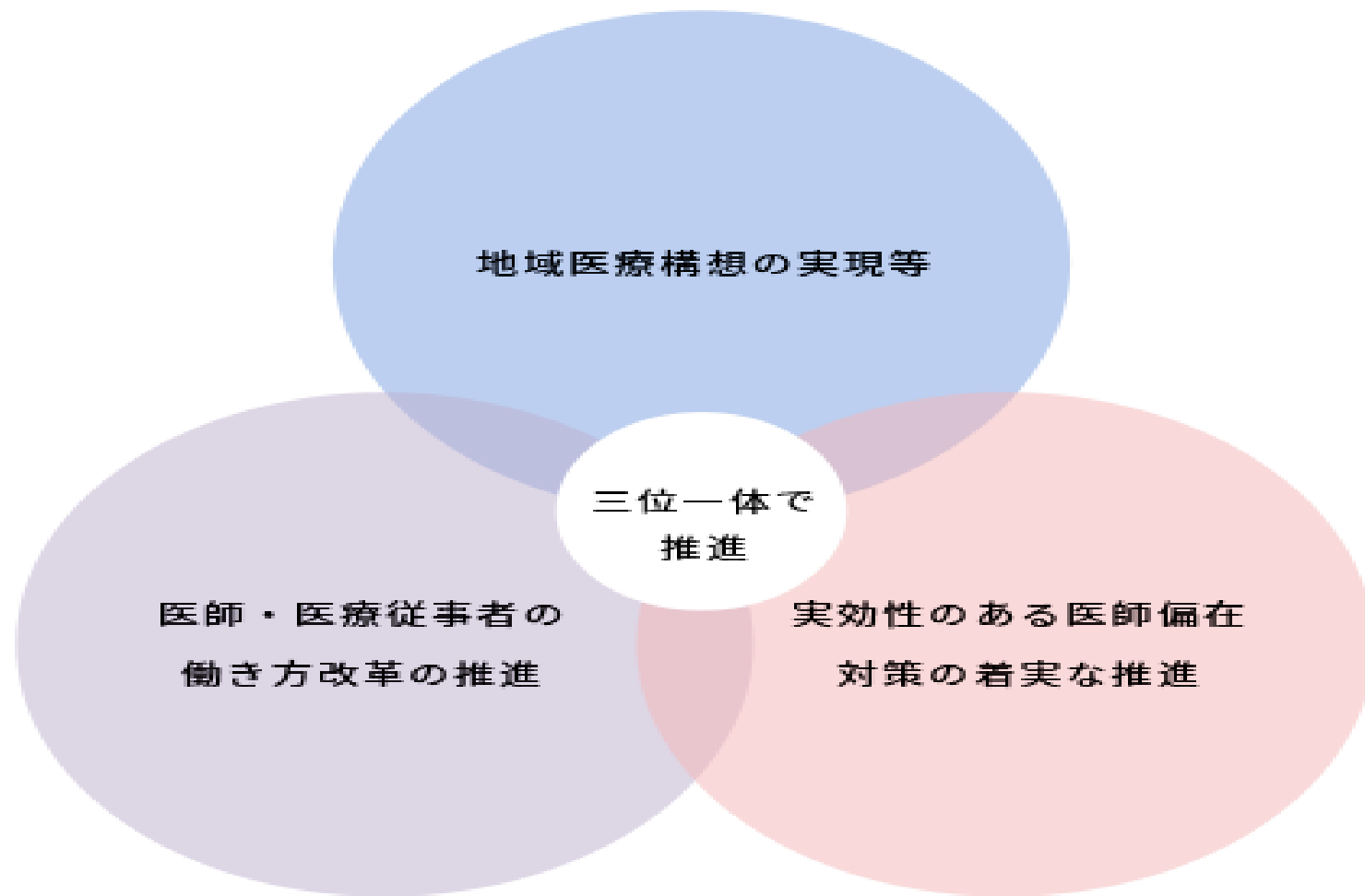
- ・新たな地域医療構想の取組（第8次医療計画の中間見直し後の取組）

新地域医療構想で 地域医療構想が大きく変わる

見直しに向けた 地域医療構想の 検討項目

- 2040年ごろを見据えた病床の数や役割
- 医療と介護の連携強化
- 在宅医療の在り方
- 医療機関ごとの役割分担
- 都市部や過疎地など地域の特性に応じた医療提供体制
- 医療機関の再編に向けた知事の権限

三位一体改革の推進が必要！



パート7 2024年の診療報酬改定

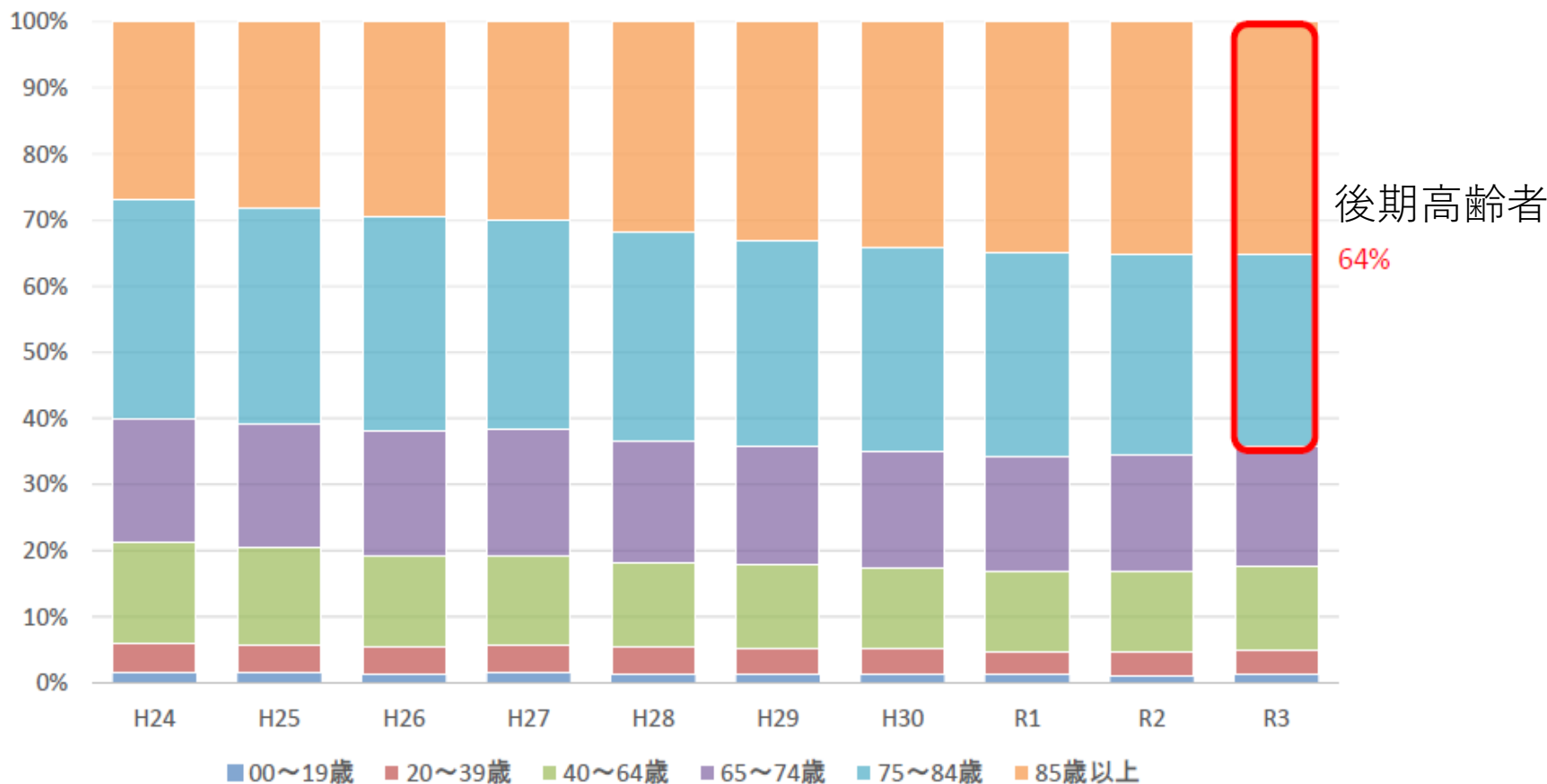


高齢者救急をどこで診るのか？

入院患者の年齢構成の推移①（急性期一般入院料）

- 急性期一般入院料を算定する入院患者のうち、65歳以上が占める割合はほぼ横ばいだが、85歳以上が占める割合は年々増加している。
- 令和3年では、入院患者のうち64%を75歳以上が占める。

■ 急性期一般入院料の算定回数の年齢構成比 ※H24～H29は7対1または10対1一般病棟入院基本料



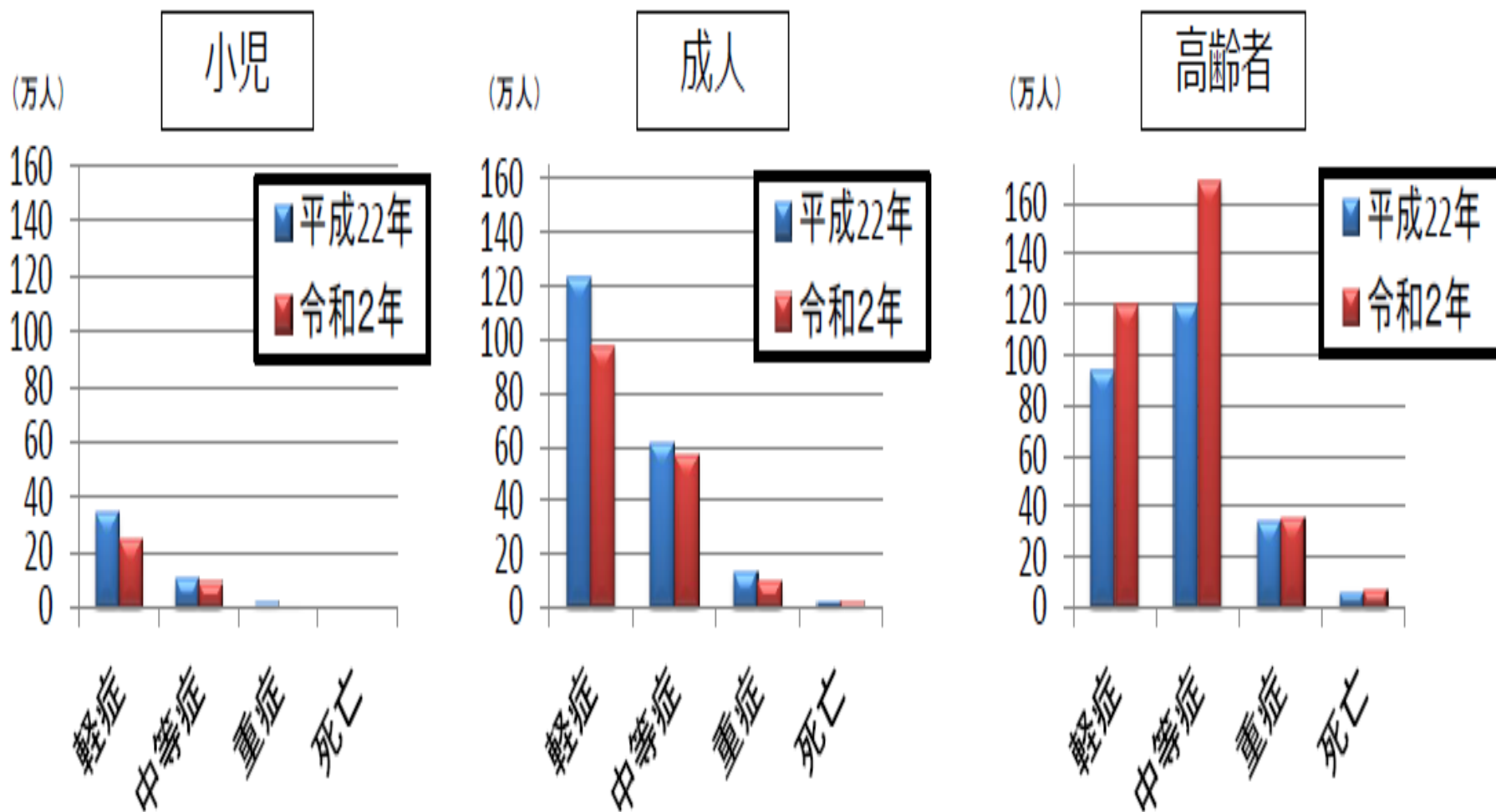
後期高齢者
64%

10年前と現在の救急搬送人員の比較（年齢・重症度別）

第11回第8次医療計画
等に関する検討会
令和4年7月27日

資料
1

○ 高齢者の人口増加に伴い、高齢者の救急搬送人員が増加し、中でも軽症・中等症が増加している。



介護施設・福祉施設からの入院患者

- DPCデータによると、令和3年度における介護施設・福祉施設からの入院患者は年間66万例ある。
- このうち、急性期一般入院基本料を算定する病棟へ入院する患者が75%を占める。

介護施設・福祉施設からの令和3年4月から令和4年3月までの入院症例

急性期一般病床に
介護福祉施設から
の入院66万人

| 入院料 | 症例数 | 各入院料に占める割合 | 平均年齢 | 救急車による搬送割合 | 救急入院割合 | 死亡割合 | 24時間死亡割合 | 平均在院日数 |
|-------------------|---------|------------|------|------------|--------|-------|----------|--------|
| 全入院料（入院料問わず） | 661,008 | 100% | 85.5 | 35.2% | 52.2% | 15.4% | 3.1% | 20.7 |
| 急性期一般入院基本料1～7 | 492,744 | 75% | 85.8 | 36.3% | 56.4% | 13.1% | 2.6% | 18.8 |
| 急性期一般入院基本料1（再掲） | 291,957 | 44% | 85.3 | 45.2% | 65.1% | 12.2% | 2.9% | 18.1 |
| 急性期一般入院基本料2～7（再掲） | 200,787 | 30% | 86.5 | 23.4% | 43.8% | 14.3% | 2.3% | 19.9 |
| 特定機能病院入院基本料（一般病棟） | 7,332 | 1% | 78.9 | 0.4 | 0.4 | 0.1 | 0.0 | 15.4 |
| 地域一般入院料1～3 | 27,840 | 4% | 86.4 | 12.8% | 24.5% | 18.1% | 1.5% | 23.0 |
| 地域包括ケア病棟入院料1～4 | 48,313 | 7% | 86.8 | 10.0% | 12.2% | 19.4% | 1.0% | 29.6 |
| 療養病棟入院基本料 | 12,052 | 2% | 87.3 | 2.6% | 7.9% | 41.7% | 2.2% | 42.3 |

特定機能病院入院基本料（一般病棟）は7:1および10:1それぞれを含む。
地域包括ケア病棟入院料は同入院料1～4及び医療管理料1～4を含む。
療養病棟入院基本料は同入院料1～2及び特別入院基本料を含む。

介護施設・福祉施設からの入院患者

- 介護施設・福祉施設からの入院患者のうち、急性期一般入院料1～7を算定する病棟へ入院する患者の医療資源を最も投入した傷病名の上位50位は以下の通り。
- 誤嚥性肺炎が約14%、尿路感染症とうっ血性心不全がそれぞれ約5%を占める。

| NO | ICD10 | 傷病名 | 件数 | 割合 (%) | NO | ICD10 | 傷病名 | 件数 | 割合 (%) |
|----|-------|-----------------------|---------|--------|----|-------|----------------------------|-------|--------|
| | | 全入院 | 492,744 | 100% | 26 | I469 | 心停止, 詳細不明 | 2,706 | 0.5% |
| 1 | J690 | 食物及び吐物による肺臓炎 | 70,192 | 14.2% | 27 | I639 | 脳梗塞, 詳細不明 | 2,599 | 0.5% |
| 2 | N390 | 尿路感染症, 部位不明 | 25,010 | 5.1% | 28 | S0650 | 外傷性硬膜下出血 頭蓋内に達する開放創を伴わないもの | 2,486 | 0.5% |
| 3 | I500 | うっ血性心不全 | 22,448 | 4.6% | 29 | K573 | 穿孔又は膿瘍を伴わない大腸の憩室性疾患 | 2,447 | 0.5% |
| 4 | J189 | 肺炎, 詳細不明 | 22,363 | 4.5% | 30 | K562 | 軸捻(転) | 2,379 | 0.5% |
| 5 | S7210 | 転子貫通骨折 閉鎖性 | 10,754 | 3.9% | 31 | K922 | 胃腸出血, 詳細不明 | 2,157 | 0.4% |
| 6 | S7200 | 大腿骨頸部骨折 閉鎖性 | 7,054 | 3.5% | 32 | K565 | 閉塞を伴う腸癒着 [索条物] | 2,150 | 0.4% |
| 7 | N10 | 急性尿管間質性腎炎 | 6,754 | 2.8% | 33 | N12 | 尿管間質性腎炎, 急性又は慢性と明示されないもの | 2,129 | 0.4% |
| 8 | U071 | 2019年新型コロナウイルス感染症 | 6,054 | 2.6% | 34 | I610 | (大脳)半球の脳内出血, 皮質下 | 2,078 | 0.4% |
| 9 | E86 | 体液量減少(症) | 5,854 | 2.1% | 35 | J90 | 胸水, 他に分類されないもの | 1,890 | 0.4% |
| 10 | J159 | 細菌性肺炎, 詳細不明 | 5,654 | 1.5% | 36 | G20 | パーキンソン<Parkinson>病 | 1,844 | 0.4% |
| 11 | I509 | 心不全, 詳細不明 | 5,162 | 1.5% | 37 | A099 | 詳細不明の原因による胃腸炎及び大腸炎 | 1,752 | 0.4% |
| 12 | K803 | 胆管炎を伴う胆管結石 | 5,602 | 1.1% | 38 | K567 | イレウス, 詳細不明 | 1,720 | 0.3% |
| 13 | I633 | 脳動脈の血栓症による脳梗塞 | 5,420 | 1.1% | 39 | K550 | 腸の急性血行障害 | 1,684 | 0.3% |
| 14 | L031 | (四)肢のその他の部位の蜂巣炎<蜂窩織炎> | 4,553 | 0.9% | 40 | E871 | 低浸透圧及び低ナトリウム血症 | 1,667 | 0.3% |
| 15 | J180 | 気管支肺炎, 詳細不明 | 4,100 | 0.8% | 41 | A415 | その他のグラム陰性菌による敗血症 | 1,571 | 0.3% |
| 16 | K830 | 胆管炎 | 4,043 | 0.8% | 42 | K800 | 急性胆のう<嚢>炎を伴う胆のう<嚢>結石 | 1,470 | 0.3% |
| 17 | A419 | 敗血症, 詳細不明 | 4,034 | 0.8% | 43 | M6259 | 筋の消耗及び萎縮, 他に分類されないもの 部位不明 | 1,458 | 0.3% |
| 18 | I634 | 脳動脈の血栓症による脳梗塞 | 3,845 | 0.8% | 44 | D65 | 播種性血管内凝固症候群 [脱線維素症候群] | 1,415 | 0.3% |
| 19 | G408 | その他のてんかん | 3,814 | 0.8% | 45 | A499 | 細菌感染症, 詳細不明 | 1,398 | 0.3% |
| 20 | K810 | 急性胆のう<嚢>炎 | 3,625 | 0.7% | 46 | D649 | 貧血, 詳細不明 | 1,380 | 0.3% |
| 21 | S3200 | 腰椎骨折 閉鎖性 | 2,972 | 0.6% | 47 | N201 | 尿管結石 | 1,364 | 0.3% |
| 22 | I693 | 脳梗塞の続発・後遺症 | 2,854 | 0.6% | 48 | N209 | 尿路結石, 詳細不明 | 1,340 | 0.3% |
| 23 | N185 | 慢性腎臓病, ステージ5 | 2,839 | 0.6% | 49 | N178 | その他の急性腎不全 | 1,339 | 0.3% |
| 24 | K805 | 胆管炎及び胆のう<嚢>炎を伴わない胆管結石 | 2,784 | 0.6% | 50 | S2200 | 胸椎骨折 閉鎖性 | 1,293 | 0.3% |
| 25 | I638 | その他の脳梗塞 | 2,758 | 0.6% | | | | | |

誤嚥性肺炎
尿路感染
心不全

2024年診療報酬改定 地域包括医療病棟の新設



高齢者の救急患者等に対応する入院医療について

○ これまでの主な指摘

- ・ 誤嚥性肺炎や尿路感染症の入院治療については、対応可能な地域包括ケア病棟におけるより一層の対応が必要ではないか。ただし、地域包括ケア病棟は、看護配置が13対1であること等から、対応できる救急医療には限界があることも認識すべき。
- ・ 急性期医療における機能分化の在り方については、地域包括ケア病棟など13対1の看護配置を施設基準とする病棟が現状では高齢者の救急搬送を十分に受け入れることが難しい場合があることを踏まえつつ、どのような病棟による急性期の高齢者等の受入を推進すべきかについて検討した上で、地域一般病棟や地域包括ケア病棟など急性期一般入院料1以外の病棟のうち高齢者救急への対応や高齢者のケアに必要な体制を備えた病棟を類型化して評価することが必要ではないかとの指摘があった。

○ 急性期医療を提供する急性期一般入院料の病棟におけるリハビリ、栄養管理の提供には、ばらつきがある。

○ 一方で、在宅復帰等を役割とする地域包括ケア病棟においては、救急患者の受け入れにばらつきがある。

高齢者の救急患者等に対応する入院医療（イメージ）



救急患者を受け入れる体制を整備



一定の医療資源を投入し、急性期を速やかに離脱



早期の退院に向け、リハビリ、栄養管理等を提供



退院に向けた支援
適切な意思決定支援



早期の在宅復帰
在宅医療、介護との連携

包括的に提供

地域包括医療病棟

- 看護配置**10対1**
- 常勤の**理学療法士、作業療法士**または**言語聴覚士**が病棟に2人以上
- 専任の**管理栄養士**が病棟に1人以上
- 平均在院日数**21日以内**
- 退院患者のうち、自宅等に退院する患者の割合が**80%以上**

…など

要件が厳
しすぎる



急性期病棟、地域包括医療病棟及び地域包括ケア病棟の機能の比較（イメージ）

| | 急性期一般病棟入院料 1 | 地域包括医療病棟 | 地域包括ケア病棟入院料 1 |
|-----------------|--|---|---|
| 病棟の趣旨 | 急性期医療を行う | 高齢者急性期を主な対象患者として、治す医療とともに同時に支える医療（リハビリ等）を提供することで、より早期の在宅復帰を可能とする。 | ① 急性期治療を経過した患者の受け入れ。 ② 在宅で療養を行っている患者等の受け入れ ③ 在宅復帰支援 |
| 看護配置 | 7対1以上 | 10対1以上 | 13対1以上 |
| 重症度、医療・看護必要度の基準 | <ul style="list-style-type: none"> 「A 3点以上又はC 1点以上」に該当する患者割合が20%以上 「A 2点以上又はC 1点以上」に該当する患者割合が27%以上 | <ul style="list-style-type: none"> 「A 2点以上かつB 3点以上」、「A 3点以上」、「C 1点以上」のいずれかに該当する患者割合が16%以上（必要度Ⅰ）又は15%以上（必要度Ⅱ） 入棟初日にB 3点以上の患者割合が50%以上 | <ul style="list-style-type: none"> 「A 1点以上又はC 1点以上」に該当する患者割合が10%以上（必要度Ⅰ）又は8%以上（必要度Ⅱ） |
| 在院日数 | 平均在院日数 16日以内 | 平均在院日数 21日以内 | 60日まで算定可能 |
| 救急医療体制 | - (救急医療管理加算等で評価) | 24時間救急搬送を受け入れられる体制を構築していること 画像検査、血液学的検査等の24時間体制救急医療管理加算等による評価 | 二次救急医療機関又は救急告示病院 ※ 200床未満の病院の場合は救急医療の体制 ※ 一般病床の場合 |
| 救急実績 | (地域医療体制確保加算等で実績に応じた評価) | 緊急入院割合:緊急入院直接入棟 1割5分以上 | 自宅等からの緊急患者の受け入れ 3月で9人以上 |
| リハビリ | - | PT、OT又はST 2名以上の配置、ADLに係る実績要件 | PT、OT又はST 1名以上の配置 |
| 在宅復帰率 | 80%以上 (分子に地ケア、回り八病棟等への退院を含む) | 80%以上 (分子に回り八病棟等への退院を含む) | 72.5%以上 (分子に回り八病棟等への退院を含まない) |

入院医療の評価体系と期待される機能（イメージ）

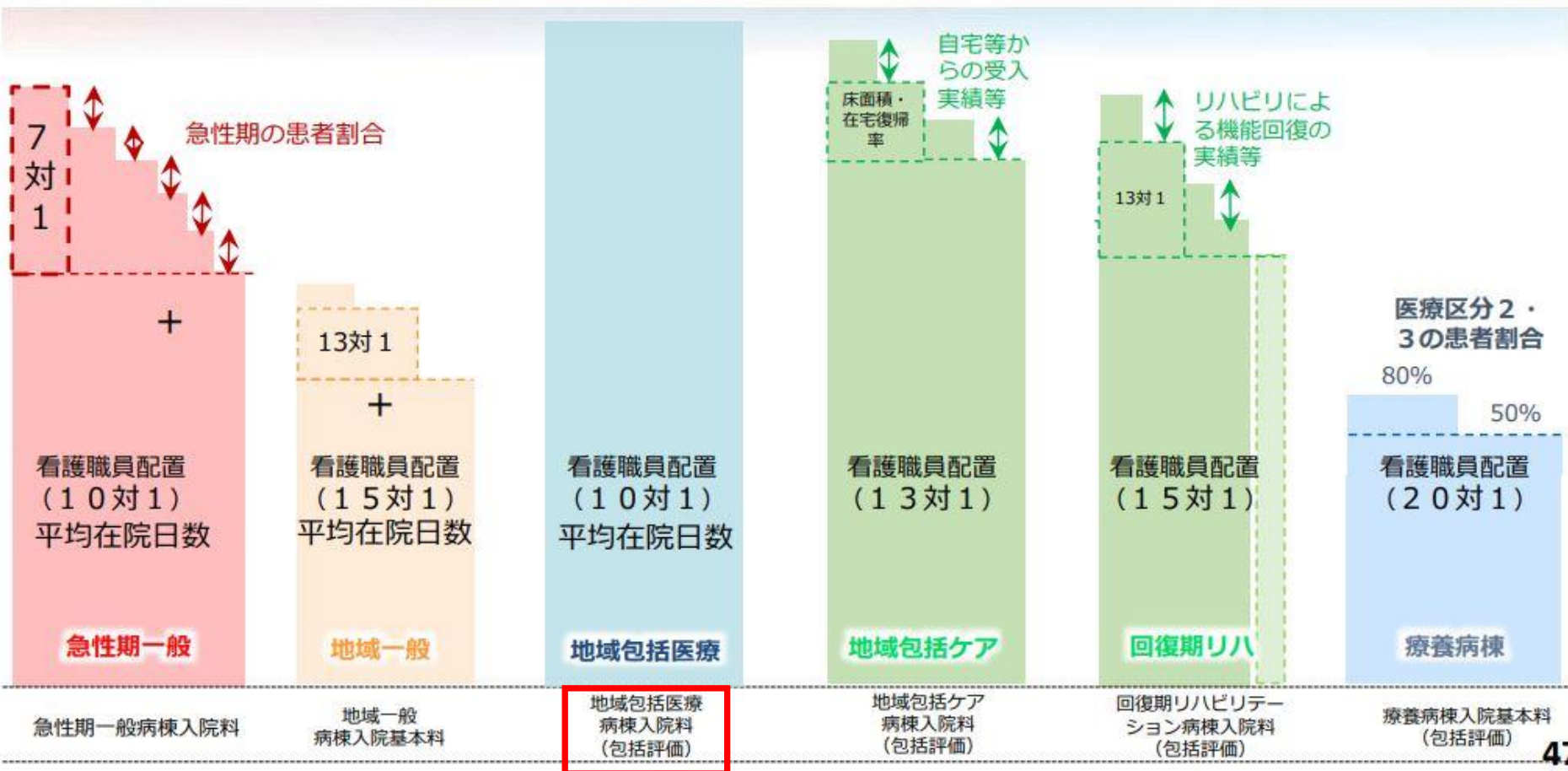
- 入院医療評価体系については、基本的な医療の評価部分と診療実績に応じた段階的な評価部分との二つの評価を組み合わせた評価体系としている。急性期医療と回復期医療を担う**地域包括医療病棟**を新設した。

※ 特定機能病院、専門病院、精神病棟、結核病棟、障害者施設等、その他の特定入院料等については、特定の機能や対象患者を想定した入院料のため、下記には含めていない。

急性期医療

回復期医療

慢性期医療



地域包括医療病棟は 「地ケア並び」にあらず

- 地域包括医療病棟は、より高齢者救急に特化しては、より高ポストアキュートではなく、高ポストアキュートを診る。
- 平均在院日数も21日以内と定めている。
- 3次の医療機関で患者さんを迎え入れた「7対1病室」でなくとも診られると分かったら、地域包括医療病棟に送ることもありえる。
- 地域包括医療病棟の包括範囲はDPCに近く、より急性期の医療が可能だ。
- 「地ケア並び」と考えるのではなく、この点にご留意いただきたい。



眞鍋馨医療課長

想定される地域包括医療病棟への移行のイメージ

- ▶ 地域における、高齢化、救急医療提供体制、リハビリテーション等の提供体制等を踏まえて、急性期入院基本料1（7対1）、急性期入院基本料2 - 6を算定する急性期病棟、あるいは一定の救急医療の実績のある地域包括ケア病棟等から転換することが想定されている。

①急性期入院基本料1からの一部転換



救急医療の実績が十分であり、既に後期高齢者の緊急入院が多く、急性期医療の中における機能分化が必要であるケースにおいては、一部の病棟を地域包括病棟に転換することなどが考えられる。

②急性期入院基本料2 - 6からの転換



急性期医療が充実している医療機関であり、リハビリ職、栄養関係職種の確保とADLに関連する実績評価が十分である場合は、急性期の全病棟や一部の病棟を転換することが考えられる。

③地域包括ケア病棟からの転換



既に在宅復帰機能が十分である地ケアの中で、救急搬送の受入が可能である病棟においては、転換が可能。

Ⅲ、調査結果②

三病院団体：地域包括医療病棟調査
2024年6月10日

■地域包括医療病棟入院料の届出予定（全体）

| 転換予定 | 検討中 | 転換しない |
|------|-------|-------|
| 39病院 | 141病院 | 822病院 |

■転換予定、及び検討中の病棟

n=180病院

| | |
|-------------------|------|
| 急性期病棟すべて | 57病院 |
| 地域包括ケア病棟すべて | 14病院 |
| 急性期病棟の一部 | 91病院 |
| 地域包括ケア病棟の一部 | 7病院 |
| 回復期リハビリテーション病棟の一部 | 1病院 |
| 障害者病棟 | 2病院 |
| 療養病棟 | 1病院 |
| 未検討 | 7病院 |

Ⅲ、調査結果⑤

■ 転換しない理由

n=822病院

| | | |
|--------------------|-----------|-------|
| 現在の病棟機能を維持できるため | | 442病院 |
| 示された施設基準を満たせないため | ※詳細はP6・P7 | 324病院 |
| 転換できる病棟を有していないため | | 21病院 |
| 地域包括医療病棟以外の病棟に転換予定 | | 3病院 |
| その他 | | 12病院 |
| 未回答 | | 20病院 |

地域包括医療病棟 地域医療構想では どの区分？



千葉県地域医療構想調整会議

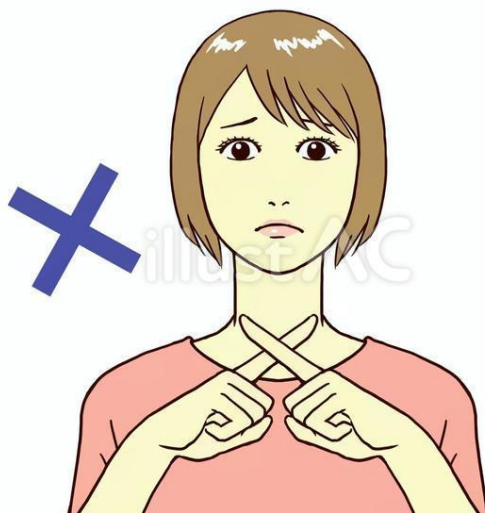
病床機能報告における4医療機能について

- 各医療機関（有床診療所を含む。）は、毎年、病棟単位で、医療機能の「現状」と「今後の方向」を、自ら1つ選択して、都道府県に報告。

| 医療機能の名称 | 医療機能の内容 |
|---------|--|
| 高度急性期機能 | ○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能 ※高度急性期機能に該当すると考えられる病棟の例 救命救急病棟、集中治療室、ハイケアユニット、新生児集中治療室、新生児治療回復室、小児集中治療室、総合周産期集中治療室であるなど、急性期の患者に対して診療密度が特に高い医療を提供する病棟 |
| 急性期機能 | ○ 急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能 |
| 回復期機能 | ○ 急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能。 ○ 特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADLの向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能（回復期リハビリテーション機能）。 |
| 慢性期機能 | ○ 長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能 ○ 長期にわたり療養が必要な重度の障害者（重度の意識障害者を含む）、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能 |

- **回復期機能については、**「リハビリテーションを提供する機能」や「回復期リハビリテーション機能」のみではなく、リハビリテーションを提供していなくても「急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療」を提供している場合には、**回復期機能を選択できる。**
- 地域包括ケア病棟については、当該病棟が主に回復期機能を提供している場合は、回復期機能を選択し、主に急性期機能を提供している場合は急性期機能を選択するなど、個々の病棟の役割や入院患者の状態に照らして、医療機能を適切に選択すること。
- 特定機能病院においても、病棟の機能の選択に当たっては、一律に高度急性期機能を選択するのではなく、個々の病棟の役割や入院患者の状態に照らして、医療機能を適切に選択すること。

地域包括医療病棟は
回復期病床数をアップできる？



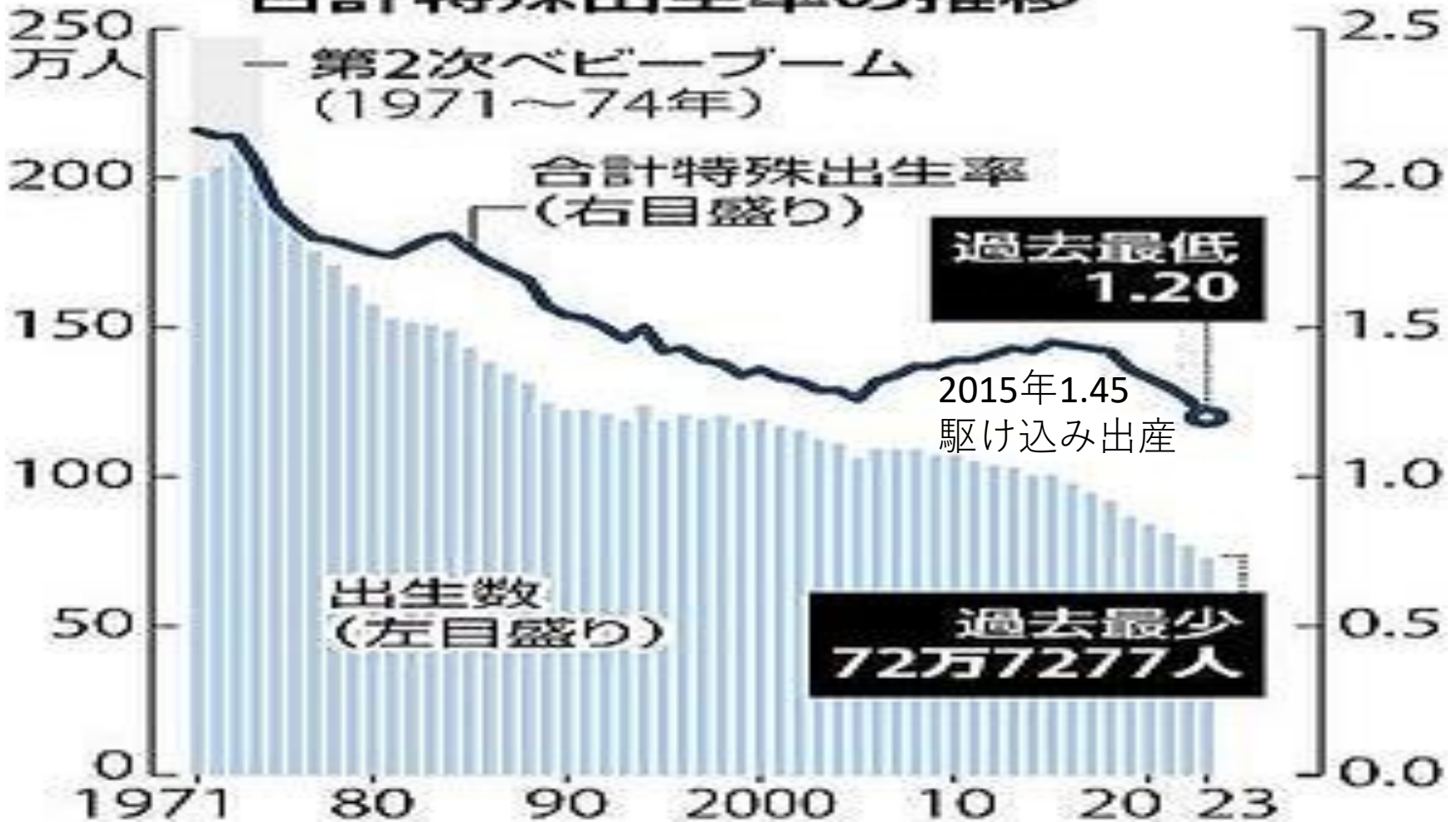
パート 8 異次元の少子化対策



少子化歯止めのラストチャンス

2023年合計特殊出生率1.20 東京0.99

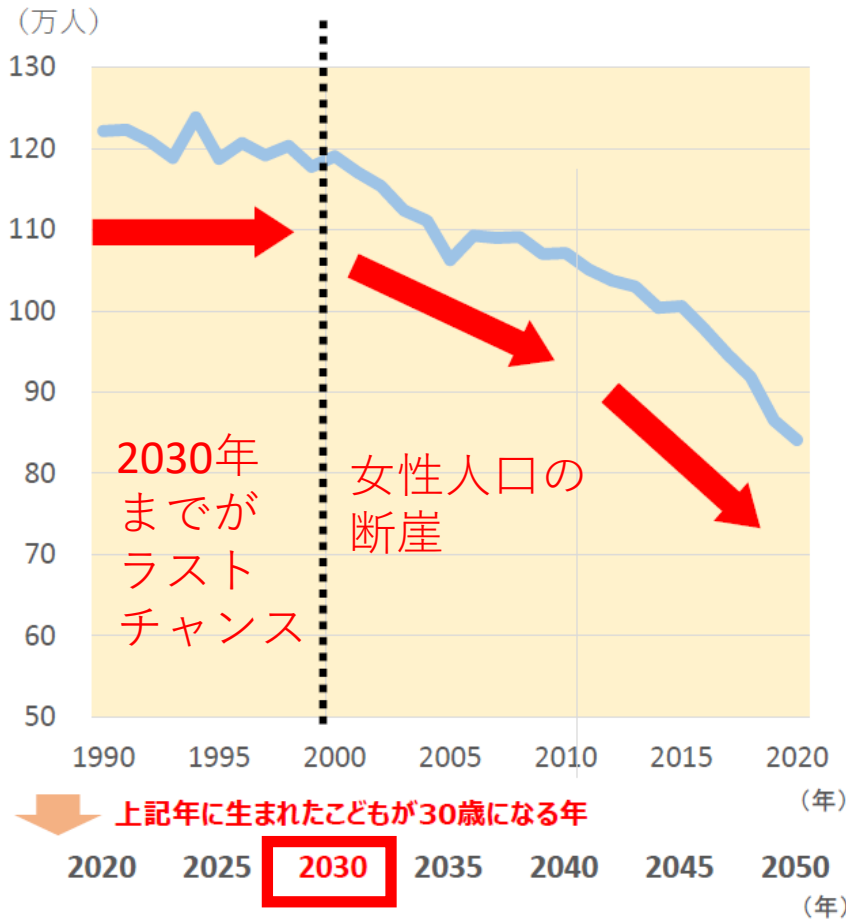
出生数と合計特殊出生率の推移



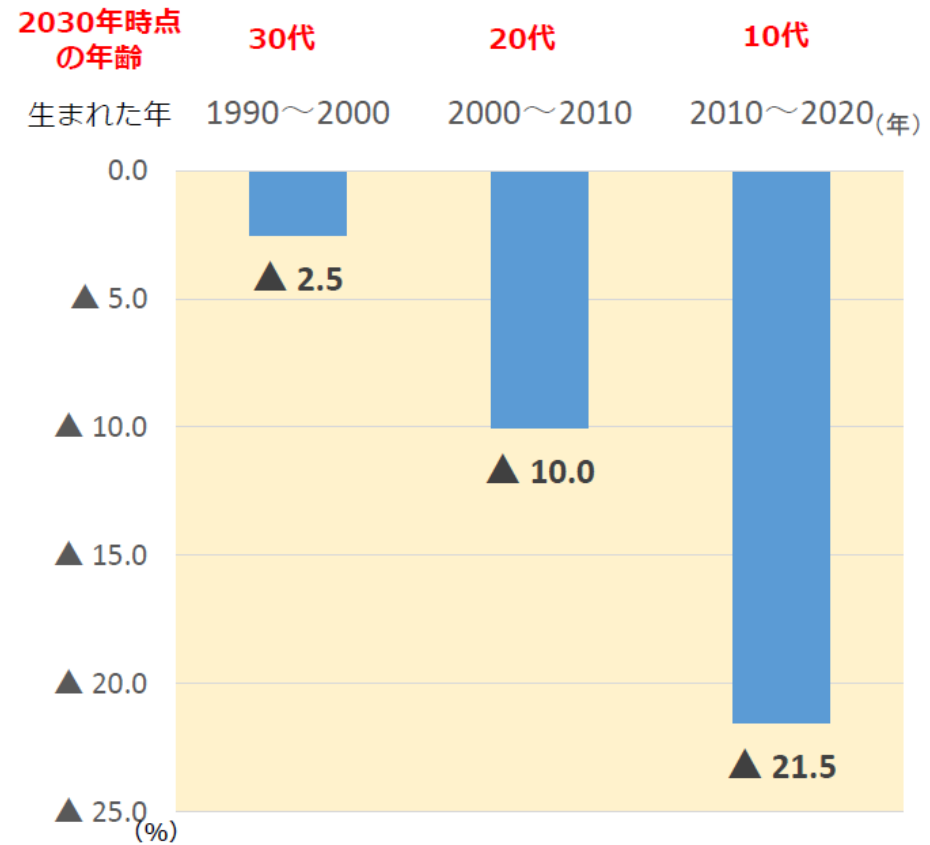
人口減少の特徴＝「時間」との闘い①

○2030年代に入ると、若年人口は現在の倍速で急減し、少子化はもはや歯止めの利かない状況に。
2030年代に入るまでのこれからの6～7年が、少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンス。

(年間出生数の推移)

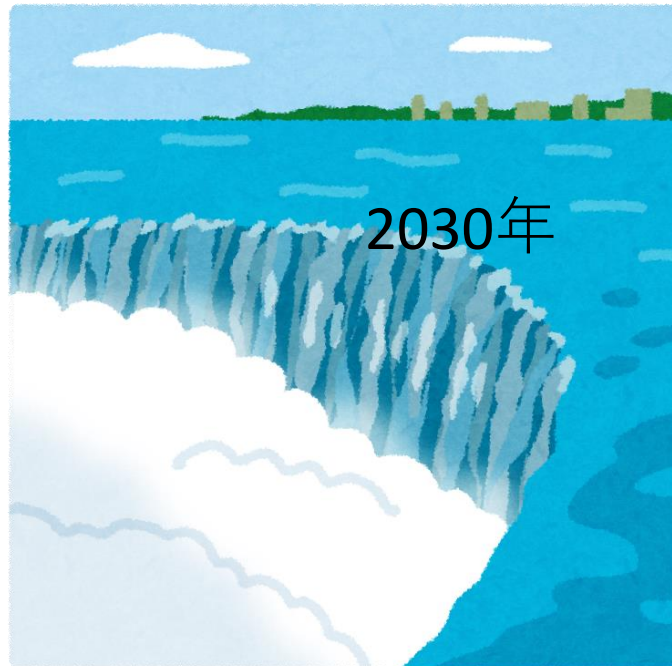


(出生年(10年間)ごとの減少割合)



資料:厚生労働省「人口動態統計」を基に作成

2030年までが ラストチャンス



「異次元の少子化対策」 とは



内閣官房参与(社会保障、人口問題担当)

内閣官房全世代型社会保障構築本部総括事務局長

山崎 史郎

※文中の意見にわたる部分は個人的な意見である。

「不戦敗」の歴史—日本はこれまで3度のチャンスがあった

年間出生数と合計特殊出生率の推移

●第1の敗北(1970年代後半～80年代)

「出産奨励のタブー視」

- ・出産奨励策はタブー視され、対策は全く講じられなかった。専門家は、出生率は、いずれ回復するだろうと楽観的見通し

●第2の敗北(1990年代前半)

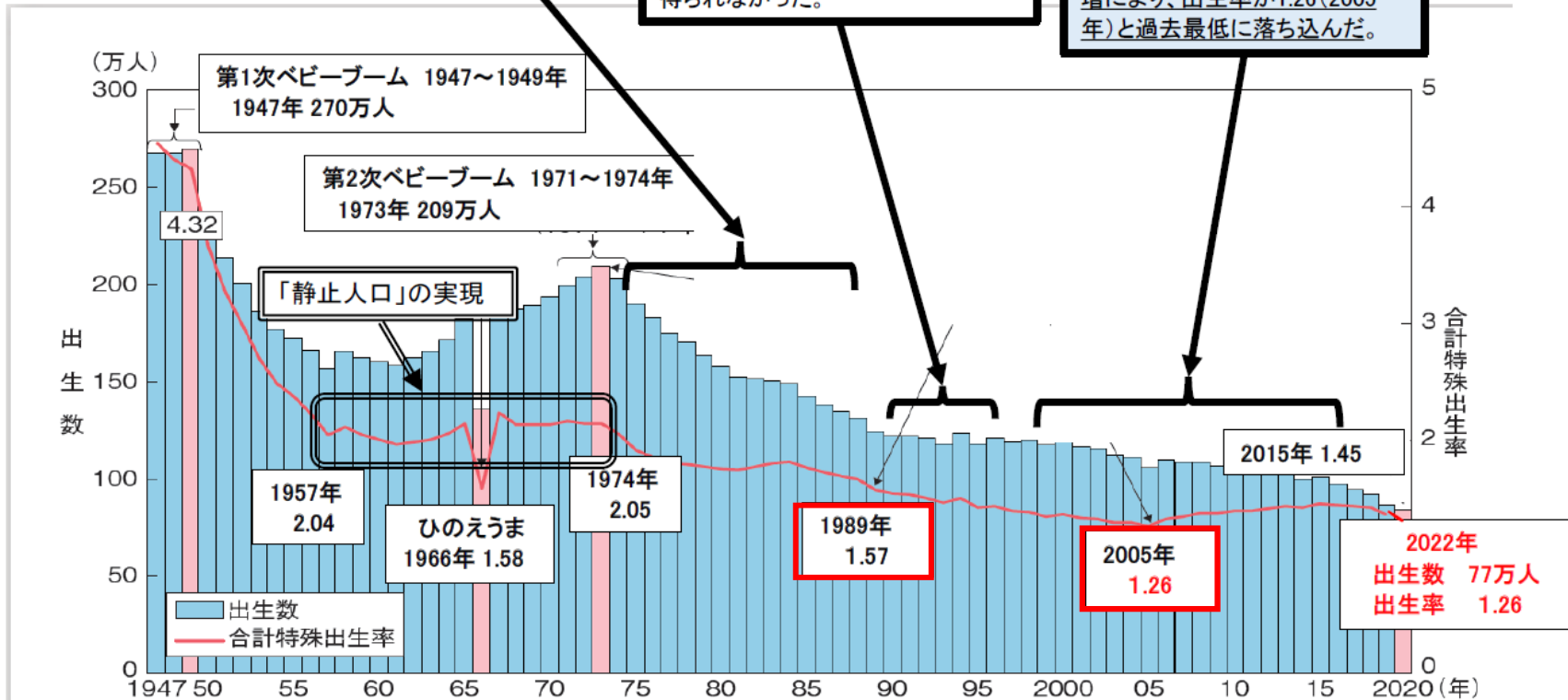
「政策の後回し」

- ・政府が少子化対策に初めて取り組んだが、質量ともに十分でなく、子育て制度拡充に関係者の理解が得られなかった。

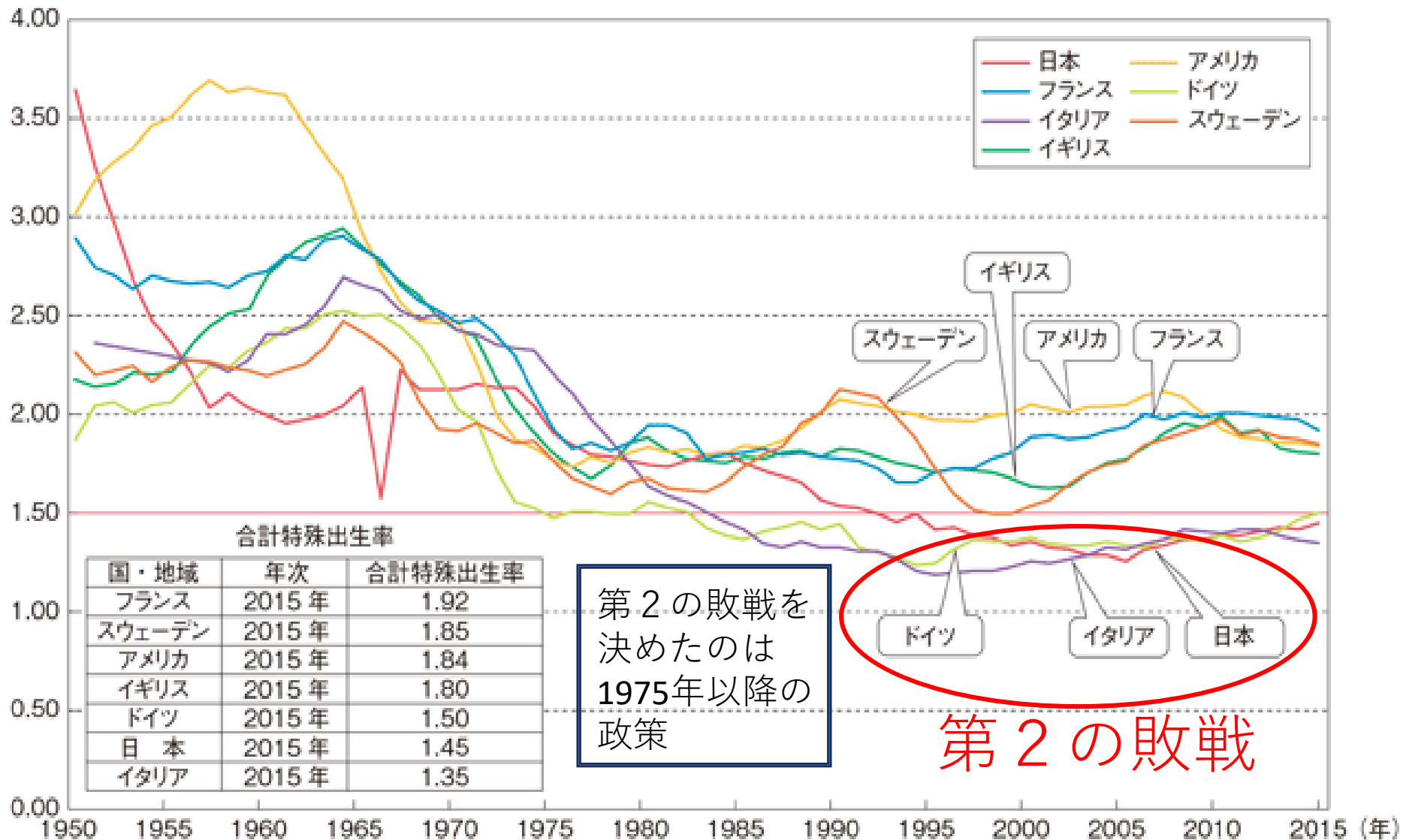
●第3の敗北(1990年代後半～2010年代前半)

「世代の喪失」

- ・「第3次ベビーブーム」が期待されたが、経済危機が発生する中で、晩婚化の進行、未婚者の急増により、出生率が1.26(2005年)と過去最低に落ち込んだ。



資料：厚生労働省「人口動態統計」を基に作成。



資料：1959年までUnited Nations “Demographic Yearbook”等、1960年以降はOECD Family databases (2017年5月更新版) 及び厚生労働省「人口動態統計」を基に内閣府作成。

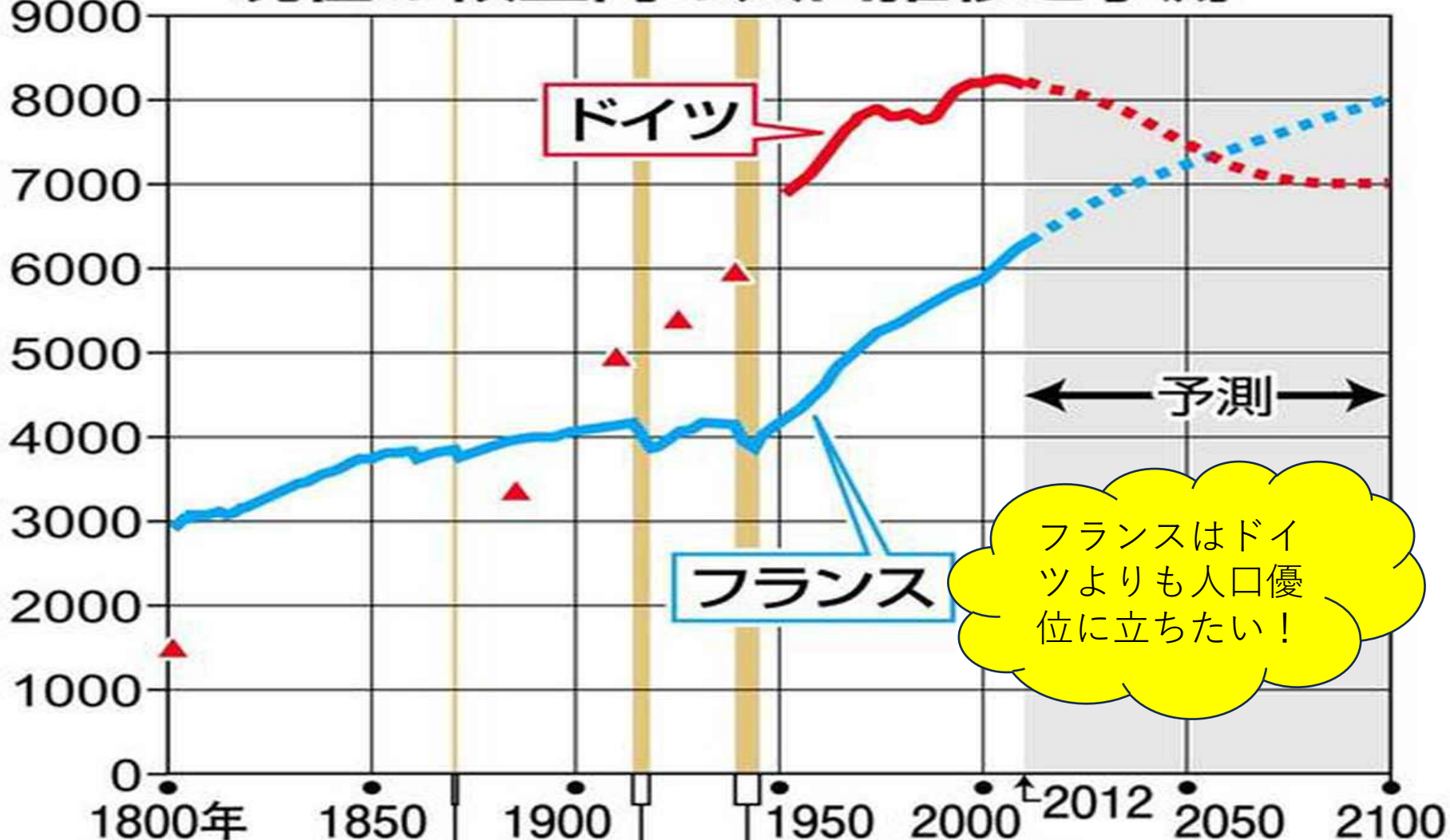
ドイツとフランスに見る 少子化対策



ドイツとフランスはライバル同士

フランス、ドイツの 現在の領土内の人口推移と予測

(万人)
9000



ドイツ

フランス

← 予測 →

フランスはドイツよりも人口優位に立ちたい!

1870~71年 普仏戦争

1914~18年 第一次世界大戦

1939~45年 第二次世界大戦

※2012年現在、フランス人口研究所資料から。▲は推計値

フランスの結婚・結婚外別の出生数

※仏国立統計経済研究所データより

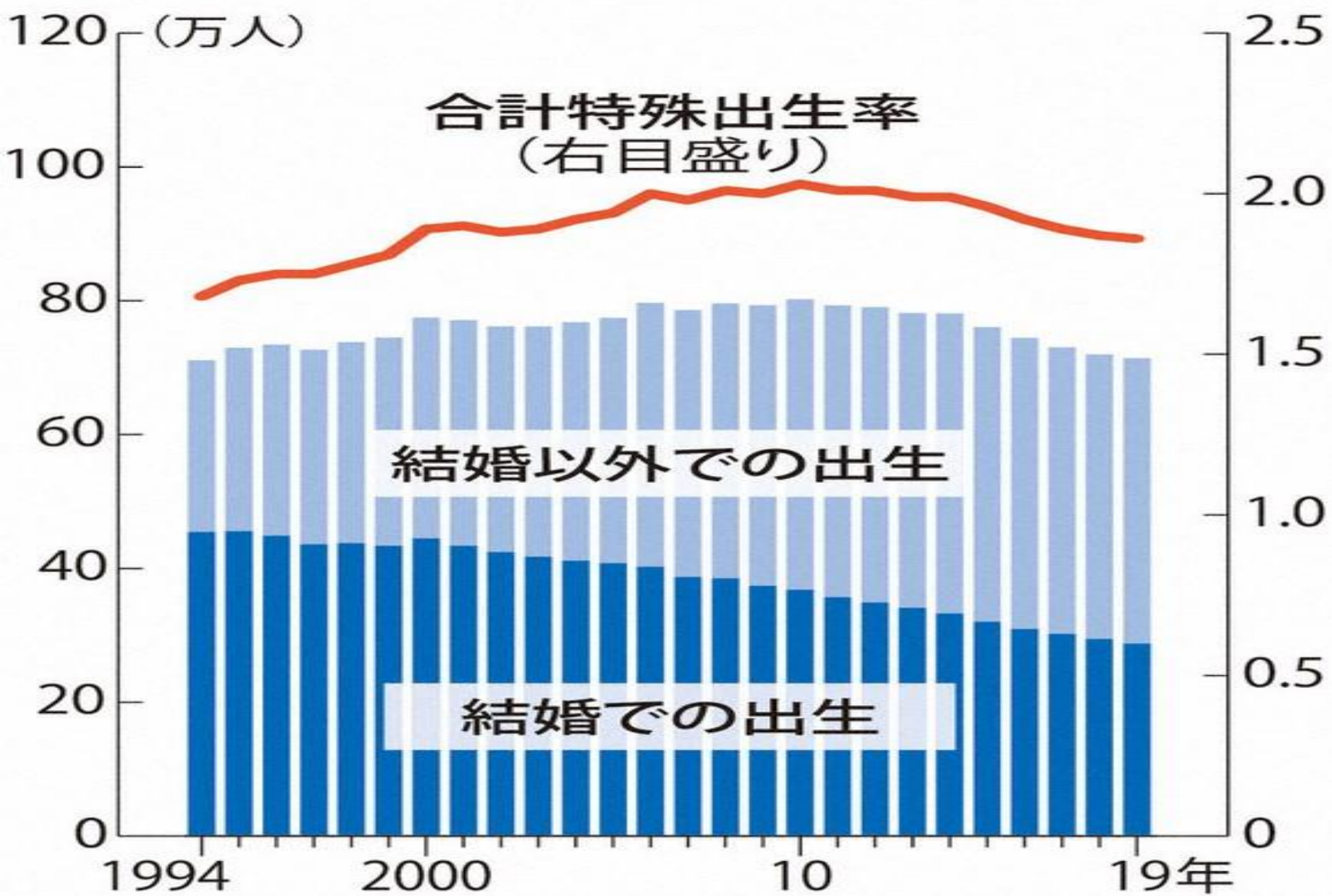
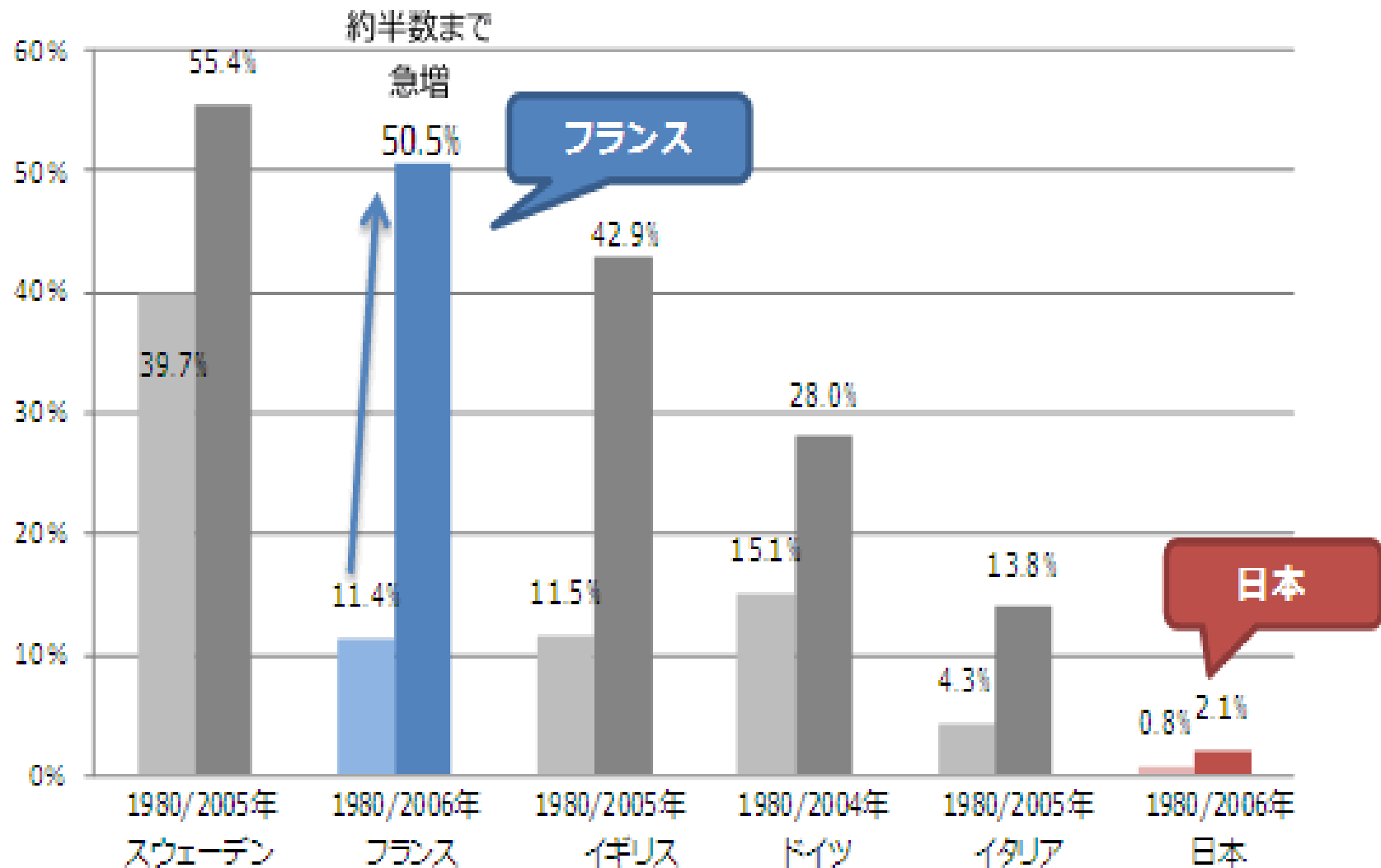


図9 婚外子の割合（フランス/日本）



※結婚していない母からの出生数が全出生数に占める割合

(出所) 厚生労働省「人口動態統計」、フランス国立統計経済研究所「人口動態統計」、Eurostat Yearbook、Council of Europe

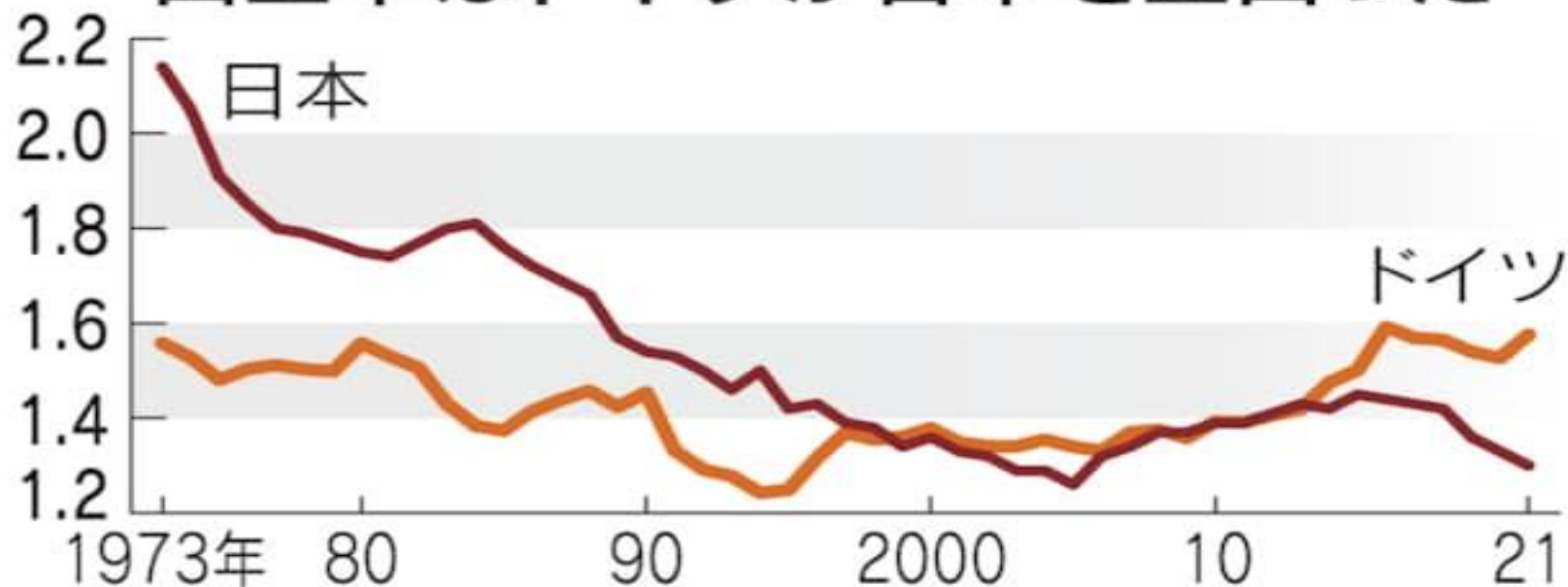
フランスの出生率は戦後最低水準

マクロン
大統領
(ロイター)

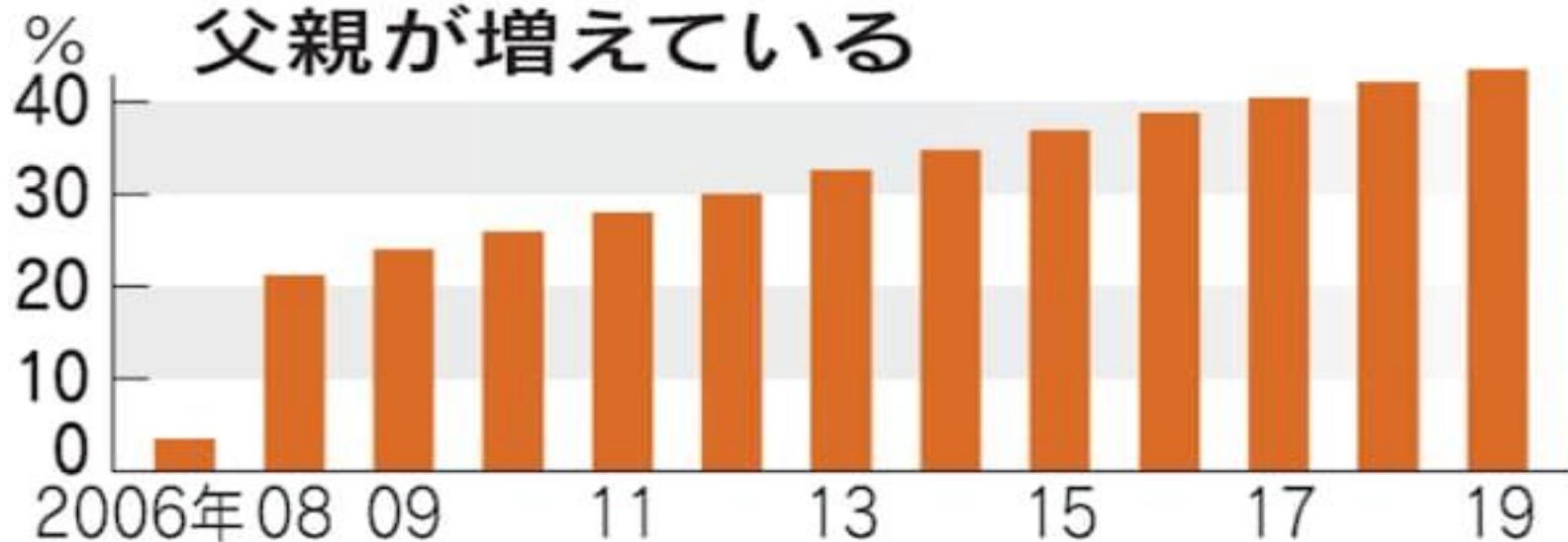


(仏国立統計経済研究所のデータから作成)

出生率はドイツが日本を上回った



ドイツは育休給付を受給する父親が増えている

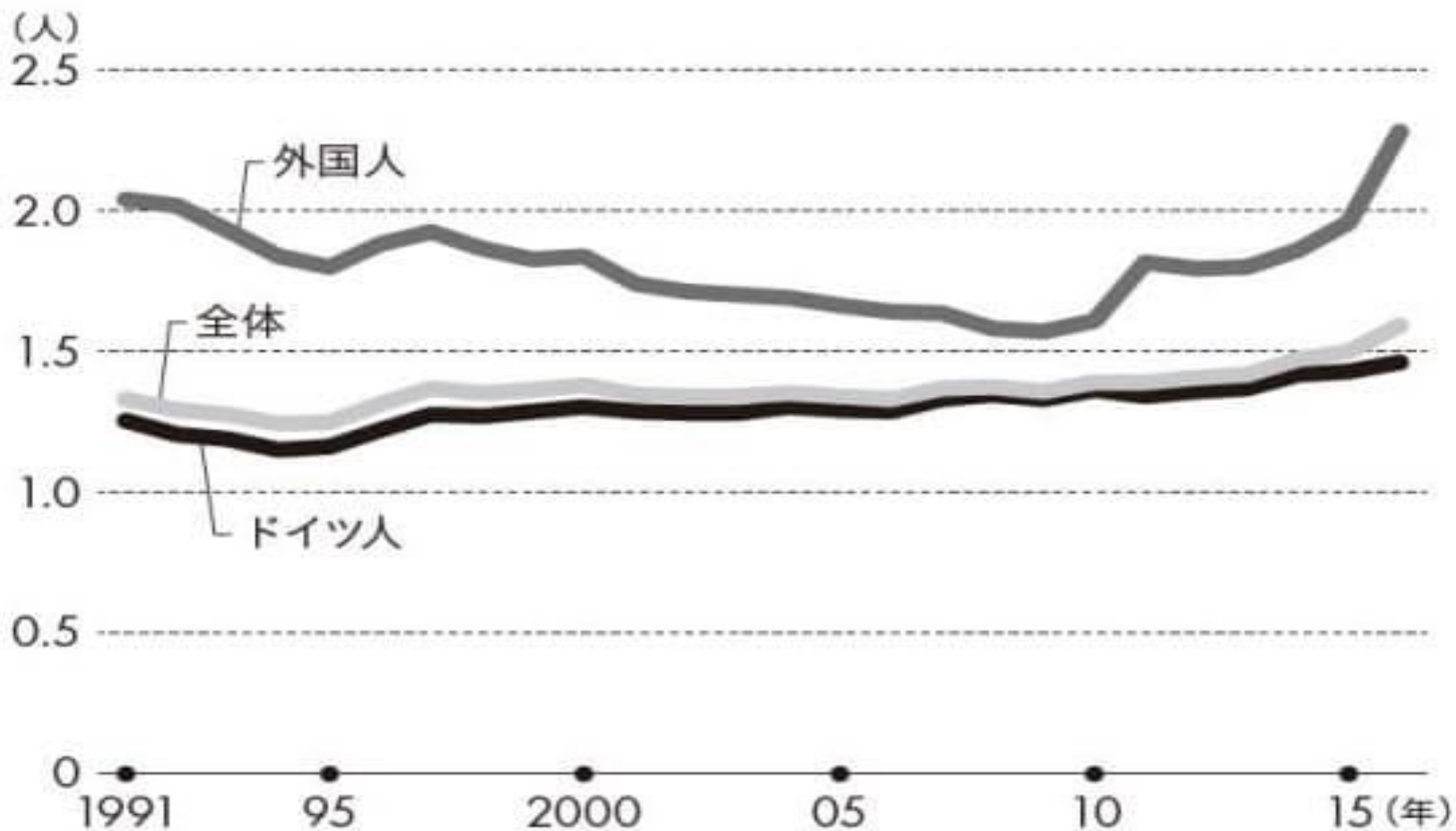


■日本とドイツの名目GDPの推移



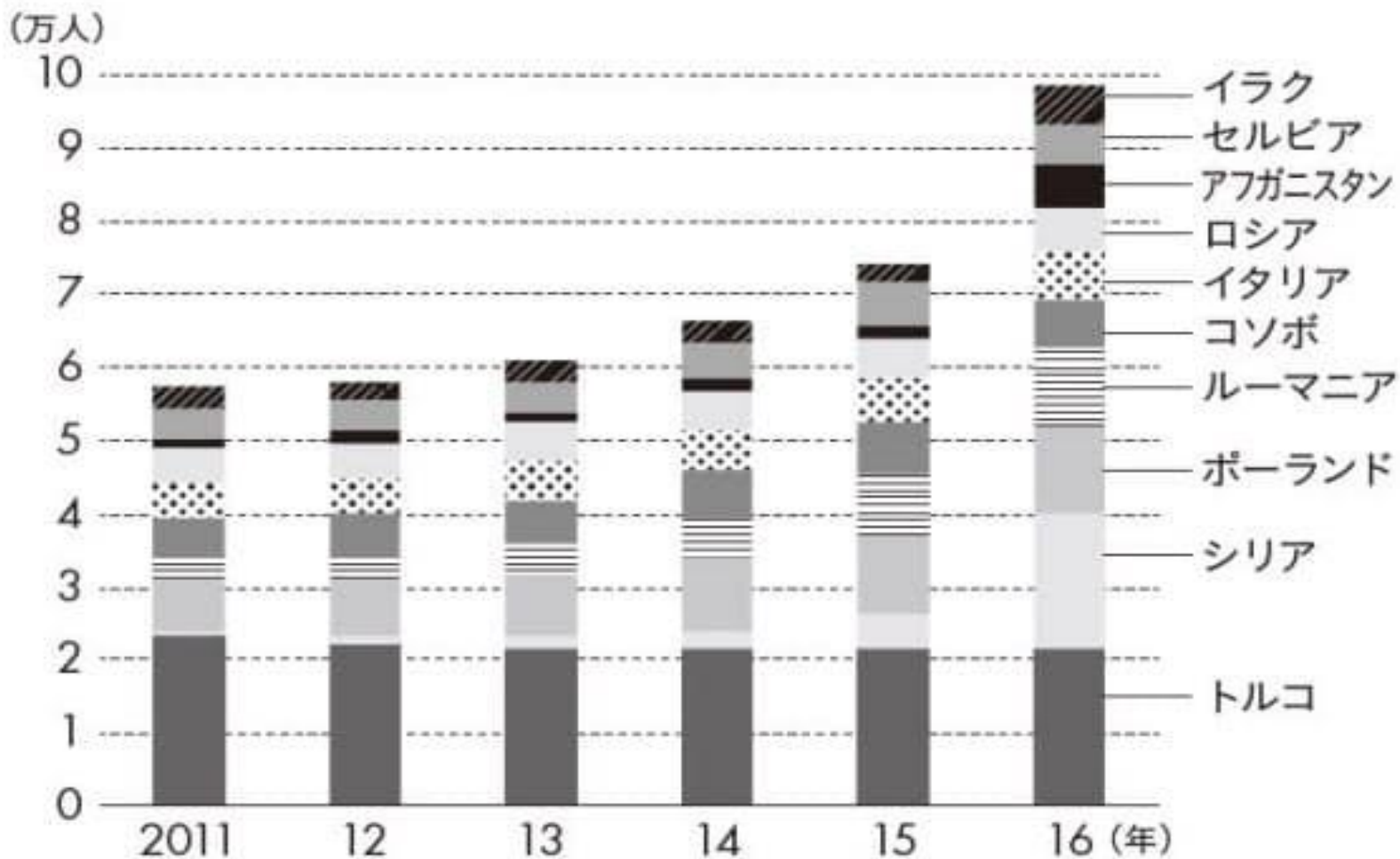
※IMFの資料から

ドイツでは外国人の出生率が伸びている



出所：ドイツ連邦統計局資料に基づき筆者作成

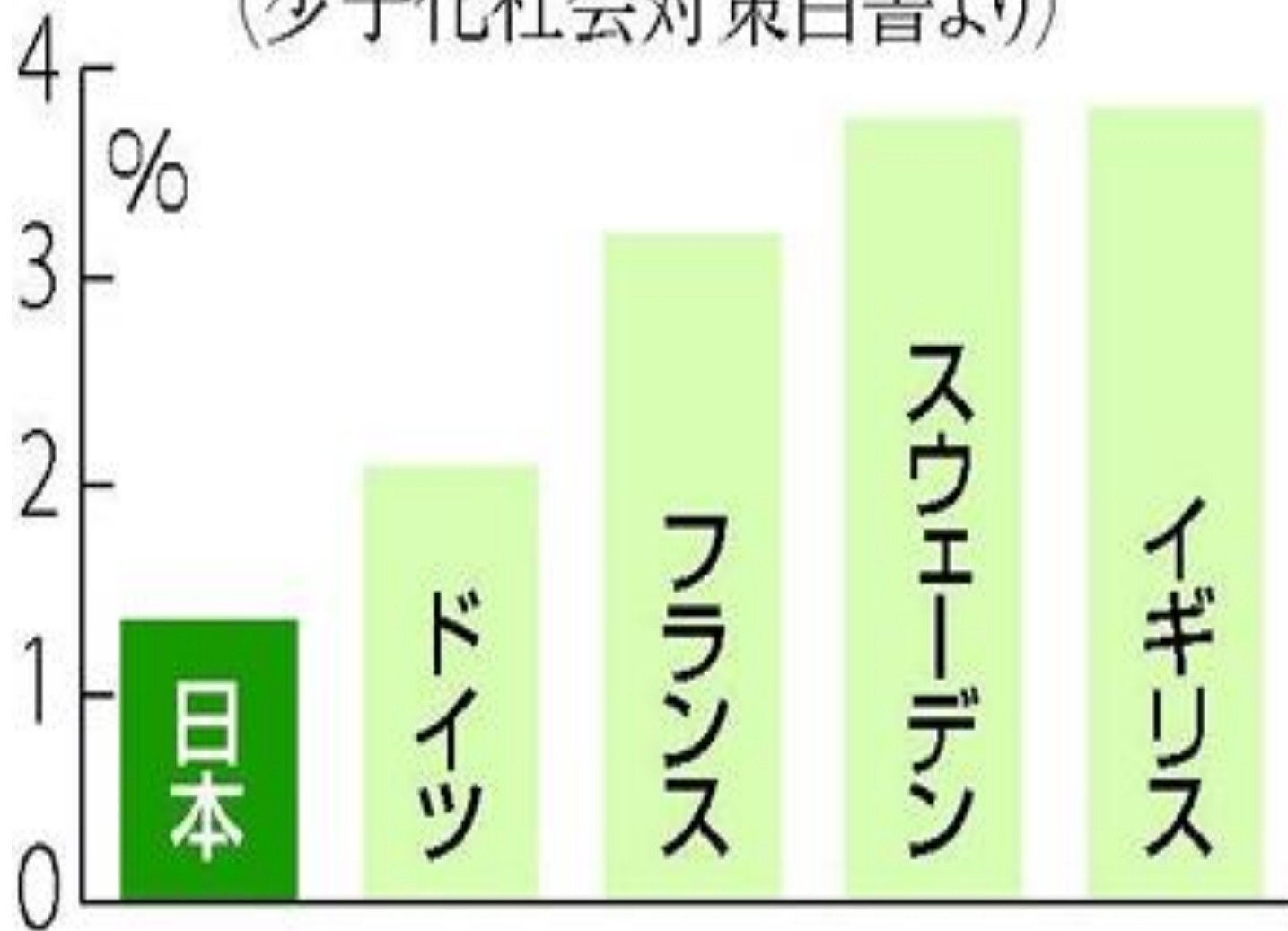
主な外国人新生児の内訳推移



出所：ドイツ連邦統計局2018年3月28日発表資料に基づき筆者作成

子育て支援への公的支出の 主要国比較(対GDP比)

(少子化社会対策白書より)



※国内総生産(GDP)に占める児童手当、保育サービス費、育児休業給付などの公的支出の割合

少子化対策法案



「異次元の少子化対策」とは何か

○重要なのは、「目新しさ」ではない

- ・今求められているのは、これまでの「遅れ」を一気に取り戻すこと。多くの施策の「既視感」は、長らく指摘されてきたのに、解決されないで残っているため

○これまでとは「異なるアプローチ」=異次元

◆2030年までを「ラストチャンス」として、『一挙解決』を目指す

- ・「加速化プラン」: 3年間(2024~2026年度)、予算規模は3兆円半ば。
- ・2030年代初頭までに、予算倍増を目指す。

◆少子化に関する「総合的な対策」に取り組む

- ・若い世代の所得増、雇用安定・経済的支援(育児、教育費など)
- ・支援サービス(保育、伴走型支援、地域支援) ・プレコンセプションケア・不妊治療
- ・共働き・共育て(育休、働き方改革)

◆政策理念の転換、社会・職場の意識改革に取り組む

- ・「普遍的家族政策」の考え方(こども誰でも通園制度)
- ・意識改革(男性育休、時短など多様な働き方、こども・子育てにやさしい社会づくり)に取り組む。そのためには、「トップダウン」による決断と実行も。

実現可能?



異次元の少子化対策

発表された“たたき台”その中身は?



保育サービスの拡充

誰でも利用可



一定時間の就労なしでOK

保育士の負担 **減**



1歳児の保育

6人 → 5人へ

働き方改革の推進

育休中の給付率

手取りの8割

ほぼ満額



男性の育休取得率(民間)



2025年に
約50%に

経済的支援の強化

児童手当

中学生以下まで

ひとりあたり
5000円~
1万5000円

年収
1200万で
対象外



撤廃は**当然**

この程度じゃ足りない

政府が目指す少子化対策の財源確保策

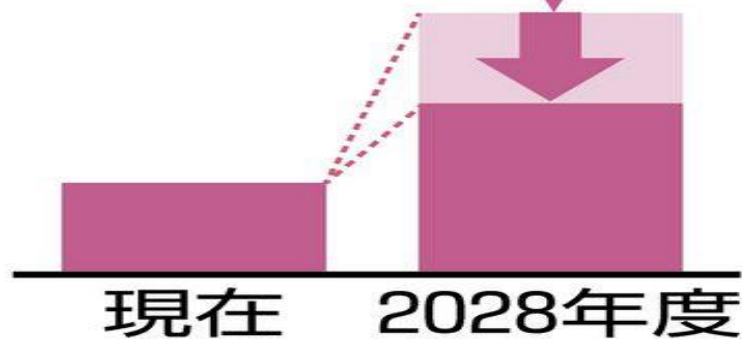
年約3.6兆円

既定予算の
組み替え
約1.5
兆円

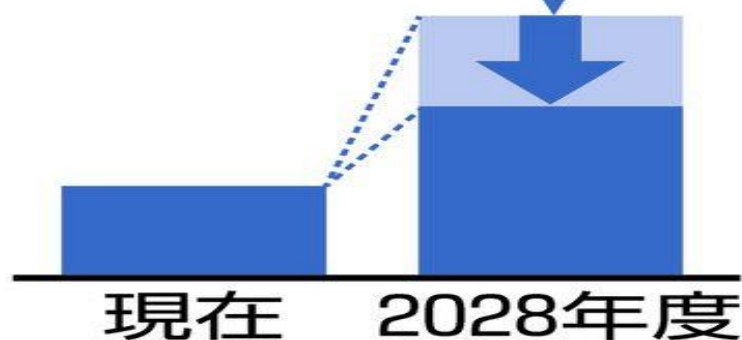
社会保障の
歳出改革
約1.1
兆円

支援金
制度
約1兆円

医療・介護分野の
歳出増を抑え、
浮いた分を
財源として充当



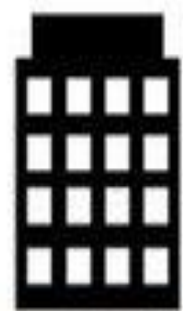
歳出改革で保険料
負担の伸びを抑え、
浮いた分の範囲内
で「支援金」を徴収



支援金制度と
少子化対策のイメージ



医療保険の加入者・事業主



子育て世帯



支援金 (1人あたり月500円程度?)

健康保険組合、国民健康保険、
後期高齢者医療制度など



年1兆円

政府 

少子化対策の
財源に充当



「子ども・子育て支援金」衆院通過

少子化対策関連法案

**医療保険料に上乗せして徴収する
「子ども・子育て支援金」制度を創設**

2030年までに
合計特殊出生率を
反転できるか？

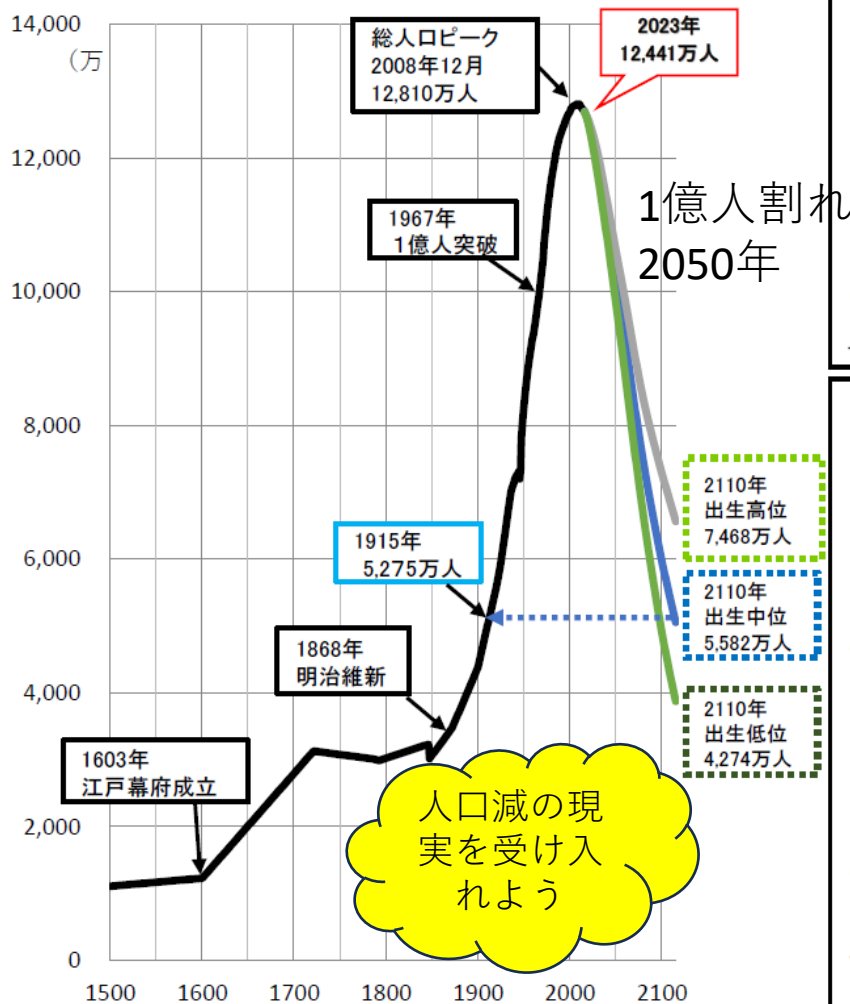


もちろん

ムリです

人口減少がもたらす影響—「超高齢化」と「縮小スパイラル」

(図) 日本の長期的な人口推移



※将来人口は、2023年推計

●人口減少社会とは「超高齢社会」

- ・ 現在1億2500万人の日本の人口は、このままいけば2110年には5000万人を切る。今から100年前の1915年は同じ人口規模だったのだから、昔に戻るだけではないかという意見もある。
- ・ しかし、そうした意見は高齢化の問題を度外視している。**人口減少は、かならず「高齢化」を伴う。**1915年の日本は高齢化率5%の若々しい国であったが、将来予想されている日本は、**高齢化率が40%の「年老いた国」**である。

●経済への影響

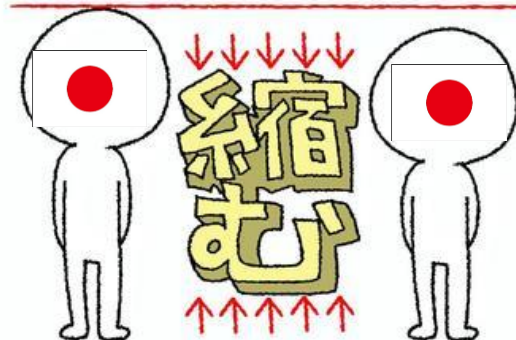
「人口が減るとことは**国内マーケット規模が減ってしまう**ことを意味する。国内マーケットが減ってしまうと、経営者はどうするかという、相対的により収益の上がるマーケットに設備投資をする。そうすると、国内への設備投資が減ってしまう。設備投資が減れば、**イノベーションが国内では減る。イノベーションが減れば、生産性は減ってしまう。**日本経済は**マイナススパイラルに陥ってしまう危険性が非常に強い。**」(出典)内閣府「選択する未来2.0」第1回議事要旨(2020年3月)P4~5、三村明夫氏発言

- ・ 人口減少による影響はまず**消費需要の低下**に表れ、それが**投資の低下**を招き、その結果、**進歩は止まり、失業と貧困が増加**。また、高齢化によって、若年層の**労働意欲・生産性が低下し、広範な社会心理的停滞**が起きる。(スウェーデン経済学者、グンナー・ミュルダール)

古い縮む日本！

- 2050年代日本の人口は1億人を割る
- 2050年代日本は1960年代の人口に戻る
- しかし違いは高齢化率
- 1960年代は高齢化率は6%、
- 2050年代の高齢化率は40%

古い



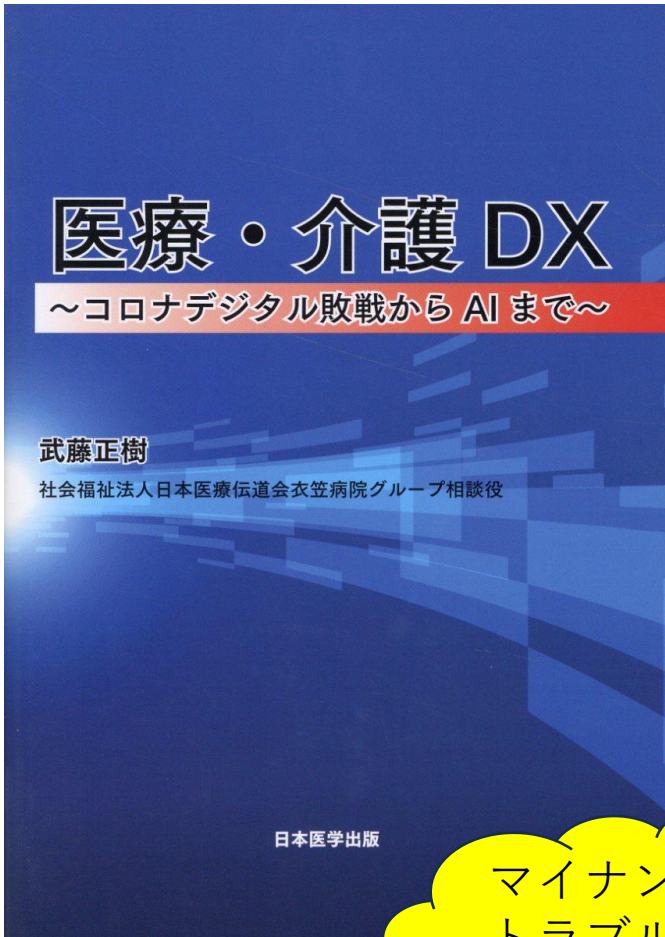


まとめと提言

- 2024年改定は惑星大直列の改定
- 改定キーワードはポスト2025年と2040年
- キーワードは後期高齢者入院パンデミック、働き方改革、タスクシフト
- ポスト2025年の新たな地域医療構想、地域包括ケアシステムの深化に期待
- 老い縮む日本をあるままに受け入れて医療介護福祉を支えていこう

医療介護DX

～コロナデジタル敗戦からAIまで～



- 武藤正樹著
- DXやAIはこれからの医療・介護に必須である。
本書はDXやAIに関心がある方、これから学ぼうとする方へ基礎をわかりやすく解説した
- 発行：[日本医学出版](#)
- 2023年5月29日
- A5判
- 216ページ
- 定価 2,200円+税

マイナンバー
トラブルで大
ピンチ

ご清聴ありがとうございました



日本医療伝道会衣笠病院グループで内科外来(月・木)、老健、在宅クリニック(金)を担当しています。患者さんをご紹介ください

本日の講演資料は武藤正樹のウェブサイトに公開しております。ご覧ください。

武藤正樹

検索



クリック

ご質問お問い合わせは以下のメールアドレスで

muto@kinugasa.or.jp



グループワーク・テーマ



- ①後期高齢者入院パンデミックの実態について意見交換しよう
- ②地域包括ケア病棟、地域包括医療病棟の現状と課題、とくに高齢者救急について意見交換しよう
- ③看護特定行為などのタスクシフトについて意見交換しよう
- ④看護師離職と看護師リクルートの現状について意見交換しよう
- ⑤看護部門と子育て支援について意見交換をしよう
- 発表は**11：20**から